

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	亀山	内線	2690			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度	根拠	身体障害者福祉法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・令和3年4月末現在数：6,876人（18歳未満含） 肢体不自由：3,234人、視覚障がい：541人、聴覚・言語機能障がい：802人、内部障がい：2,299人							
内容	<p>【身体障害者手帳区分】 ①肢体不自由（1～6級）②視覚障がい（1～6級）③聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級）④音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級）⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級）⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）⑦肝臓機能障がい（1～4級）</p> <p>【取得目的】 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障がい者の自立と社会参加を促進する、福祉サービスを受けるために必要とされる。</p> <p>【交付事務の流れ】 身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第15条指定医師の診断を受け、障害者福祉課を経由し、都知事に身体障害者手帳の交付申請を行う。診断書の提出を受けた都知事は障害程度を審査した結果、該当すると認めたときは申請者に手帳を交付する。障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合等は、上記と同様手続きで再交付（更新）申請ができる。</p>							
経過	<p>憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。</p> <p>昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日）</p> <p>昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」が定められる。</p> <p>昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加</p> <p>平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加</p> <p>平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間）</p> <p>平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる。</p> <p>平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加</p> <p>平成26年 4月 医療技術の進歩により、心臓機能障がい（ペースメーカー等を入れた方）、肢体不自由（人工関節等を入れた方）が、手術後の状態が安定した時点での認定に変更された。</p>							
必要性	-							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	交付件数(件)	625	668	552	650	900	
	②	年度末手帳所持者(人)	7,060	6,981	6,876	7,100	7,400	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続						
法定事務事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		0	0	-	-	-	-	-
決算額 (3年度は見込み)		0	0	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	交付件数 (再交付含む) (件)	850	513	650	625	668	552	650
	年度末手帳所持者数(人)	7,001	7,107	7,055	7,060	6,981	6,876	7,100

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額
	給与関係費	4,201	4,906	705	地方税等		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	453	669	216	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,654	▲ 5,575
	その他行政費用				金融収支差額 (d)		
	行政費用合計 (b)	4,654	5,575	921	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,654	▲ 5,575
	特別費用 (g)				特別収入 (f)		
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,654	▲ 5,575

備考 行政費用については、都の事業であるため給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題 ○65歳以上の手帳所持者が全体の6割以上を占めているため、介護保険との連携、及びサービス面の調整が必要である。
○組織改正により保健師が保健所に移管となったが、これまで保健師が関わっていた身体及び精神の手帳を所持している方や、精神障害者手帳は所持していないが精神面での支援が必要な方等への対応を含め、今後も保健所との連携が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、関係機関と連携を密に図りつつ支援を行っていく。	関係機関と連携を密に図りつつ支援を行った。	引き続き、関係機関と連携を密に図りつつ支援を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	身体障害者福祉法に基づく事務

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-02		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	愛の手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉	
			担当者名	鈴木	内線	2690	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 42	（ 1967 ）	年度	根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内		<input checked="" type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。						
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 令和3年3月末現在：1,508人（18歳未満含） 1度：57人 2度：308人 3度：355人 4度：798人						
内容	<p>【手帳区分】知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。（1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】手帳は知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】</p> <p>①交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は荒川区子ども家庭総合センターへ、18歳以上は東京都心身障害者福祉センターへ申請する）</p> <p>②荒川区子ども家庭総合センター又は東京都心身障害者福祉センターは面接検査を行い、障害程度を判定する。</p> <p>③区は交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。</p> <p>④区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。</p>						
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる 令和 2年 7月 荒川区子ども家庭総合センター開設						
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 交付件数（人）	43	53	52	53	60	
	② 年度末手帳所持者数（人）	1,449	1,487	1,518	1,530	1,600	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		0	0	-	-	-	-	-
決算額 (3年度は見込み)		0	0	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	交付件数(人)	49	53	46	43	53	52	53
	年度末手帳所持者数(人)	1,369	1,398	1,424	1,449	1,487	1,518	1,530

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,201	4,906	705	地方税等				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	453	669	216	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,654	▲ 5,575	▲ 921	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	4,654	5,575	921	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,654	▲ 5,575	▲ 921	
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,654	▲ 5,575	▲ 921		

備考 行政費用については、都の事業であるため給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題 児童福祉法の改正により、当区に児童相談所が設置されたため、児童相談所業務である愛の手帳の交付について、区児童相談所との調整など詳細な検討が必要。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	児童相談所の設置に係る課題について引き続き検討をする。	児童相談所との調整など、愛の手帳交付事務における課題について検討をする。	児童相談所との調整など、愛の手帳交付事務における課題について検討をする。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-03	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	曲田	内線	2688			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 7（1995）年度	根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	条					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。							
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。3年3月末日現在の手帳所持者数：2,479人（内訳1級：111人 2級：1,197人 3級：1,171人）※参考：自立支援医療制度利用者4,282人（3年3月末時点）							
内容	<p>【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。</p> <p>【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）、手帳1級所持者には心身障害者医療費助成制度（マル障）。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 ②東京都へ申請書類を送付し、都は審査後、手帳発行し区へ送付する ③処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す <p>※申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する</p>							
経過	<p>平成12年 4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管</p> <p>平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる</p> <p>平成20年 4月 都営交通無料パス（有効期間2年）が無料交付</p> <p>平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）</p> <p>平成22年 3月 身体障害者手帳及び愛の手帳と同様の様式に改正</p> <p>平成23年 4月 自立支援医療受給者証と精神障害者福祉手帳の有効期間終了日を同日にできる。</p> <p>平成26年 4月 性同一性障害の方に配慮し性別欄を削除し、同時に自立支援医療受給者番号削除</p> <p>平成28年 1月 各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始</p> <p>平成31年 1月 手帳1級所持者に心身障害者医療費助成制度（マル障）の対象が拡大される。</p> <p>令和 2年 5月 コロナウイルス感染拡大防止のため、診断書の提出を1年間猶予される。</p>							
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 経由事務のため、予算措置なし。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	所持者数の割合（%）	59	61	58	59	64	精神保健福祉手帳の所持者数 ／自立支援医療利用者数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続						
法定事務事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		0	0	-	-	-	-	-
決算額 (3年度は見込み)		0	0	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	手帳所持者数(3月31日現在)(人)	1,783	1,892	2,054	2,229	2,385	2,479	2,604
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目	元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,569	4,766	197		行政収入	地方税等	
物件費					国庫支出金				
維持補修費					都支出金				
扶助費					分担金及び負担金				
補助費等					使用料及び手数料				
減価償却費					その他				
不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0		0	0
賞与・退職給与引当金繰入額		493	650	157	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,062		▲ 5,416	▲ 354
その他行政費用					金融収支差額(d)				
行政費用合計(b)		5,062	5,416	354	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,062		▲ 5,416	▲ 354
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,062	▲ 5,416	▲ 354		

備考

行政費用については、都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。給与関係費の増は、件数増に伴う事務量の変化による。

問題点・課題

○診断書を添付し申請した手帳所持者で、自立支援医療の新規・再開申請する場合に、手帳の写しで申請できることを周知徹底する。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	手帳による福祉サービス利用等について、新規申請者への説明を徹底する。	手帳による福祉サービス利用等について、新規申請者への説明を徹底した。	今後も継続して、手帳による福祉サービス利用等について、新規申請者への説明を徹底する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事務
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-04		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	自立支援医療（精神通院）制度等		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	曲田	内線	2688		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	障害者総合支援法第52条、第53条			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	自立支援医療制度（精神通院）は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に於いて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、入院医療費を軽減し、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。							
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神医療：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者（食事療養費のみ自己負担、承認期間1年）							
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定（負担上限月額0円～20,000円）。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ ① 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 ② 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 ③ 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 ④ 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は国保受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通院する。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。							
経過	平成12年4月	通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。						
	平成12年9月	国に準じ5%の自己負担を導入（生保・国保を除く）						
	平成15年4月	国保加入者について自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更						
	平成18年4月	通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。						
	平成22年4月	平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。						
	平成24年4月	荒川区住民税課税・非課税者に対して、住民税証明書の替りに職権確認による受付開始						
	平成25年4月	根拠法令改正（障害者自立支援法一略称・障害者総合支援法）						
	平成28年1月	各種申請書類が新様式に変更となり、個人番号（マイナンバー）の記載を開始。						
	平成29年11月	マイナンバー制度を利用した情報連携の本格運用が開始。						
	令和 2年5月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、有効期間が1年間延長となる。						
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 令和2年度交付金 2,320,037円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	受案件数（新規・再開・更新・変更届）（件）	5,611	5,776	4,145	5,776	6,200	2年度はコロナによる自動延長
	②	受給者数（年度末現在）（人）	3,756	3,885	4,282	4,488	4,400	2年度は元年度末+2年度新規
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (3年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	自立支援医療申請受理件数(件)	4,714	5,014	5,299	5,611	5,776	4,145	5,776
	自立支援医療受給者数(人)	3,109	3,244	3,447	3,756	3,885	4,282	4,488
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額
	給与関係費	9,727	8,830	▲ 897	地方税等		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,050	1,204	154	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,777	▲ 10,034
	その他行政費用				金融収支差額(d)		
	行政費用合計(b)	10,777	10,034	▲ 743	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,777	▲ 10,034
	特別費用(g)				特別収入(f)		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,777	▲ 10,034

備考

行政費用については、都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。給与関係費の減は、件数減に伴う事務量の変化による。

問題点・課題

○保険証の変更及び修正申告等により住民税の変更があった場合、速やかに届出をするよう指導する。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	申請後に受診者証が届くまで、時間を要しているため、その期間の受診等について、統一した説明を行っていく。	申請後に受診者証が届くまで、時間を要しているため、その期間の受診等について、統一した説明を行った。	申請後、受診者証が届くまでに時間を要しているため、今後も継続して、その期間の受診等について、統一した説明を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	経由事務 (法定事務)
況 (要旨)	平成28年度9月会議 「精神医療の実態把握及び指導強化について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-05	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	田中	内線	2692			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47（ 1972 ）年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	規則					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。							
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 令和3年3月末日現在 認定者数2,489名							
内容	<p>国指定：333疾病、都指定：8疾病 合計：341疾病</p> <p>〔助成内容〕</p> <p>難病治療にかかる医療保険又は介護保険給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担（2割）のうち、保険加入者の住民税所得割額に応じた自己負担上限額を差し引いた金額を助成する。</p> <p>自己負担上限額…（生活保護）0円～上位所得（住民税25.1万円以上）30,000円</p> <p>高額かつ長期により軽減の制度あり ※国指定疾病のみ生活保護受給者対象</p> <p>〔申請手続き〕</p> <p>1 申請受付 ①申請書類等を受理し、東京都へ進達する。②区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接医療受給者証又は都医療券が送付される。③年1回更新手続きする。</p> <p>2 申請者は、医療受給者証又は都医療券を医療機関に提示して受診する。</p> <p>3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業他</p>							
経過	平成29年 1月	マイナンバー制度導入に伴い更新申請時、個人番号に係る調書の添付を開始する。新規申請については、平成28年8月受理分から適用。						
	平成29年 4月	国の指定難病の追加（24疾病）があり、330疾病となる。障害者総合支援法に規定する「障害者総合支援法対象疾病」が見直し、358疾病となる						
	平成29年11月	マイナンバー制度を利用した情報連携の本格運用が開始。						
	12月	平成27年1月1日に開始した経過措置期間が満了となる。						
	平成30年 4月	国の指定難病の追加（1疾病）があり、331疾病となる。障害者総合支援法に規定する「障害者総合支援法対象疾病」が見直し、359疾病となる						
	平成30年12月	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（肝がん・重度肝硬変医療費助成制度）開始。						
	令和元年 7月	国の指定難病の追加（2疾病）があり、333疾病となる。						
	令和 2年 5月	コロナウイルス感染拡大防止のため、有効期間が1年間延長になる。						
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 経由事務のため予算措置無し。東京都から受理事務手数料あり 令和2年度都交付金（取扱件数1,378件分） 703,899円							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	難病認定者（人）	2,321	2,384	2,489	2,530	2,800	
	②	申請（件）	2,742	2,817	1,060	2,817	3,000	H30年度より肝炎を除く
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続						
患者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		0	0	-	-	-	-	-
決算額 (3年度は見込み)		0	0	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	難病認定者 (人)	2,147	2,333	2,398	2,321	2,384	2,489	2,530
	申請 (件)	2,754	2,776	2,853	2,742	2,817	1,060	2,817

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	行政収入	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,561	4,625	▲ 1,936		地方税等				
	物件費				国庫支出金						
	維持補修費				都支出金						
	扶助費				分担金及び負担金						
	補助費等				使用料及び手数料						
	減価償却費				その他						
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0	0			
	賞与・退職給与引当金繰入額	708	631	▲ 77	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 7,269	▲ 5,256	2,013			
	その他行政費用				金融収支差額 (d)						
	行政費用合計 (b)	7,269	5,256	▲ 2,013	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 7,269	▲ 5,256	2,013			
	特別費用 (g)				特別収入 (f)						
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 7,269	▲ 5,256	2,013			

備考 行政費用については、都の経由事務であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。
給与関係費の減は、新型コロナウイルス対策としての更新自動延長に伴う事務量の変化による。

問題点・課題 ○平成30年2月に、東京都のシステム上の理由で一旦運用中止となっていた変更申請におけるマイナンバー連携が、令和3年1月より運用再開となった。申請者にとってこれまで必須であった住民票や税証明等の書類取得を省略できるメリットがあるが、連携不可の手続きもあるため、窓口や電話対応時には確実な案内が求められる。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規、転入等、手続きが異なる申請には特に注意をしていく。	新規、転入等、手続きが異なる申請には特に注意をした。	今後も継続して、新規、転入等、手続きが異なる申請に注意をする。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
経由事務	

議会(要旨)質問状
平成26年度2月会議 「指定難病拡大とともに医療費が有料化された方への区の助成について」
平成29年度2月会議 「難病患者支援・相談窓口の設置について」
平成29年度9月会議 「難病医療費助成制度の医療機関及び区報での周知について」
令和元年度6月会議 「難病患者へのあらかわ安心カードの配布について」
「難病支援策として、①難病相談窓口の設置②難病カフェの開催について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-06		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	屋田	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 39	（ 1964 ）	年度	根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則 等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。							
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者（介護運転の場合は第1種）							
内容	【都営交通無料乗車券】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。（第1種のは手帳を提示することにより介護者1人が半額）有効期間は3年。※精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 【民営バス運賃割引証】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 窓口：障害者福祉課 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。							
経過	平成12年10月13日	精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。						
	平成15年12月1日	有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。						
	平成18年度	都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。						
	平成21年9月30日	更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生月末に変更する。						
	平成21年11月1日～	磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。						
	平成24年9月14日	一斉更新において、有効期限の誕生月末への移行が完了となる。						
	令和元年9月～	【有料道路】障がい者手帳のカード化に対応するため、紙様式及びカード様式ともに、従来のスタンプの押印からシール貼付に変更となる。						
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 都営交通無料乗車券は交通局から発行手数料（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）があり、障害サービス事務費へ財源充当している。（元年度決算額 73,100円）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	無料乗車券交付件数(件)	1,763	1,424	1,139	1,442	1,785	
	②	有料道路割引取扱件数(件)	480	473	455	500	500	
③	民営バス運賃割引証交付件数(件)	46	59	57	60	62		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続	継続	障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		0	0	-	-	-	-	-
決算額 (3年度は見込み)		0	0	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	無料乗車券交付件数(件)	1,593	1,541	1,453	1,763	1,424	1,139	1,442
	有料道路割引取扱件数(件)	478	518	391	480	473	455	500

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,754	1,402	▲ 352	地方税等				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	189	191	2	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,943	▲ 1,593	350	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	1,943	1,593	▲ 350	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,943	▲ 1,593	350	
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,943	▲ 1,593	350		

備考 行政費用については、都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題 心身障がい者が都営交通を利用できるように都と連携していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	事業の実施主体である東京都への実績報告等について、遺漏なく迅速に対応をする。	事業の実施主体である東京都への実績報告等について、遺漏なく迅速に対応をした。	引き続き、事業の実施主体である東京都への実績報告等について、遺漏なく迅速に対応をする。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	東京都の経由事務

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-07		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	太田	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	障害者施設介護・訓練等給付費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が、在宅では十分に援護を受けることができなかつたり、また自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設に入所もしくは通所し、当該障がい者の福祉の向上及び自立を図る。 進行性筋萎縮症の身体障がい者に対して、指定の医療機関に入院して療養とあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。 							
対象者等	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者で、在宅生活の困難な者、または更生訓練等を必要とする者							
内容	<p>【自立支援給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立訓練 … 身体機能又は生活能力向上のための訓練を行う。 就労移行支援 … 就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。 就労継続支援 … 就労の機会を提供、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識及び能力向上のための訓練等を行う。A型（雇成型）とB型（非雇成型）がある。 施設入所支援 … 施設に入所する障がい者に対し、主に夜間の介護を行う。 療養介護 … 医療を要する障がい者に対し、機能訓練、療養上の管理、介護を行う。 生活介護 … 常時介護が必要な方に、昼間に食事や入浴、排せつ等のサービスを提供する。 就労定着支援 … 一般就労移行者の移行後の生活面に係る支援を行う。 <p>※利用者負担額：施設入所は、生活保護及び非課税世帯は0円。課税世帯は上限月額37,200円と自己負担割合相当額（1割）を比較して低額な方。ただし通所サービスは、区独自軽減策により3%負担。</p>							
経過	<p>昭和49年 4月 措置制度による施設措置開始</p> <p>平成15年 4月 支援費制度（施設訓練等支援費）開始 措置から契約へ</p> <p>平成18年 4月 障害者自立支援法施行、食費等実費負担導入 ※同10月全面施行</p> <p>平成21年 4月 報酬改定</p> <p>平成24年 3月 旧法施設の経過措置終了</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p> <p>平成30年 4月 障害者総合支援法改正により、新たなサービス「就労定着支援」の追加</p> <p>令和3年 4月 報酬改定</p>							
必要性	在宅生活の困難な障がい者の居住場所の確保、自立した生活のための訓練又は就労のための訓練として、必要である。							
実施方法	<p>（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>【審査・決定】直営</p> <p>【支払】東京都国民健康保険団体連合会</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	療養機関入所者数（人）	21	20	18	19	21	※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
	②	施設入所者数（人）	154	151	144	142	155	※24年度以降、18歳以上の旧障害児施設入所者を含む
③	施設通所者数（人）	789	816	777	830	900	※24年4月から作業所ポネルフ含む	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続	継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		1,515,681	1,525,179	1,595,995	1,675,483	1,658,497	1,763,118	1,798,487
決算額(3年度は見込み)		1,440,668	1,496,694	1,553,485	1,575,883	1,636,811	1,746,259	1,798,487
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
療養介護対象者数(人)		21	21	21	21	20	18	19
施設入所者数(人)		154	157	153	154	151	144	142
施設通所者数(人)		554	572	612	789	816	777	830

予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	自立支援給付費	1,712,095	扶助費	自立支援給付費	1,746,259	扶助費	自立支援給付費	1,798,487

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,473	2,803	1,330	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	770,791	839,604	68,813	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	494,676	425,082	▲69,594	
	扶助費	1,636,811	1,746,259	109,448	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,265,467	1,264,686	▲781	
	賞与・退職給与引当金繰入額	159	382	223	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲372,976	▲484,758	▲111,782	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,638,443	1,749,444	111,001	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲372,976	▲484,758	▲111,782	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲372,976	▲484,758	▲111,782		

備考 行政費用のうち扶助費の増は、報酬改定等や利用時間、回数の増に伴うものである。

問題点・課題 地域移行等の取り組みの影響もあり、施設入所者は目標に比べて減少傾向である。ただし、報酬改定や個々の利用者の利用回数等の増に伴って、全体の扶助費は増加傾向にある。今後も生活介護等、需要に応じて定員の拡大等を図っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	需要を見極めながら、定員の拡大等を図っていく。	生活介護の需要拡大に対応するため、高齢者施設を障害者施設に改修し、定員拡大を図った。	需要に応じ、定員の拡大、新規施設の誘致等を図っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-08		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	對馬	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-02	ホームヘルプ事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むにあたって必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。							
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない部分については、必要に応じ障害福祉サービスで上乗せの対象とする。							
内容	【支援の種類（介護給付）】 ・居宅介護（障害支援区分1以上※ただし、通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）・・・自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害支援区分4以上）・・・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行う ・行動援護（障害支援区分3以上であって、行動関連項目等の合計点数が10点以上）・・・自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う ・同行援護（障害支援区分不要※ただし、調査票の項目に該当する場合に対象となる）・・・視覚障がい等で移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う 【利用者負担額】生活保護及び非課税世帯：0円、課税世帯：上限月額（37,200円、9,300円、4,600円）と自己負担割合相当額（1割）とを比較して低額な方。ただし、区独自軽減策により3%負担。							
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法施行（介護給付） 平成18年10月 日常生活支援⇒重度訪問介護 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 平成26年 4月 重度訪問介護の対象拡大（重度身体障がい者に加え重度知的障がい者、重度精神障がい者も対象となる） 平成27年 4月 報酬改定 平成29年 4月 報酬改定（処遇改善加算） 平成30年 4月 報酬改定 令和元年10月 報酬改定 令和3年 4月 報酬改定							
必要性	心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務の大部分を委託している 【サービス提供】都指定居宅介護事業者							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	居宅介護 利用実人数(人)	440	455	452	460	500	
	②	重度訪問介護 利用実人数(人)	30	28	28	30	35	
③	同行援護・行動援護 利用実人数(人)	105	90	87	90	100		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
推進	推進	心身障害者(児)が在宅生活を送るために推進していく。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		582,467	534,690	558,821	576,197	651,580	633,361	730,234
決算額(3年度は見込み)		516,444	534,690	550,561	576,196	643,419	621,338	730,234
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
居宅介護 利用時間数(時間)		69,640.2	43,906.8	74,328.0	72,640.6	71,638.8	70,458.3	83,922.0
重度訪問介護 利用時間数(時間)		75,935.0	74,343.0	69,240.0	72,978.8	57,132.4	71,540.0	100,144.0
同行援護 利用時間数(時間)		25,468.5	25,683.5	25,888.0	25,444.2	18,556.1	22,149.5	36,149.0
行動援護 利用時間数(時間)					415.0	654.0	798.5	729.0

予算・決算の内訳 (単位：千円)

令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	565,193	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	621,338	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	730,234

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額
	給与関係費	2,577	1,402	▲ 1,175	地方税等	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	278,805	316,445
	維持補修費	0	0	0	都支出金	149,686	175,291
	扶助費	643,419	621,338	▲ 22,081	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	428,491	491,736
	賞与・退職給与引当金繰入額	278	191	▲ 87	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 217,783	▲ 131,195
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	646,274	622,931	▲ 23,343	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 217,783	▲ 131,195
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 217,783	▲ 131,195

備考 行政収入については、扶助費の費用の2分の1を国(国庫支出金)が、4分の1を都(都支出金)が負担している。

問題点・課題 ○管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底をさらに図る必要がある。
○請求審査業務について、理解・周知徹底を強化していくとともに、審査の質を高める必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい者の社会参加促進や安定した日常生活のために、適切な指導を継続して行く。	請求審査業務について、適切な指導ができた。また、区内居宅サービス提供事業所とのネットワークを構築することができた。	障がい者の社会参加促進や安定した日常生活のために、サービス提供事業所と連携し適切な審査・指導を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会質問状(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-09	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input checked="" type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者グループホーム費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	根岸、小林	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-03	グループホーム事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15（ 2003 ）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者グループホーム支援事業実施要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	グループホームの入居者に対して家賃助成を行うとともに、共同生活援助を行う事業所の運営に係る経費の一部を助成することにより、グループホームの安定的な運営を確保し、障がい者の地域社会における自立した生活の促進を図る。							
対象者等	【サービス利用対象者】日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴、相談等の日常生活上の援助が必要な者 【運営費助成対象者】指定を受けたグループホーム事業者							
内容	【運営費の助成】 ・支給決定した障がい者が共同生活援助サービスに要した費用（9割）を、事業者に訓練等給付費として支給する。（都内事業者に対しては、訓練等給付費の他、運営助成として都加算を行う） ・グループホームを新設又は増設する事業者に対し、開設準備経費を助成する。 基準額：309,000円（備品購入費、備品購入に伴う設備設置費） 【入居者の家賃助成】 <知的・身体障がい者・難病患者> ①所得月額73,000円未満 …月額24,000円を限度に本人に助成 ②所得月額73,000円以上97,000円未満…月額12,000円を限度に本人に助成 <精神障がい者>施設借上費として、入居者1室あたり月額69,800円を限度に事業所に助成 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割負担）、家賃、食費、共益（光熱水）費等の実費							
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法に移行、単価が日額化 平成19年 4月 精神障害者グループホーム事業を統合 平成21年 4月 報酬改定（同10月にグループホームの入居者に身体障がい者が追加される） 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、(略称)障害者総合支援法となる 平成26年 4月 ケアホームがグループホームに一元化、報酬改定 平成30年 4月 報酬改定 平成31年 1月 都加算単価改定、要綱改定 令和元年10月 報酬改定 令和3年 4月 国報酬改定、都要領及び区要綱改正							
必要性	障がい者が地域において自立した生活を営むことを支援する事業として、グループホームにおける居住の場や、食事の提供、健康管理、金銭管理等日常生活に必要な支援や指導は不可欠である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 【支給決定・支払】 直営 【共同生活援助サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	グループホーム入居者実人数(人)	185	198	215	230	305	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		469,507	478,928	510,525	563,261	595,092	635,807	696,740
決算額(3年度は見込み)		431,606	471,363	495,788	513,583	577,974	621,449	696,740
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
グループホーム入居者実人数(人)		177	161	171	185	198	215	230
家賃助成対象者(人)		77	87	89	86	96	100	107
予算・決算の内訳		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	国単価、都加算、家賃助成等	577,974	扶助費	国単価、都加算、家賃助成	621,449	扶助費	国単価、都加算、家賃助成	696,740

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	2,725	1,402	▲ 1,323	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	248,543	292,235	43,692
	維持補修費	0	0	0	都支出金	116,853	117,619	766
	扶助費	577,974	621,449	43,475	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	365,396	409,854	44,458
	賞与・退職給与引当金繰入額	294	191	▲ 103	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 215,597	▲ 213,188	2,409
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	580,993	623,042	42,049	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 215,597	▲ 213,188	2,409
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 215,597	▲ 213,188	2,409

備考

行政費用のうち扶助費の増は、障害福祉サービス利用者が増えたことによるものである。

問題点・課題

・グループホームの新規開設及び増設に当たっては、開設以降の安定的な運営を確保できるよう、区内グループホームの利用状況等について適宜相談者に対して情報提供を行うとともに、事業計画が区のニーズに即した内容であるか確認を行う必要がある。

・継続したサービスの提供が行えるよう、共同生活援助を行う区内事業者に対し新型コロナウイルス感染症の影響により活用できる制度や物資提供の案内等について引き続き情報提供を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	グループホーム連絡会を行い事業者と連携することで、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備する。	感染症拡大の影響により一部の連絡会が中止となったが、最新入居者数一覧を作成し事業者に共有することで連携を図った。	引き続き連絡会を通じて区内事業者との連携を深めながら、区内におけるニーズの把握を行っている。
②			国及び都通知等の最新情報を把握し、事業者に対し情報提供を行うとともに、問合せに対して迅速に対応していく。
③			

他区の実況	(実施)		未実施		不明	
	22区	0区	0区	0区	0区	0区
法定事業						
議会要旨(要旨)	平成27年度 6月会議 平成28年度 9月会議 平成28年度 11月会議 平成29年度 6月会議	「障害者支援について(グループホームの充実)」 「日暮里地区のグループホーム早期開設ほか」 「障がい者施設に関する支援について」 「区独自の運営費補助について」				

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-10		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	短期入所給付費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	屋田	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-04	短期入所事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、東京都障害者（児）短期入所事業取扱要領			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	在宅の心身障がい者（児）を介護している保護者が、疾病等の事由により家庭における介護が困難となった場合に、短期入所施設を利用することで家族の負担軽減を図るほか、短期入所事業に要する経費に対し、一部を補助し、事業の円滑な執行を図る。							
対象者等	【短期入所サービス利用対象者】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者。ただし、児童については、それぞれの手帳所持者に準ずる者も対象とする。 【運営費助成対象者】指定を受けた短期入所事業者							
内容	【サービス内容】 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）施設で、入浴・排せつ・食事等の介護を行う。 【利用者負担】 障害福祉サービス費（1割）だが、区の独自軽減策により利用者負担割合を3%としている。 【運営費助成】 ・支給決定を受けた障がい者（児）が短期入所サービスに要した費用（9割）を事業者に介護給付費として支給する。 ・障害支援区分及び事業者の級地区分に利用日数を乗じた額の加算を行う。（都加算）							
経過	平成15年 4月 支援費制度の導入により、区が実施主体となる。 平成18年 4月 障害者自立支援法の成立により介護給付の短期入所事業となる（精神障がい含む） 平成21年 4月 報酬改定 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、（略称）障害者総合支援法となる 平成26年 4月 消費税率改定による報酬改定 平成27年 4月 報酬改定 平成30年 4月 報酬改定（利用日数等に制限設定） 令和元年10月 消費税率改定による報酬改定 令和3年 4月 報酬改定							
必要性	常に在宅で障がい者（児）を介護している者の身体的精神的負担は大きい。介護している者が、疾病等で介護が困難となった場合に、障がい者を一時的に保護することにより、在宅介護の質の向上を図る。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 【支給決定・支払】 直営 【短期入所サービス提供】 指定障害福祉サービス事業者が実施する							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用者数（人）	152	143	91	154	160	
	②	利用総日数（日）	10,417	9,263	6,307	9,651	12,250	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額		145,923	153,422	169,272	149,985	153,063	109,388	124,143	
決算額（3年度は見込み）		144,924	143,591	146,758	129,029	122,485	93,976	124,143	
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
事項名（3年度は見込み）									
利用者数（人）		127	117	132	152	143	91	154	
利用総日数（日）		11,379	11,532	11,639	10,417	9,263	6,307	9,651	
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
扶助費	短期入所給付費	122,485	扶助費	短期入所給付費	93,976	扶助費	短期入所給付費	124,143	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,209	1,752	▲ 457	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	62,424	65,055	2,631	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	44,577	33,357	▲ 11,220	
	扶助費	122,485	93,976	▲ 28,509	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	107,001	98,412	▲ 8,589	
	賞与・退職給与引当金繰入額	238	239	1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 17,931	2,445	20,376	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	124,932	95,967	▲ 28,965	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 17,931	2,445	20,376	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 17,931	2,445	20,376		

備考 行政費用のうち扶助費の減は、新型コロナウイルスの感染拡大によって緊急事態宣言などが発せられた関係から、利用制限や、利用控えなどにより利用総日数減ったことによる。

問題点・課題 ○新型コロナウイルス感染症拡大によって各事業所が感染対策に注力するために人員が割かれている。
○新型コロナウイルス感染症対策の一環として短期入所の受け入れ数を制限している事業所があり、利用日数が大幅に減っている。利用日数の低下は、事業者の給付費収入に直接影響があることから、事業所の経営状況について注視する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	マニュアルの見直しや整理などをする。	新型コロナウイルス感染症拡大に関する通知等の周知を行い、感染拡大の防止と事業者支援に努めた。	引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努め、利用者が安全にサービスが利用できるよう事業所を支援する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-11		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障害福祉サービス等相談支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	鈴木	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-05	障害福祉サービス等相談支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 25（ 2013 ）年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害福祉サービス等の利用や単身障がい者が地域生活を送るための相談支援事業に対して相談支援給付費を支給し、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支える支援体制の強化を図る。							
対象者等	【計画相談支援】障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する全ての障がい者（児） 【地域相談支援】地域生活への移行・定着に際し、支援が必要な障がい者 【自立生活援助】施設やグループホームの利用経験があり、現在は居宅生活の障がい者							
内容	【計画相談支援】障害福祉サービスの利用希望者（セルフプラン希望者を除く）は、区にサービス利用申請を行い、指定特定・指定障害児相談支援事業者から生活環境やサービスの利用意向等を勘案して利用サービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」の作成を受ける。区からの支給決定後、モニタリングと呼ばれるサービス内容を活用できているかどうかの確認を定期的に行い、必要があれば計画内容を変更する等、利用者の現状に即したサービス活用の支援をする。 【地域相談支援】下記の支援を通じ、障がい者が施設や病院でなく地域で暮らせるよう支援する。 ○地域移行支援／施設入所者・精神科入院者が退院・退所し、地域での生活に移行するための相談や住居探しの手助け等の支援を行う。 ○地域定着支援／地域移行者や単身者等、障がい特性による緊急事態に備え常時の連絡体制を必要とする障がい者について、24時間連絡体制を確保し、緊急時の支援を行う。 【自立生活援助】居宅訪問等により障がい者の生活状況を把握・確認し、必要な助言を行う。							
経過	平成25年 4月	地域生活支援センターアベリアで特定相談支援・障害児相談支援事業開始						
	平成26年 4月	アリスあらかわで特定相談支援・障害児相談支援事業開始						
	平成27年 2月	相談支援センターあらかわで特定相談支援事業（令和元年8月障害児相談支援）開始						
	平成27年 3月	障害者福祉課で特定相談支援・障害児相談支援事業開始						
	平成27年 7月	宮本相談支援センターにて特定相談支援・障害児相談支援事業開始						
	平成27年11月	トム相談支援事業所にて特定相談支援・障害児相談支援事業開始						
	平成28年 6月	荒川自立支援センターにて障害児相談支援事業開始						
	平成29年 4月	ワイスブライ相談支援事業所にて特定相談支援事業（令和元年9月障害児相談支援）開始						
	平成30年 1月	相談支援事業所荒川愛恵苑で特定相談支援事業開始						
	令和元年 6月	Grow日暮里で特定相談支援事業開始						
	令和 2年 3月	おぐの相談室で特定相談支援・障害児相談支援事業開始						
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	サービス利用支援等件数(件)	4,021	4,408	4,374	4,500	6,500	
	②	地域移行支援件数(件)	19	16	15	20	50	
③	地域定着支援件数(件)	183	220	300	330	800		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、重要な事業である。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		34,248	56,092	70,512	96,105	98,405	102,562	113,674
決算額(3年度は見込み)		31,976	55,476	67,392	76,371	83,666	87,821	113,674
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
サービス利用支援等件数(件)		1,664	3,321	3,816	4,021	4,408	4,374	4,500
地域移行支援件数(件)		8	21	12	19	16	15	20
地域定着支援件数(件)		54	127	181	183	220	300	330
自立生活援助件数(件)					68	75	34	50
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品等	4	需用費	消耗品等	5
扶助費	計画相談支援給付費	83,666	扶助費	計画相談支援給付費	87,818	扶助費	計画相談支援給付費	113,669

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	5,154	7,989	2,835	地方税等	0	0	0
	物件費	0	4	4	国庫支出金	47,215	42,167	▲5,048
	維持補修費	0	0	0	都支出金	22,448	22,843	395
	扶助費	83,666	87,818	4,152	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	69,663	65,010	▲4,653
	賞与・退職給与引当金繰入額	556	1,089	533	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲19,713	▲31,890	▲12,177
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	89,376	96,900	7,524	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲19,713	▲31,890	▲12,177
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲19,713	▲31,890	▲12,177	

備考

行政費用のうち扶助費の増は、地域定着支援件数が増加したことによる。
行政収入は、各支出金で自立支援給付費負担金を受入れている。

問題点・課題

○ [計画相談支援] 令和2年3月に1事業所が開設し、区内事業所数が10事業所(障害児相談支援は8事業所)となる。令和3年3月末時点での自立支援給付・障害児通所支援受給者の作成率は92.7%(ケアプラン6.7%、セルフプラン0.6%)であるが、今後の新規利用希望者を考慮すると全件対応は困難な為、今後も区内事業所を増やしていく必要がある。
○ [地域相談支援] 区内に2事業所が開設されてから、地域定着支援を中心として利用者が増えつつある。今後も対象者を見極めながら、可能な限り地域での生活を実現していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き新規事業所開設への働きかけを行う。連絡会では議案に工夫を凝らし、相談員の質の底上げを目指す。	コロナ禍においてもオンラインで連絡会を開催し、情報共有と相談員の質の向上を図った。	新規事業所開設への働きかけを行っていく。また、既存の事業所の相談支援体制強化に努めている。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
状況(要旨)	平成27年度6月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-12		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	障がい児通所支援給付費支給事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉	
			担当者名	靄山	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-01	障害児通所支援事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	児童福祉法、荒川区利用者負担に係る多子軽減措置に伴う指定通所支援費用支給要綱		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成				
目的	障がい児が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應できるようにする。また、近年においては、就学児の放課後および休業日の活動場所となっている。						
対象者等	療育の観点から、個別療育・集団療育を行う必要が認められる障がい児						
内容	<p>【実施内容】 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援→日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>【利用方法】 申請→支給決定→利用（サービス提供事業者と契約）→利用者負担額支払</p> <p>【利用者負担額】 生活保護及び非課税世帯：0円 課税世帯：上限月額（税額により4,600円または37,200円）と総費用額の1割とを比較して低額な方。兄弟が未就学児の場合は多子軽減あり（総費用額の5/100負担、3人目以降負担なし）。ただし、市町村民税所得割合算額77,101円未満の世帯は兄弟が未就学児でなくても対象。※荒川区立心身障害者福祉センター利用者は無料。他事業所は区制度による軽減策（3%負担）。 なお、3～5歳の子どもの利用者負担は無料。</p>						
経過	平成15年 4月 支援費制度開始 平成18年 4月 障害者自立支援法により利用者負担改定（同10月に全面施行） 平成21年 4月 報酬改定 平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が免除となる） 平成24年 4月 法改正により児童福祉法に移管し障害児通所支援となる 平成26年 4月 多子軽減措置開始 平成28年 4月 多子軽減措置対象者拡大 平成29年 4月 報酬改定 平成30年 4月 児童福祉法改正により、対象サービス追加、報酬改定 令和元年10月 3～5歳の子どもの利用者負担無償化開始、報酬改定（消費税増税に伴う改定） 令和 2年 7月 児相の設置に伴い、児童通所支援事業所の指定業務が東京都より移管となる						
必要性	基本動作の習得による利用者の自立や社会参加の促進、介護者の負担軽減による日常生活の質の向上を図り、在宅生活の充実化のためにも必要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 指定事業者が実施する						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 年間延べ利用回数（回）	38,881	45,720	44,458	48,400	59,600	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		148,956	282,756	350,314	456,425	503,433	515,065	506,908
決算額(3年度は見込み)		148,931	262,026	343,826	381,182	491,693	507,644	506,908
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
利用回数(回)		17,592	27,670	33,859	38,881	45,720	44,458	48,400
利用人数(人)		292	389	509	484	515	539	600

予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	障害児通所給付費・医療費	491,693	扶助費	障害児通所給付費・医療費	507,644	扶助費	障害児通所給付費・医療費	506,908

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,473	5,606	4,133	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	251,543	254,959	3,416	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	129,605	134,397	4,792	
	扶助費	491,693	507,644	15,951	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	41	41	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	381,148	389,397	8,249	
	賞与・退職給与引当金繰入額	159	764	605	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲112,177	▲124,617	▲12,440	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	493,325	514,014	20,689	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲112,177	▲124,617	▲12,440	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲112,177	▲124,617	▲12,440		

備考 扶助費の増は、利用人数の実績が増えたため障害児通所給付費等が増えたことによる。行政収入は、各支出金で障害児施設給付費負担金(国・都)、障害者施策推進包括補助(都加算分)、その他で障害児通所給付費返還金を受入れており、利用実績増により各支出金が増となった。

問題点・課題 放課後等デイサービスについては、単なる居場所となっている事例等があるという指摘がなされており、事業所ごとに支援内容の適正化及び質の向上を図ることが課題であることから、指導検査部門と連携し対応していく。

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後についても、支援の質の向上を図るため、新規及び既存事業者の訪問や連絡会を開催していく。	事業所連絡会を開催し、指導検査部門に集団指導を行っていただき、事業所の質の向上を推進した。	連絡会や事業所訪問等を継続的に行っていき、事業所の支援の質の向上を推進していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-13	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	太田、安原	内線	2683 2682			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-01	コミュニケーション支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 元（ 1989 ）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区手話言語条例					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	11	バリアフリーの推進					
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。							
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者							
内容	<p>【①手話通訳者派遣・②要約筆記者派遣】</p> <p>委託先（福）東京聴覚障害者福祉事業協会（東京手話通訳等派遣センター） 派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合はこの限りでない） 利用方法 事前に障害者福祉課に利用登録し、必要時に手話通訳等派遣センターに申し込む</p> <p>【③対面音訳者派遣（平成22年6月から派遣開始）】</p> <p>派遣回数は月2回まで。事前に区に利用者登録をし、必要時に区に派遣申請する。 ※音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p> <p>【④手話言語条例制定記念イベントの実施】</p> <p>平成30年度 「映画 聲の形」上映会・手話コンサート 令和元年度 手話紙芝居 令和2年度 手話コンサート・手話紙芝居</p>							
経過	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。							
必要性	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 手話通訳者・要約筆記者派遣→委託 対面音訳者派遣→直営							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	実利用者数（手話通訳）（人）	43	45	45	45	60	
	②	派遣回数（手話通訳）（回）	802	699	595	698	950	
③	派遣回数（要約筆記）（回）	163	130	21	104	150		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業であり、今後も手話等の普及に資するよう重点的に推進していく。						

予算・決算額等の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額	5,464	4,787	6,450	10,716	8,802	9,723	8,569
決算額(3年度は見込み)	4,944	4,045	6,351	9,482	7,331	6,237	8,569
実績の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)							
派遣回数(手話通訳)(回)	807	737	828	802	699	595	698
派遣時間数(手話通訳)(時間)	1,624	1,357	1,649	1,764	1,496	1,230	1,496
派遣回数(要約筆記)(回)	248	125	84	163	130	21	104
派遣回数(対面音訳)(回)	59	89	55	67	63	49	72

令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	対面音訳派遣等謝礼	231	報償費	対面音訳派遣等、2周年記念イベント謝礼	222
需用費	手話言語条例制定周年行事関係	1	需用費	記念イベント関係、手話パンフレット増刷	117
役務費	対面音訳者保険料	13	役務費	対面音訳者保険料	14
委託料	手話通訳、要約筆記	7,086	委託料	手話通訳、要約筆記	5,790
			賃借料	記念イベント楽曲使用料	0
			備品購入費	難聴者用窓口対応機器	94
			報償費	対面音訳派遣等、3周年記念イベント謝礼	309
			需用費	記念イベント関係消耗品等	22
			役務費	対面音訳者保険料	14
			委託料	手話通訳、要約筆記	8,221
			賃借料	記念イベント楽曲使用料	3

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,314	4,065	751	地方税等	0	0	0	
	物件費	7,087	6,001	▲1,086	国庫支出金	2,460	2,800	340	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,230	1,300	70	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	244	236	▲8	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	525	525	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,690	4,625	935	
	賞与・退職給与引当金繰入額	358	554	196	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲7,313	▲6,231	1,082	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	11,003	10,856	▲147	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲7,313	▲6,231	1,082	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲7,313	▲6,231	1,082	

備考 行政費用については、物件費(需用費・委託料・賃借料)及び補助費等(報償費、役務費)が減となった。物件費の減は手話通訳者派遣業務委託の委託料が減少したこと等による。行政収入は、地域生活支援事業補助を国庫・都支出金で、令和元年度業務委託料の一部返還をその他で受入れている。

問題点・課題 利用者の高齢化に伴い、通院や介護サービス利用等における手話通訳のニーズは増えているが、登録手話通訳者の人数が不足している現状がある。また、聴覚・音声言語障がい者及び視覚障がい者の日常生活における利便性の向上・社会参加促進のため、あらゆる世代への周知及び理解が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、対面音訳に対する希望や要望等の聞き取りを行う。	利用登録及び利用相談時に希望・要望等の聞き取りを行い、より詳しく説明を行った事で、対面音訳の利用促進に繋がった。	利用者宅へ伺った対面音訳者を通して利用者の対面音訳における希望や要望を把握できるよう努める。
②	区内での講演会等の区負担の斡旋を通して、手話や障害者への理解の促進等を図る。	手話や障害者への理解の促進等を図るため、手話通訳者派遣の相談のあった事業主へ、合理的配慮による斡旋の案内をした。	引き続き、区内での講演会等の区負担の斡旋を通して、手話や障害者への理解の促進等を図る。
③	引き続き、親子等幅広い世代が参加しやすいイベント内容にすることで、手話の周知及び理解へつなげていく。	イベントの様子を区公式YouTubeで公開したことで、多くの方に手話の周知及び理解促進を図ることができた。	YouTubeでの動画公開等を活用して、引き続き、幅広い世代の多くの方に、手話の周知及び理解促進を図る。

他区の実況	令和2年度		令和3年度	
	実施	未実施	実施	未実施
	22区	0区	0区	0区

議会議決要旨	議決内容
平成21年四定	「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」
平成28年度11月会議	「手話言語条例の制定について」
平成29年度2月会議	「手話言語条例の制定について」
平成29年度11月会議	「手話言語条例の制定について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-14		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	日常生活用具給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	小泉
			担当者名	太田		内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-02	日常生活用具給付事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 44（ 1969 ）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。 また、ストーマ造設術受術者に対し、身体障害者手帳交付までの間、装具の購入費の一部を助成することにより、当該者の経済的負担を軽減し、社会復帰等の促進を図ることを目的とする。						
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。						
内容	<p>【給付種目】・障がい者（児）… 国基準6種目（53品目）</p> <p>①介護・訓練支援用具 …特殊寝台（基準額：162,800円）等</p> <p>②自立生活支援用具 …入浴補助用具（基準額：90,000円）等</p> <p>③在宅療養等支援用具 …ネブライザー（基準額：36,000円）等</p> <p>④情報・意思疎通支援用具…ポータブルレコーダー（基準額85,000円）等</p> <p>⑤排泄管理支援用具 …蓄便袋（基準額：8,858円）等</p> <p>⑥住宅改修費 …小規模住宅改修（基準額：200,000円）</p> <p>・難病患者 … 国基準（18品目）動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等</p> <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付する。用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。</p>						
経過	<p>昭和44年 事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正）</p> <p>平成16年 4月 品目ごとに耐用年数導入</p> <p>平成18年 1月 利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理 補装具より移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストーマ用装具 補装具へ移行…重度障害者用意思伝達装置 ※ストーマ用装具 … 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（H18実績）</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正 難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる</p> <p>平成27年 4月 品目内容及び利用者負担額基準の改定、手帳交付前のストーマ購入費助成事業開始</p> <p>令和元年 6月 寡婦控除等のみなし適用開始</p>						
必要性	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。						
実施方法	<p>（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>【決定・支払】 直営 【給付】 業者委託</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 給付件数・児童分（件）	5	14	31	35	47	一般及びストーマ
	② 給付件数・成人分（件）	3,094	3,161	3,194	3,242	3,805	一般及びストーマ
③ 給付件数・難病分（件）	5	8	7	7	10		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	推進	医療的ケアを必要とする方を対象とした項目の追加について検討し、充実に努める。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		37,691	34,975	35,731	38,567	38,097	37,977	38,998
決算額 (3年度は見込み)		32,054	32,737	35,127	37,328	37,323	36,515	38,998
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名 (3年度は見込み)								
給付件数・児童 (件)		28	24	26	5	14	31	35
給付件数・成人 (件)		2,680	2,843	3,002	3,094	3,161	3,194	3,242
給付件数・難病 (件)		1	2	9	5	9	7	7
ストーマ購入費助成 (件)		26	59	31	30	46	43	45

予算・決算の内訳 (単位：千円)

令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	児童分、成人分、難病分	37,323	扶助費	児童分、成人分、難病分	36,515	扶助費	児童分、成人分、難病分	38,998

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	2,577	3,504	927	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	11,720	1,200	▲ 10,520
	維持補修費	0	0	0	都支出金	5,855	5,300	▲ 555
	扶助費	37,323	36,515	▲ 808	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	17,575	6,500	▲ 11,075
	賞与・退職給与引当金繰入額	278	478	200	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 22,603	▲ 33,997	▲ 11,394
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	40,178	40,497	319	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 22,603	▲ 33,997	▲ 11,394
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 22,603	▲ 33,997	▲ 11,394

備考 行政収入としては、地域生活支援事業補助金 (国・都) を受入れている。

問題点・課題
 ・今後も利用者のニーズや機器の進化等に合わせ、用具の種目や基準額等について、需要に応じて検討していく必要がある。
 ・新たなニーズである医療的ケアを必要とする方を対象とした項目の追加を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	制度改正内容について周知や案内等を行い、利用者へのサービス支給につなげる。	制度改正内容について、周知や案内等を行い、利用者へのサービス支給につなげた。	引き続き、制度改正を行った場合は、周知や案内等を行い、利用者へのサービス支給につなげる。
②	利用者のニーズや機器の進化等に合わせ、必要に応じて用具の種目や対象者、基準額等を検討する。	利用者のニーズや機器の進化、他区状況等を調査し、用具の種目や対象者、基準額等の検討を行った。	引き続き、利用者のニーズや機器の進化等に合わせ、必要に応じて用具の種目や対象者、基準額等を検討する。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業

議会質問状 (要旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-15	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	移動支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	小林	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-03	移動支援事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 61（ 1986 ）年度	根拠	障害者総合支援法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区障害者（児）移動支援費支給事業実施要綱				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	①手帳所持者（身体障がいについては視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等） ②自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者③区内の特別支援学級、学童クラブ、通所介護施設、都内の特別支援学校等に在籍する障がい者等④その他区長が必要と認める者						
内容	<p>【実施内容】 障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請→決定→受給者証交付→事業者と契約・利用 （ただし、提供時間数を超過して利用した分については自己負担とする）</p> <p>※支援費制度（平成18年9月まで）においては、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>						
経過	昭和61年 4月 視覚障害者ガイドヘルプ事業開始 平成14年10月 知的障害者ガイドヘルプ事業開始 平成15年 4月 支援費制度居宅介護事業に移行 平成18年10月 障害者自立支援法地域生活支援事業に移行 平成23年10月 法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行 令和 3年 4月 サービス単価の改定						
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 【決定・支払】 直営 【サービス提供】 移動支援事業者68社・荒川区社会福祉協議会						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 移動支援提供時間数(時間)	99,898	91,612	73,328	91,613	122,462	
	② 身体介護を伴う移動支援提供時間数(時間)	80,893	76,642	64,366	80,436	97,969	
③ 身体介護を伴わない移動支援提供時間数(時間)	19,005	14,970	8,962	11,177	24,493		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために必要な事業であるため、推進する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		330,116	326,451	340,583	347,112	324,784	280,902	346,888
決算額(3年度は見込み)		315,252	320,740	336,568	330,041	315,761	260,452	346,888
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
移動支援利用時間数(時間)		98,988	99,430	103,355	99,898	91,612	73,328	91,613
移動支援実利用者数(人)		464	485	487	481	493	417	493
予算・決算の内訳		令和元年度(決算)			令和2年度(決算)		令和3年度(予算)	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	移動支援	315,761	扶助費	移動支援	260,452	扶助費	移動支援	346,888

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
	給与関係費	7,511	8,410	899	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	103,370	105,000	1,630	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	56,765	54,280	▲2,485	
	扶助費	315,761	260,452	▲55,309	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	160,135	159,280	▲855	
	賞与・退職給与引当金繰入額	811	1,147	336	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲163,948	▲110,729	53,219	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	324,083	270,009	▲54,074	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲163,948	▲110,729	53,219	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲163,948	▲110,729	53,219	

備考 行政費用のうち扶助費の減は、新型コロナウイルス感染症による外出控えなどにより移動支援利用時間が減ったことによる。行政収入は、地域生活支援事業補助金(国庫支出金105,000千円、都支出金50,288千円)、障害者施策推進市区町村包括補助事業補助金(都支出金)3,992千円を受入れた。

問題点・課題 利用者の需要とサービスの供給については、ヘルパーやサービス提供事業所の不足により、需給の均衡が図れていない現状がある。
サービス単価については、報酬改定等に合わせ適時見直す。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き事業者が正確に請求できるよう問合せに対応していく。	事業者からの問合せに対して迅速かつ的確に対応した。	引き続き、事業者が正確に請求できるよう問合せに迅速かつ適切に対応する。
②	移動支援事業のサービス単価等の見直しを図る。	他区状況等を鑑みながら移動支援事業のサービス単価の見直しを行い、要綱を改正した。	サービス単価表等の改正にあたり、滞りなく請求ができるよう周知等を行う。また、サービス単価については適時見直す。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-16		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	日中一時支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	根岸	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-04	日中一時支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠	障害者総合支援法（国）、荒川区障がい者					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	（児）日中一時支援事業運営要綱等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成					
目的	特別支援学校等に通う障がい児（者）に対し、下校後において、交流や創作活動を行う場を提供するとともに、親の就労促進及び家族の休息を支援する。							
対象者等	荒川区内在住の身体及び愛の手帳所持者。日中に監護する者がいない障がい児（者）及び介護者のレスパイトを要する対象者。放課後や夏休み等、長期休暇中に活動場所が必要な障がい児（者）を対象とする。							
内容	実施内容：障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行う。 併給関係：利用対象者は、日中一時支援を利用している間においては、ホームヘルプサービスその他の居宅支援サービス等を利用することができない。 利用者負担：なし 実施場所：①おぐのあかり（特定非営利法人あふネット）【委託】 ②生活クラブスニーカー（社会福祉法人荒川のぞみの会）【委託】 ③障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所（令和3年4月1日現在1ヶ所）							
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 おぐのあかり事業開始 平成21年 4月 生活クラブスニーカー事業開始							
必要性	障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業の選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 【利用者決定】直営 【事業者】（NPO）あふネット、（社福）荒川のぞみの会、日中一時支援事業者							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	おぐのあかり 延べ利用者数(人)	1,434	768	360	564	1,434	
	②	スニーカー 延べ利用者数(人)	1,912	1,941	1,005	1,473	2,412	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
継続	継続	障がいのある児童の活動場所の確保や家族の休息等を支援するために必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		27,031	26,935	29,890	29,761	29,761	29,781	29,643
決算額(3年度は見込み)		26,968	26,922	29,633	29,609	29,566	29,382	29,643
実績の推移	事項名(3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	利用実人数(おぐのあかり)(人)	25	18	18	18	13	7	10
	利用実人数(スニーカー)(人)	41	49	41	52	47	37	42
	実利用者数(日中一時支援)(人)	3	3	3	3	2	2	2
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	おぐのあかり、スニーカー	29,239	委託料	おぐのあかり、スニーカー	29,238	委託料	おぐのあかり、スニーカー	29,239
扶助費	日中一時支援	328	扶助費	日中一時支援	144	扶助費	日中一時支援	404

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,473	2,102	629	地方税等	0	0	0
	物件費	29,238	29,238	0	国庫支出金	10,286	12,187	1,901
	維持補修費	0	0	0	都支出金	5,150	5,500	350
	扶助費	328	144	▲184	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	15,436	17,687	2,251
	賞与・退職給与引当金繰入額	159	287	128	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲15,762	▲14,084	1,678
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	31,198	31,771	573	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲15,762	▲14,084	1,678
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲15,762	▲14,084	1,678

備考

行政費用のうち物件費は、2施設への日中一時支援委託料となっている。
行政収入は、地域生活支援事業補助金(国・都)を受入れている。

問題点・課題

引き続き障がい者等に活動の場を提供するとともに家族の一時的な休息を支援するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、感染症対策を講じながら継続的に事業を実施していくことが求められる。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	重度の知的障害児(者)の居場所が継続して確保できるよう事業者に対して適正な運営支援を行っていく。	新型コロナウイルス感染症の影響により、受け入れ人数の縮小を行うなどして継続して事業を実施することができた。	引き続き適切な感染症対策を講じながら継続的な事業の実施に努めていく。
②			
③			

他区の実況	(実施) 19 区	(未実施) 0 区	(不明) 3 区)
	【指定管理】中央区、品川区(一部委託有)、江戸川区(一部委託有)【委託】渋谷区、千代田区、港区、新宿区、墨田区、大田区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区、足立区【補助】世田谷区、北区【協定】台東区、豊島区【事業者登録】文京区【指定】板橋区		

況(要旨) 議会質問状
○令和2年2月議会 西日暮里六丁目施設の防火扉について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-17		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	訪問入浴サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	廣田	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-05	訪問入浴サービス事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区心身障害者入浴サービス事業実施要綱等			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。							
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患者については介護保険の対象とする。							
内容	①入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応） ②入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。 ③入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施） ④利用者負担は入浴サービスについてはなし							
経過	昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回） 昭和61年 4月 実施回数年18回に増 平成元年 4月 実施回数年24回に増 平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上）、実施回数年30回に増 平成 6年 4月 実施回数年36回に増 平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。 平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。 平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぽぽセンターに事業を移行する。 平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。 平成18年 4月 実施回数年52回に増 平成19年 4月 地域生活支援事業となり、利用負担額を無料とする。							
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 指名競争入札による。 平成17年度から令和元年度までアースサポート株式会社に委託。令和2年度から、株式会社愛和に委託。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	延べ入浴利用回数（回）	392	491	459	540	560	
	②	登録人数（人）	13	15	16	16	16	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続	継続	心身障がい者福祉の向上を図る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		5,763	4,385	3,726	4,460	5,731	5,940	6,480
決算額(3年度は見込み)		3,410	3,939	3,494	3,763	4,910	4,361	6,480
実績の推移	事項名(3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	訪問入浴実施回数(回)	391	419	364	392	491	459	540
	登録人数(人)	11	11	11	13	15	16	16
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	その他の委託料	4,910	委託料	その他の委託料	4,361	委託料	その他の委託料	6,480

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	151	165	14	地方税等	0	0	0
	物件費	4,910	4,361	▲ 549	国庫支出金	1,635	1,600	▲ 35
	維持補修費	0	0	0	都支出金	815	720	▲ 95
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,450	2,320	▲ 130
	賞与・退職給与引当金繰入額	16	22	6	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,627	▲ 2,228	399
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,077	4,548	▲ 529	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,627	▲ 2,228	399
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,627	▲ 2,228	399

備考 行政費用については、訪問入浴サービスの業務委託料(物件費)の割合が高い。物件費の減は、委託料単価の下落及び利用者のコロナ禍による回数減による。
行政収入としては、地域生活支援事業補助金(国・都)を受入れている。

問題点・課題 ○訪問巡回入浴の延べ実施回数及び登録人数は、施設入浴の利用者や重度障がい者が在宅から施設入所に移行する方の増加により減少傾向にあったが、30年度新たに2名の利用が開始され増加に転じた。その後は令和元年度から2年度は、一定の利用者数で推移している。引き続き、訪問入浴のニーズを把握し必要な方に必要なサービスを提供していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	より細やかにサービス提供ができるように、ニーズの把握を継続した。	ニーズの把握を継続した。今後も続ける必要があります。	細やかなサービス提供に向けてニーズの把握を継続していきたい。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-18	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	小林	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-06	手話講習会事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 61（1986）年度	根拠	荒川区手話講習会運営要領				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	バリアフリーの推進				
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。						
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。 ・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。 ・受講者 区報等で公募する。 ・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担） ・講習内容 <ul style="list-style-type: none"> 初級コース（昼・夜） 40回（1回2時間） 定員各50名程度 中級コース（昼・夜） 40回（1回2時間） 定員各30名程度 上級コース（朝・夜） 40回（1回2時間） 定員各20名程度 手話通訳奉仕員養成コース（朝・夜） 40回（1回2時間） 定員各20名程度 手話体験会（未経験者を対象） 3回（1回2時間） 定員各20名程度 						
経過	<p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回→30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回→40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000円→11,500円、助手：3,000円→5,750円 ※中級と同額）</p> <p>平成28年 4月 回数増 初級～上級（30回→40回） 通訳養成（20回→30回）</p> <p>平成29年 4月 開講時間の一部見直し（一部コースの昼開講を朝開講へ変更 養成：夜開講→昼開講）</p> <p>平成30年 4月 養成コースの充実（夜コースを追加、回数増：30回→40回）</p> <p>手話体験会：年3回（未経験者を対象）</p> <p>令和2年 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため手話講習会は中止（手話体験会は実施）</p> <p>令和3年 対面による講習会の他、オンラインによる講習会を実施</p>						
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話通訳奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 【委託先】荒川区社会福祉協議会						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 初級・中級コース修了者数(人)	84	64	0	81	85	受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標
	② 上級・通訳養成コース修了者数(人)	22	17	0	15	24	受講者が修了試験に合格し、修了者となる指標
③ 手話通訳者登録数(人)	1	0	3	1	3	上級・養成コース修了者が手話通訳者として登録する指標	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	継続	手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境を整備するため、今後も手話の普及に資するよう継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		4,328	5,770	5,805	6,867	7,269	7,285	7,376
決算額(3年度は見込み)		4,029	5,338	5,305	6,180	6,101	407	7,376
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
初級受講者数(人)		61	68	66	59	46	0	58
中級受講者数(人)		42	36	53	54	39	0	23
上級受講者数(人)		24	18	17	17	15	0	11
通訳養成受講者数(人)		6	7	5	10	8	0	4

予算・決算の内訳

令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	事業費・事務管理費	6,101	委託料	事業費・事務管理費	407	委託料	事業費・事務管理費	7,376

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,473	1,962	489	地方税等	0	0	0
	物件費	6,101	407	▲ 5,694	国庫支出金	2,070	2,200	130
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,035	1,020	▲ 15
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,105	3,220	115
	賞与・退職給与引当金繰入額	159	268	109	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,628	583	5,211
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,733	2,637	▲ 5,096	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,628	583	5,211
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,628	583	5,211	

備考 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講習会を中止にしたことから、受講者数は各コースとも0人だった。行政費用(物件費)の減は、講演会中止等に伴う委託料の減による。行政収入は、地域生活支援事業補助金(国・都)を概算で受入れており、実績に応じて翌年度に返還する。

問題点・課題 受講者数は一定レベルを維持しているものの、実際に活動できる登録手話通訳者の増加につながりにくい現状があるため、講座内容を充実し手話技術のさらなる向上を図る必要がある。受講者のニーズや感染症拡大防止を踏まえ、今後もコースの回数や事業実施の体制等を検討する必要がある。併せて、手話体験会などを通じて、普及啓発も積極的に行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き受講者のニーズを把握しながら時間帯やコースの回数等を検討する。	感染症拡大防止策を取り入れた事業の実施を実現するため受講者のニーズ等を把握しつつ、コースの回数等の事業規模の検討をした。	感染症拡大防止策を取り入れながら、受講者等のニーズを取り入れ事業を実施する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-19	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	屋田	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-07	自動車運転免許取得・改造助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56（1981）年度	根拠	障害者総合支援法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。							
対象者等	【免許助成】身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上の者で次に該当する者。①区内に3か月以上居住し試験の受験資格を有し、試験に合格の者。前年所得額が40万以下の者 【改造助成】18歳以上の区内在住者で自ら所有・運転し車の一部を改造する必要がある者							
内容	<p>【運転免許助成】</p> <p>（対象経費） 入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費</p> <p>（助成額） 実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 （前年本人所得税額により限度額設定）所得税非課税＝164,800円、 所得税42,000円以下＝144,200 所得税42,001円以上400,000円以内＝123,600円 ただし限定解除は20,600円（※限定解除：総重量等による限定を解除する場合。 持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合）</p> <p>【自動車改造費助成】</p> <p>（対象経費） 自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費</p> <p>（助成額） 助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）</p>							
経過	【運転免許助成】平成14年 6月 対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。							
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	自動車運転教習助成者数（人）	0	1	2	2	2	
	②	自動車改造費助成者数（人）	1	5	1	3	5	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
継続	継続	心身障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		608	464	608	464	524	732	433
決算額（3年度は見込み）		608	262	288	134	416	422	433
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	教習費助成者数（新規免許）（人）	3	1	0	0	1	2	2
	教習費助成者数（限定解除）（人）	0	0	1	0	0	0	0
	自動車改造費助成者数（人）	1	1	2	1	5	1	3
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	運転教習費	416	扶助費	自動車教習・改造	422	扶助費	自動車教習・改造	433

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	736	350	▲ 386	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	416	422	6	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	48	▲ 31	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,231	▲ 820	411
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	1,231	820	▲ 411	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,231	▲ 820	411
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,231	▲ 820	411

備考

行政費用（扶助費）については、自動車改造費助成が大半を占めている。

問題点・課題

自動車改造費助成等は、身体に障がいを持つ方が、社会参加のために必要な事業であるため、しおりやホームページを活用し、当事業の周知を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	当事業の周知を図る。	しおりやホームページ等で周知を図った。	社会参加のために必要な事業であるため、引き続きしおりやホームページで周知を図っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	【運転教習費助成】旧都基準上乗せ実施 3区(目黒・渋谷・江戸川) 【自動車改造費助成】 3区(中央・目黒・江戸川)
況(要旨)	議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-20	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	基幹相談支援センター事業費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	西谷	内線	2681		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-08	基幹相談支援センター事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input checked="" type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2（2020）年度	根拠	障害者総合支援法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	障がい者の高齢化、障がいの重複・重度化等、障がい者を取り巻く環境が複雑化しており、一般的な相談支援では対応が困難なケースを早期に適切な機関にスムーズにつなぐことのできる相談支援拠点が求められている。基幹相談支援センターは、相談等の業務を総合的に行う機関として、相談支援の中核的役割を担い、地域の相談支援体制の充実を図る。						
対象者等	障がい者当事者及び家族や障害サービス提供事業所等を含めた関係者						
内容	地域における障がい者に関する相談の支援拠点として、以下の業務を総合的に行う。 (1) 総合的及び専門的な相談支援 (2) 地域における相談支援体制の強化 (3) 地域移行支援及び地域定着支援の促進 (4) 障がい者等の権利擁護及び虐待の防止						
経過	平成29年度 自立支援協議会で「相談支援部会」発足し、具体的な検討を開始。 具体的な体制について官民共同で検討。 平成30・31年度～ 基幹相談支援センターの実効性を高められるよう、事業者間の連携を高める取組みとして研修等を実施。 令和 2年度 エコセンター・たんぼぼセンター2Fの一部を改修して、11月に開設						
必要性	支援困難ケースや相談先がわからない場合等の総合相談窓口や、事業者の支援する上での課題に対して、指導・助言をしてくれる拠点ができることで、区全体の相談支援の質の向上が見込め、さらには困難な障がい者が安心して暮らすことができる地域につながることから必要な事業である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 委託先 一般社団法人ソラティオ						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	①	相談延べ件数（件/年）			481	2,000	2,650 ※令和2年度は5ヵ月分
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の高齢化、障がいの重複・重度化など環境が複雑化し、また民間サービス提供事業者も増加する中、地域における相談支援の中核的役割・相談等の業務を総合的に支援するセンターの役割は重要である。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額						-	25,771	30,577
決算額 (3年度は見込み)						-	25,248	30,577
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	相談延べ件数(件/年)R2は5ヵ月分						481	2,000
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
			消耗品費	開設準備に係る消耗購入	171	委託料	運営業務委託費	30,577
			家屋等修繕費	開設準備に係る修繕費	563			
			役務費	備品運搬費	70			
			委託料	開設運営業務委託費	17,325			
			工事請負費	改修工事費	7,119			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額
	給与関係費	736	3,294	2,558	地方税等		0
	物件費		17,566		国庫支出金		6,000
	維持補修費		563		都支出金		2,500
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)	0	8,500
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	449	370	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 815	▲ 13,372
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)	815	21,872	2,928	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 815	▲ 13,372
	特別費用(g)		0		特別収入(f)		0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 815	▲ 13,372

備考 行政費用について、元年度は基幹相談支援センター開設に向けた検討・準備を担当職員が行っていたため、給与関係費が主となっている。2年度はセンター運営業務を委託しているため物件費が主となっている。行政収入としては、地域生活支援事業補助金(国・都)を受入れている。

問題点・課題 基幹相談支援センターが地域において効果的に機能するよう、障害福祉の支援に係る関係者との連携を密にし、地域への定着を図る。
各相談支援事業所が担う個別の相談支援から、基幹相談支援センターが担う専門的総合的な相談支援まで、地域における重層的な相談支援体制の構築が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	地域の相談支援事業所や障害サービス提供事業所等と効果的に連携が図れるように、運営基盤を整備する。	地域の相談支援事業所等にヒアリングし、支援を通して抱えている課題や基幹相談支援センターに求める役割について把握を行った。	関係機関等と連携・調整して課題解決に取り組むとともに、必要に応じて困難事例等について事業所の伴走支援を行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	直営は8区、委託は9区、直営・委託共が1区(台東区)
議会(要旨)質問状	平成29年度2月会議「基幹相談支援センターの設置について」 令和2年予算特別委員会「基幹相談支援センターの役割、職員体制について」 令和2年決算特別委員会「基幹相談支援センターの運営の在り方について」 令和2年10月福祉・区民生活委員会「基幹相談支援センターの開設・運営について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-21	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	鈴木	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-04-01	利用者負担軽減費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法（国）					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（区）					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者総合支援法及び児童福祉法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービス等の利用による経済的負担を軽減する。							
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 ※区独自軽減については在宅・通所系サービス対象							
内容	<p>【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅または通所サービス系の利用者負担割合を10%から3%とする。また、国制度で所得割による上限額軽減の適用を受けない在宅サービス利用者の月額上限額を半額とする。</p> <p>【通所施設食費軽減】（区制度）通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。</p> <p>【高額障害福祉サービス等給付費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス費として支給する。</p> <p>【新高額障害福祉サービス等給付費】（国制度、非課税世帯対象） 65歳になるまで、5年間障害福祉サービスを利用し、一定の要件を満たせば、介護保険の利用者負担額を、新高額障害福祉サービス等給付費として支給する。</p>							
経過	<p>平成18年 4月 軽減事業開始</p> <p>平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。</p> <p>平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。</p> <p>平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。</p> <p>平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律略称・障害者総合支援法）となる</p> <p>平成30年 4月 障害者総合支援法一部改正に伴い、対象サービス追加（就労定着支援・自立生活援助）及び新高額障害福祉サービス費が開始となる。</p>							
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担はなくなったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がい者が重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。							
実施方法	<p>（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。</p> <p>【支払】国保連に支払委託。一部、事業所の代理請求・代理受領又は本人への精算払い。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用者負担軽減対象者数（人）	563	620	665	750	800	障がい児通所含む
	②	新高額対象者（人）		17	15	30	75	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
推進	推進	安定したサービス利用のために必要な事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		6,960	7,915	8,565	10,459	19,180	18,934	15,727
決算額(3年度は見込み)		5,900	7,034	8,448	10,459	13,720	12,791	15,727
実績の推移	事項名(3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	利用者負担軽減対象者数(人)	413	444	507	563	620	665	750
	新高額対象者(人)					17	15	30
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助金	利用者負担軽減	12,181	負担金補助金	利用者負担軽減	12,038	負担金補助金	利用者負担軽減	12,350
扶助費	新高額障害福祉サービス等給付費	1,539	扶助費	新高額障害福祉サービス等給付費	753	扶助費	新高額障害福祉サービス等給付費	3,377

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	736	701	▲ 35	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	59	995	936	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	27	486	459	
	扶助費	1,539	753	▲ 786	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	12,181	12,038	▲ 143	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	86	1,481	1,395	
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	96	17	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 14,449	▲ 12,107	2,342	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	14,535	13,588	▲ 947	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 14,449	▲ 12,107	2,342	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 14,449	▲ 12,107	2,342		

備考 行政費用のうち扶助費の減は、新高額障害福祉サービス等給付費によるものである。

問題点・課題 全国的な障がい児通所支援事業所の増加に伴い、おもに他区事業所において、初めて荒川区への請求事務が発生する事業所が増えている。請求金額の算定誤りを防ぐため、当該制度について、事前に充分周知をする必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たに制度を利用する対象者にも制度の周知を丁寧に行っていく。	制度を活用する事業所と連携を図り、対象者に向け丁寧な説明を行った。	引き続き、事業者や対象者に対して周知を行っていく。
②			
③			

他区の実況 (実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区)
 各区独自の利用者負担軽減策として、①食費軽減、②利用者負担割合軽減、③サービス間での利用負担の合算化、④その他がある。
 杉並区、足立区は障害児通所給付給付に係る助成のみ。北区、板橋区は実施なし。

議会(要旨) 平成28年度6月会議 「介護保険優先の原則を止めるよう国に求めるとともに、区としても負担軽減などの支援策を実施すること」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-22	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	屋田	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-01	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 60（ 1985 ）年度	根拠	荒川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻ひ者の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	区内在住の20歳以上の重度脳性麻痺者でその程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動が出来ない者。障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定又は、介護保険制度における訪問介護若しくは通所介護サービスを受けている場合には適用しないものとする。						
内容	<p>【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>【派遣回数】月12回以内</p> <p>【単価】6,560円／回（自己負担なし）</p> <p>【介護内容】外出介助等</p> <p>【利用方法】①申請 ②審査・認定 ③登録者名簿へ記載（年度更新） ④介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） ⑤請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払</p> <p>※東京都重度心身障害者手当（6万円／月）との併給可</p>						
経過	<p>昭和60年 全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業）</p> <p>平成 9年10月 全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業）</p> <p>平成15年 4月 継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止</p> <p>平成16年 7月 ①介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定 ②介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止</p>						
必要性	重度の脳性麻ひ者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 利用実人数（人）	1	1	0	1	1	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	重度の脳性麻ひ者を介護し生活圏の拡大を図る事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		945	945	945	945	945	945	473
決算額 (3年度は見込み)		945	945	945	945	708	0	473
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	利用実人数 (人)	1	1	1	1	1	0	1
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	介護人謝礼	708	報償費	介護人謝礼	0	報償費	介護人謝礼	473

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	736	701	▲ 35	地方税等	0		0	
	物件費	0		0	国庫支出金	0		0	
	維持補修費	0		0	都支出金	708		▲ 708	
	扶助費	0		0	分担金及び負担金	0		0	
	補助費等	708		▲ 708	使用料及び手数料	0		0	
	減価償却費	0		0	その他	0		0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0		0	行政収入合計 (a)	708	0	▲ 708	
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	96	17	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 815	▲ 797	18	
	その他行政費用	0		0	金融収支差額 (d)	0		0	
	行政費用合計 (b)	1,523	797	▲ 726	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 815	▲ 797	18	
	特別費用 (g)	0		0	特別収入 (f)	0		0	
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 815	▲ 797	18	

備考 行政費用のうち補助費等の減は、利用者数が令和2年1月より0となったことによる。行政収入は、在宅障害者福祉事業費等補助金を受入れているが、令和2年度の利用がなかったことから受け入れ実績はなかった。

問題点・課題 -

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況 (実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
 実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・港・杉並・世田谷・品川・大田
 金額加算：2区 (北・練馬)、回数増：1区 (練馬)、年齢引き下げ：2区 (豊島・江戸川)

況 (要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-23	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	鈴木	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-02	留守番看護師派遣事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 21（ 2009 ）年度	根拠	荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	在宅で医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。						
対象者等	区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 ①18歳未満の時点で愛の手帳（1,2度）及び身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害の1,2級）を取得した者、又はこれらと同等の障がいを持つ者 ②医療行為を要する者 ③在宅で生活している者						
内容	<p>【内 容】 看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】 申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】 週1回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】 1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】 無料</p> <p>【単価/回】 [正看護師] 26,600円 [准看護師] 23,990円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研修会】 看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所と居宅介護事業所を対象に研修会を実施。</p> <p>【事業連絡会】 本事業に対する要望や課題を把握するため、訪問看護事業者、訪問介護事業者及び保護者を対象に講演会と意見交換を実施。</p>						
経過	<p>平成21年10月 留守番看護師派遣開始</p> <p>平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催</p> <p>平成23年 4月 派遣回数増（月2回→3回）</p> <p>平成26年 4月 派遣回数増（月3回→週1回）</p>						
必要性	医療的ケアが必要な重症心身障がい児者は常時見守りが必要であるが、短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担が大きく、負担軽減の必要性が高い。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 留守番看護師実利用者数（人）	12	11	12	12	15	
	② 留守番看護師派遣日数（日）	315	373	427	430	580	
③ 留守番看護師派遣人数（人）	535	561	638	640	790		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	重症心身障がい児者の健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		8,616	8,732	12,916	14,328	17,884	23,115	22,200
決算額(3年度は見込み)		8,534	8,449	12,139	14,234	15,181	17,138	22,200
実績の推移	事項名(3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	留守番看護師実利用者数(人)	11	11	12	12	11	12	12
	留守番看護師派遣日数(日)	187	178	269	315	373	427	430
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	研修会等	0	需用費	お茶	0	需用費	お茶	2
需用費	お茶	0	役務費	指示書・意見書	167	役務費	指示書・意見書	184
役務費	指示書・意見書	258	役務費	研修会等	0	役務費	研修会等	37
委託料	留守番看護師	14,923	委託料	留守番看護師	16,971	委託料	留守番看護師	21,978

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
	給与関係費	1,473	2,102	629	地方税等	0	0	0	
	物件費	15,181	17,138	1,957	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	8,819	8,631	▲ 188	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	8,819	8,631	▲ 188	
	賞与・退職給与引当金繰入額	159	287	128	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,994	▲ 10,896	▲ 2,902	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	16,813	19,527	2,714	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,994	▲ 10,896	▲ 2,902	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,994	▲ 10,896	▲ 2,902	

備考

行政費用のうち物件費の増は、派遣日数の増加により委託料が増えたことによる。
行政収入は、障害者施策推進包括補助事業費を受け入れている。

問題点・課題

○居宅介護事業所や相談支援専門員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族がより安定した地域で生活が出来るように、研修会・連絡会等を通し、事業についての理解を深める必要がある。
○訪問看護事業所や障がい者とその家族への周知方法を検討していく必要がある。
○区内だけでなく、周辺自治体の訪問看護事業所に対しても本事業内容を周知し、本事業への参加を依頼していく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き関係機関への緊急時の連絡体制の整理や、当該事業の周知に取り組む。	関係機関との連携やパンフレットの更新を行い制度の周知を図った。	引き続き事業の周知や関係機関との連携を促進し、また、協力訪問看護事業所の増加を図る。
②	講演等を継続して開催し、障がい児者が安心して在宅生活を送るための支援体制を整える。	コロナウイルス感染拡大防止のため研修会・連絡会等の今年度の開催は見送った。	研修会・連絡会等の実施方法を含め検討する。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
況(要旨)	重症心身障害児者等在宅レスパイト事業として実施		
議(要旨)	議(要旨)		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-24	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	森安	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-06-01	補装具費支給事業費					
	01-06-02	中等度難聴児補聴器購入費助成事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 24（1949）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	<p>【補装具費】身体障がい者（児）及び難病患者等の失われた機能を補うため、その部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【中等度難聴児補聴器購入費助成】身体障害者手帳の交付対象外の中等度難聴児に対しコミュニケーション能力の向上等を促進するため、補聴器購入費用を一部助成し、難聴児の健全な発達を支援する。</p>						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳所持者、難病患者（障がいの部位により、交付対象は異なる） 中等度難聴児（補聴器） 						
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者…視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 聴覚障がい者…補聴器 肢体不自由者…義肢、装具、車椅子、電動車椅子等 難病患者…眼鏡、補聴器、リクライニング車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置 中等度難聴児…基準に規定する基本構造を満たす補聴器 <p>【支給方法】対象者からの申請に基づき、給付種目の給付に係る費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行い、本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】原則1割負担。世帯の課税状況等により利用者負担上限額の設定あり。（中等度難聴児補聴器購入費助成については、補装具費の利用者負担基準に準じた負担となるよう購入費用を助成する）</p>						
経過	<p>昭和24年 事業開始</p> <p>平成15年 4月 自己負担金助成制度廃止</p> <p>平成18年 4月 利用者負担改定（非課税世帯0円→1,100円）</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。 日常生活用具より移行…重度障害者用意思伝達装置 日常生活用具へ移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストーマ用装具</p> <p>平成22年 4月 利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）</p> <p>平成24年 4月 法改正により高額障害福祉サービスの合算対象となる</p> <p>平成25年 4月 法改正により難病患者を支給対象者に含める</p> <p>平成25年 8月 中等度難聴児補聴器購入費の助成を開始（平成25年8月21日区要綱制定）</p> <p>平成30年 4月 法改正により、貸与が補装具費の支給対象となる</p>						
必要性	障がいや難病・難聴より失われた機能を補うものとして補装具は不可欠であり、必要性は高い。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【製作・修理】業者委託</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 補装具交付（件）	229	293	212	287	500	成人及び児童
	② 補装具修理（件）	200	196	154	224	300	成人及び児童
③ 中等度難聴児補聴器（件）	5	3	4	5	5		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	補装具費の支給は法定事業、中等度難聴児補聴器購入費助成事業は中等度難聴児のコミュニケーション能力の向上等を促進するため必要な事業である。従って継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		58,201	53,296	43,415	54,584	57,360	43,086	40,788
決算額（3年度は見込み）		39,909	50,821	38,473	39,043	56,941	40,229	40,788
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	交付（件）	282	292	299	229	293	212	287
	修理（件）	232	207	235	200	196	154	224
	中等度難聴児補聴器（件）	5	5	0	5	3	4	5
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	補装具	56,615	扶助費	補装具	39,533	扶助費	補装具	40,103
扶助費	中等度難聴児補聴器	326	扶助費	中等度難聴児補聴器	697	扶助費	中等度難聴児補聴器	685

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
	給与関係費	3,093	2,803	▲ 290	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	22,447	21,307	▲ 1,140	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	10,757	14,002	3,245	
	扶助費	56,941	40,229	▲ 16,712	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	33,204	35,309	2,105	
	賞与・退職給与引当金繰入額	334	382	48	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 27,164	▲ 8,105	19,059	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	60,368	43,414	▲ 16,954	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 27,164	▲ 8,105	19,059	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 27,164	▲ 8,105	19,059	

備考 行政費用のうち扶助費の減は、補装具の交付・修理申請件数が減ったことによる。行政収入については、扶助費の補装具費用を介護給付・訓練等給付負担金（国1/2、都1/4）で、中等度難聴児補聴器費用を障害者施策推進区市町村包括補助事業費（都1/2）で受け入れている。

問題点・課題 補装具費の支給は、法定事業であり今後も継続して実施していく必要がある。また、中等度難聴児補聴器購入費助成事業についても、中等度難聴児のコミュニケーション能力の向上等を促進するため必要な事業である。利用者が必要な補装具等のサービスを確実に受けることができるよう、適切な案内を行う。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引続き、障がい者（児）の日常生活の安定及び向上のため、丁寧な対応を行っていく。	適切な対応を行い、適正な支給を行うことができた。	利用者が必要な補装具等のサービスを受けることができるよう、案内等を確実にを行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	補装具：法定事業 中等度難聴児：実施22区
況（要旨）	議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-25		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	理美容サービス事業		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	小泉	
			担当者名	森安		内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-01	理美容サービス事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 61	（ 1986 ）	年度	根拠	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱			
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	理美容店でサービスを受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理美容師を派遣してサービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。							
対象者等	65歳未満で区内に住所を有し、常時寝たきり又はこれにぞる状態にある者で、次の要件を備えるもの（1）下肢または体幹に係る障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する者（2）知的障害の程度が1度又は2度の愛の手帳を有する者 【所得制限なし自己負担金あり】							
内容	【実施内容】 ・理容師・美容師が対象者の自宅に出張し、理容（調髪及び顔そり）・美容（カット及びブロー）のサービスを行う。 【単価】 6,000円 【自己負担金】 住民税課税の者→ 2,000円 住民税非課税者→ 1,000円 【理美容券】 年間交付枚数→6枚 ただし6月以降は2か月に1枚の割合で減ずる。							
経過	平成11年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。						
	平成12年4月	自己負担金導入						
	平成13年4月	理容サービスに美容サービスを追加						
	平成26年4月	サービス単価を4,850円から5,000円に変更						
	平成30年4月	委託先を社会福祉協議会から東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に変更。						
	平成31年4月	サービス単価を5,000円から6,000円に変更 自己負担金変更 住民税課税者1,950円→2,000円 住民税非課税者970円→1,000円						
必要性	理美容店を訪れることが困難な寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を維持・向上させる上で必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 東京都理容生活衛生同業組合荒川支部及び東京都美容生活衛生同業組合荒川支部に委託して実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み		目標値 (8年度)
	①	理美容券支給者数（人）	28	26	26	28	30	
	②	利用枚数（枚）	70	71	65	76	86	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続 理美容店を訪れることが困難な寝たきりの重度の心身障がい者の生活環境を維持・向上させる上で必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		375	376	412	406	479	433	418
決算額（3年度は見込み）		358	347	302	282	357	327	418
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名（3年度は見込み）								
理美容券支給者数（人）		26	27	25	28	26	26	28
利用枚数（枚）		86	83	71	70	71	65	76
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	2
役務費	郵便料	2	役務費	郵便料	2	役務費	郵便料	4
委託料	事業費	355	委託料	事業費	325	委託料	事業費	412

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	302	350	48	地方税等	0	0	0	
	物件費	357	327	▲ 30	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	33	48	15	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 692	▲ 725	▲ 33	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	692	725	33	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 692	▲ 725	▲ 33	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 692	▲ 725	▲ 33		

備考

行政費用のうち物件費は、理美容サービス業務委託料であり、委託料(利用)の増減により変動する。

問題点・課題

利用者数が減少傾向にあるため、引き続きPRに努め周知活動を行う。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、理美容店で本事業をPRしてもらおうよう協力を求めている。	理美容店へ、事業紹介の協力を依頼した。	引き続き、ケースワーカーと連携しPRに努め、理美容店等へ事業紹介の協力を依頼する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-26	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	森安	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-02	寝具乾燥消毒事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 58（1983）年度	根拠	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。							
対象者等	区内在住65歳未満で在宅の身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度の方で次のいずれかに該当する方。 ①寝たきりで寝具洗濯乾燥が必要 ②一人暮らしで寝具洗濯乾燥が困難 ③家族の介護が得られず寝具の洗濯乾燥が困難							
内容	<p>【実施方法】 ①対象者が区に利用申請する。 ②審査・決定後、受託業者に対し通知書（利用者名簿）を送付する。 ③受託業者が利用者宅から寝具を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担） ④区役所地下巡視室前で専用車により乾燥消毒を行い、完了後、利用者宅へ配送する。</p> <p>【実施回数】 ・寝具乾燥消毒 … 年間11回 ・寝具水洗い … 年間1回</p> <p>【寝具の範囲】 常時使用する寝具1組とし、1回につき敷布団2、掛布団2、毛布1、枕1を限度とする。</p>							
経過	昭和59年4月 対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 平成4年4月 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 平成12年4月 対象者の年齢制限、費用負担導入 平成17年4月 自己負担割合3%の経過措置廃止							
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 業者委託にて実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	登録者数（人）	0	0	2	2	2	
	②	実施回数（消毒乾燥）（回）	0	0	12	22	22	
③	実施回数（水洗い）（回）	0	0	2	2	2		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続	継続	寝たきり状態にある重度心身障がい者の健康保持を図るために必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		104	111	56	56	65	180	169
決算額（3年度は見込み）		91	46	7	0	0	99	169
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	利用実人数（人）	1	1	1	0	0	2	2
	実施回数（消毒乾燥）（回）	20	11	2	0	0	12	22
	実施回数（水洗い）（回）	2	1	0	0	0	2	2
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒・寝具洗濯	0	委託料	寝具乾燥消毒・寝具洗濯	99	委託料	寝具乾燥消毒・寝具洗濯	169

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額
	給与関係費	368	350	▲ 18	地方税等		0
	物件費		99		国庫支出金		0
	維持補修費		0		都支出金		0
	扶助費		0		分担金及び負担金		0
	補助費等		0		使用料及び手数料		0
	減価償却費		0		その他		0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	40	48	8	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 408	▲ 497
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0
	行政費用合計(b)	408	497	▲ 10	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 408	▲ 497
	特別費用(g)		0		特別収入(f)		0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 408	▲ 497

備考 行政費用のうち物件費については、令和2年度より利用者数が増えたため増額となった。

問題点・課題 引き続き、当該事業の周知を図る。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ワーカーと連携して事業PRを図る。	ワーカーと連携して事業PRを図った。	継続してワーカーと連携し事業PRを図る。
②			
③			

他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）	
	実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川 未実施区：足立・品川・練馬	

況（要旨）
議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-27	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	森安・根岸	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-03	配食サービス事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 7（1995）年度	根拠	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。						
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、実施要綱に基づく要件に該当する者。所得制限なし。						
内容	<p>【回数】 週あたり1～7回 ※昼食のみ</p> <p>【事務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①利用希望者より利用申請 ②区により審査・決定 ③配食業者に対し連絡 ④配食業者より決定者に対し配食 <p>【利用者負担金】 利用者は、事業者が定めた配食弁当代を同事業者に支払う。</p>						
経過	<p>平成 9年 4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者⇒障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯）</p> <p>回数増：週2回限度⇒週3回限度</p> <p>平成12年 4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収</p> <p>平成14年 4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払）</p> <p>平成16年 4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする</p> <p>回数増：週3回限度⇒週5回限度</p> <p>平成18年 4月 回数増：週5回限度⇒週7回限度</p> <p>平成25年 4月 見守り料350円⇒250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため）</p> <p>平成26年 4月 見守り料250円⇒257円（消費税率5%から8%への変更のため）</p> <p>令和元年10月 見守り料257円⇒261円（消費税率8%から10%への変更のため）</p>						
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。						
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>【委託業務名】 障害者配食見守りサービス事業業務委託</p> <p>【委託業務先】 シアライカリエト（宅配クック123）、花よりだんご まごころ弁当（Encounter）</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 実利用者数（人）	5	7	5	7	6	
	② 配食数（食）	533	652	742	847	653	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活支援に必要な事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		324	242	254	241	190	196	246
決算額 (3年度は見込み)		187	171	158	137	169	194	246
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	実利用者数 (人)	7	8	7	5	7	5	7
	配食数 (食)	729	667	614	533	652	742	847
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	業者委託 (単価契約)	169	委託料	業者委託 (単価契約)	194	委託料	業者委託 (単価契約)	246

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	736	350	▲ 386	地方税等	0	0	0
	物件費	169	194	25	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	48	▲ 31	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 984	▲ 592	392
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	984	592	▲ 392	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 984	▲ 592	392
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 984	▲ 592	392

備考

行政費用のうち物件費は、利用人数及び配食数の増により増額となった。

問題点・課題

一人暮らし障がい者等の孤立化防止及び見守りの重要性から、新たな利用者の掘り起こしが必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ワーカーと連携して事業PRを図る。	ワーカーと連携して事業の周知を図った。	引き続き、ワーカーと連携し事業の周知を行う。
②			
③			

他区の実況 (要旨)	(実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区)
	実施している区はすべて民間委託
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-28	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	大塚	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-04	福祉電話事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 57（ 1982 ）年度	根拠	荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱、				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区福祉電話料助成事業実施要綱				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。						
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。						
内容	【実施方法】 (1) 自己所有の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 （年1回利用者からN T Tから届いた請求書の写しを確認。） ③ 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。 (2) 貸与の電話機 ①利用者は区に申請する。 ②区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 ③助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。						
経過	昭和57年 4月 事業開始（基本使用料、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止 平成26年 4月 助成対象にユニバーサルサービス料を含む 付加使用料は貸与電話などに係るシルバーホン及びフラッシュベルの機能に係るものに限定						
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成することにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 助成世帯数（貸与）（世帯）	4	2	2	2	2	各年度末世帯数
	② 助成世帯数（自己所有）（世帯）	14	12	11	11	11	各年度末世帯数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
継続	継続	外出困難な重度身体障がい者の外部交流を図るための必要な事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額	608	529	476	468	399	375	329
決算額 (3年度は見込み)	466	411	401	366	322	288	329
実績の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名 (3年度は見込み)							
電話助成世帯数 (貸与) (世帯)	6	4	4	4	2	2	2
電話助成世帯数 (自己所有) (世帯)	17	13	14	14	12	11	11

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
役務費	貸与分	48	役務費	貸与分	47	役務費	貸与分	59
負担金補助等	自己所有分	276	負担金補助等	自己所有分	241	負担金補助等	自己所有分	270

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	736	350	▲ 386	地方税等	0	0	0
	物件費	46	47	1	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	275	241	▲ 34	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	1	1	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	1	1	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	48	▲ 31	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,135	▲ 685	450
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,136	686	▲ 450	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,135	▲ 685	450
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,135	▲ 685	450	

備考 行政費用のうち補助費等の減は、利用世帯数の減によるもの。

問題点・課題 転出・死亡による利用者減については、適時住基システムを活用し、利用者の状況を把握していく。また利用対象となる方に対しては、窓口などで漏れがないよう案内をしていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	住基システムで定期的なチェックをした上でケースワーカに確認していく。	ケースワーカ等地区担当者と連携し、利用者の状態把握に努めた。	定期的に利用者の状態把握に努める他、利用対象となる方に対しては、漏れがないよう案内していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
実施区	葛飾区を除くすべての区
実施区について	貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。
※北区	では平成23年3月末で新規受付を終了。

議会議事録(要旨)	
-----------	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-29	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	緊急通報システム事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	小林	内線	2694			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-05	緊急通報システム事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 3（1991）年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	重度身体障害者民間緊急通報システムを利用した緊急通報システム事業を運営することにより、緊急事態に対する重度心身障害者の不安の解消を図るとともに、住宅生活の安全を確保し、もって在宅重度身体障害者が安心して暮らし続けられるように支援する。							
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）							
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する（民間事業者方式）。 【実施内容】 民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 申請→利用決定→事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）							
経過	平成 3年 4月 消防庁直通方式で事業開始 （消防庁が利用者及び協力員に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう） 平成13年 4月 協力員活動費1,000円（現金）／月→500円（区内共通お買物券）／月へ変更 平成18年 4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入 平成20年 4月 火災安全システム導入 平成22年 4月 民間事業者方式を導入 平成26年 3月 消防庁直通方式から民間事業者方式への移行完了 平成27年 4月 委託業者変更（上陽テクノ株式会社足立営業所→志幸技研工業株式会社） 平成29年 4月 委託業者変更（志幸技研工業株式会社と富士防災警備株式会社の共同企業体の志幸富士防災共同企業体）							
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 【委託業務名（委託先）】 緊急通報システム委託（志幸富士防災共同企業体）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用者数（人）	10	10	11	11	15	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続 ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保するために必要な事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		389	389	340	343	293	296	296
決算額 (3年度は見込み)		318	311	307	270	274	288	296
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	利用者数 (人)	13	12	13	10	10	11	11

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	システム稼働料	274	委託料	システム稼働料	288	委託料	システム稼働料	296

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
	給与関係費	736	350	▲ 386	地方税等	0	0	0	
	物件費	274	288	14	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	22	21	▲ 1	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	1	1	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	22	22	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	48	▲ 31	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,067	▲ 664	403	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	1,089	686	▲ 403	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,067	▲ 664	403	
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,067	▲ 664	403	

備考 行政費用のうち物件費は、業務委託料が占めており、利用実績が増加したため増額となった。行政収入は、都支出金が障害者施策推進区市町村包括補助事業費、その他が緊急通報システム利用者負担を受入れている。

問題点・課題 円滑な事業運営を図るため、関係機関と連携し事業運営を行い、一人暮らしの障がい者の安全を確保する。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	委託業者と連絡を密にし円滑な運営を図る。	新規決定時に委託業者や関係者等と連携し円滑な業務運営に努めた。	引き続き、委託業者や関係者と連携を図り円滑な業務運営を図る。また、対象者に対しては適切に案内していく。
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
 ●消防: 文京区、台東区、江東区、豊島区、足立区 ●民間: 千代田区、港区、墨田区、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、北区、板橋区、葛飾区、大田区、中野区、練馬区、江戸川区
 ●消防及び民間: 中央区、新宿区

況 (要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-30	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	屋田	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-06	障害者紙おむつ購入助成事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 2（1990）年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、重度の心身障害者（児）及び介護にあたる家族の経済的負担を軽減し、もって障害者福祉の増進を図る。						
対象者等	荒川区内に住所を有する3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、常時寝たきり又は失禁状態のためおむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成決定した者については65歳到達後も継続助成とする。所得制限無。日常生活用具のおむつ受給者及び生保受給者は対象外。						
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>①入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者</p> <p>②「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、紙おむつ購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で紙おむつ購入券と引き替え、区は紙おむつ購入券に基づき業者に支払う。 限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。 <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入した領収書に基づき助成する。 限度額は月額10,000円。但し1割は自己負担のため、実際の助成金限度額は9,000円となる。 						
経過	平成 4年 4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）					
	平成12年 4月	現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）					
	平成14年 4月	業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付					
	平成15年 4月	65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続					
	平成17年 4月	自己負担割合3%の経過措置廃止					
	平成28年 4月	委託先のうち「荒川薬業協同組合」が「荒川区薬剤師会」に変更					
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。紙おむつの購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。						
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>【直営分】おむつ代の助成について、常勤職員が審査・支払</p> <p>【一部委託】委託先：荒川区薬剤師会（46事業者） 荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 紙おむつ購入券決定者数（人）	199	208	224	224	225	
	② おむつ代の助成決定者数（人）	54	49	54	55	70	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	障がい者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		18,871	19,790	19,784	20,178	20,450	21,074	21,807
決算額（3年度は見込み）		18,871	18,252	18,364	19,861	20,257	19,471	21,807
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	紙おむつ購入券使用枚数（枚）	8,369	8,317	8,221	8,846	9,081	9,452	9,729
	紙おむつ購入券対象者延べ人数（人）	2,190	2,211	2,214	2,337	2,430	2,496	2,676
	おむつ代の助成対象者延べ件数（件）	115	96	111	115	116	71	111
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	紙おむつ購入券作成	50	需用費	紙おむつ購入券作成	56	需用費	紙おむつ購入券作成	61
役務費	紙おむつ購入券郵送	68	役務費	紙おむつ購入券郵送	72	役務費	紙おむつ購入券郵送	75
扶助費	紙おむつ購入券、おむつ代の助成	20,139	扶助費	紙おむつ購入券、おむつ代の助成	19,344	扶助費	紙おむつ購入券、おむつ代の助成	21,671

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政コスト計算書	給与関係費	1,473	1,752	279	地方税等	0	0	0
	物件費	118	128	10	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	20,139	19,344	▲ 795	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	159	239	80	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 21,889	▲ 21,463	426
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	21,889	21,463	▲ 426	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 21,889	▲ 21,463	426
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 21,889	▲ 21,463	426	

備考

物件費の増は、紙おむつ購入券決定者数が増えたことにより、需用費と役務費が増加した。
扶助費の減は、助成延べ件数が減ったことによる。

問題点・課題

取扱っているおむつの種類が少ない店舗があり、児童用などで利用者の希望するおむつの購入が難しいという課題がある。そのような希望をお聞きした場合は、適時おむつ代の助成への切り替えを案内していく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、利用者の希望する紙おむつを購入できるようにおむつ代の助成への提案も取入れつつ事業者と連携を図り対応する。	利用者の希望する紙おむつを購入できるようにおむつ代の助成への提案も取入れつつ事業者と連携を図り対応した。	利用者の希望する紙おむつを購入できるようにおむつ代の助成への提案も取入れつつ事業者と連携を図り対応する。
②			
③			
他区の実況	(実施) 22 区 現金助成：16区 現物給付：20区	未実施) 0 区 購入券等給付：2区	不明) 0 区
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-31		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	住宅設備改善給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	小林	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-07	住宅改善給付事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。							
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。							
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中規模住宅改修 基準額 641,000円 ・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円 ・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円 ・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円 ・階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円 <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 原則、総費用額又は基準額の1割負担。世帯の収入状況により負担上限額あり。</p>							
経過	<p>昭和60年 事業開始</p> <p>平成14年 4月 浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化</p> <p>平成17年 4月 高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化</p> <p>平成18年10月 自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行</p> <p>平成22年 4月 利用者負担改定（非課税世帯1,100円→0円）</p> <p>平成27年 4月 利用者負担基準の改定</p>							
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。							
実施方法	<p>（ <input type="radio"/> 一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>【決定・支払】直営</p> <p>【住宅改修】業者委託</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	給付件数・児童分（件）	0	2	0	2	2	
	②	給付件数・成人分（件）	2	1	0	2	5	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		障がい者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		4,969	4,405	4,037	4,037	4,012	3,456	3,456
決算額 (3年度は見込み)		1,483	1,282	2,098	2,090	4,011	0	3,456
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名 (3年度は見込み)								
中規模改修 (件)		0	2	4	2	0	0	1
階段昇降機 (曲線) (件)		1	0	0	0	3	0	1
階段昇降機 (直線) (件)		0	0	0	0	0	0	0
屋内移動設備 (件)		0	0	0	0	0	0	2

予算・決算の内訳

令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	中規模改修・屋内移動設備	4,011	扶助費	中規模改修・屋内移動設備	0	扶助費	中規模改修・屋内移動設備	3,456

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額
	給与関係費	736	350	▲ 386	地方税等	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	4,011	▲ 4,011		分担金及び負担金	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	48	▲ 31	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,826	▲ 398
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0
	行政費用合計 (b)	4,826	398	▲ 4,428	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,826	▲ 398
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,826	▲ 398

備考 2年度においては、改修実績が無かったため、行政費用のうち扶助費は減額となっている。

問題点・課題 引き続き制度の利用を希望する対象者へ本事業の案内をし、必要な給付を行う。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

議会議事録 (要旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-32	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	盲ろう者生活支援推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	渡辺	内線	2685			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-08	盲ろう者生活支援推進事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 23（ 2011 ）年度	根拠						
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	視覚障がいと聴覚障がい重複し、コミュニケーションをとることが難しい盲ろう者に対し、盲ろう者の安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加をすることができるように整備する。							
対象者等	区内在住の視覚障がいと聴覚障がいの重複している盲ろう者 17名							
内容	<p>【当事者への情報提供体制の整備】 東京都盲ろう者支援センターと連携し、センターの実施する通訳介助者派遣や相談、訓練等の福祉サービス情報を、利用者へ届けることができる体制を整備する。</p> <p>【研修会】 安心して地域の福祉サービスを利用できるように介護従事者向けの研修会を実施する。（年1回予定）</p> <p>【交流会】 平成25年度：東京盲ろう者友の会で開催されている交流会を荒川区で実施した。 平成26度以降：区内在住の盲ろう当事者と福祉団体、盲ろう者支援研修会修了者との交流会を実施し盲ろう者支援の充実を図る。</p>							
経過	<p>平成22年10月 盲ろう者の訪問調査を実施</p> <p>平成23年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース・夜コース実施</p> <p>平成23年12月 盲ろうへの理解推進のため盲ろう者支援講演会を実施</p> <p>平成23年12月 盲ろう当事者と視覚・聴覚障害者等との交流会を実施</p> <p>平成24年 6月 盲ろう者支援研修会（全4回）昼コース ※以降同時期開催</p> <p>平成24年11月 盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース ※以降同時期開催</p> <p>平成25年12月 東京盲ろう者友の会と共催で、盲ろう者友の会の交流会を荒川区で実施</p> <p>平成26年11月 区内在住盲ろう当事者と盲ろう者支援研修会修了者との交流会実施 ※以降同時期開催</p> <p>平成27年10月 盲ろう者支援研修会昼コースを全2回に編成して実施</p> <p>平成28年 6月 盲ろう者支援研修会（全4回）夜コース実施</p>							
必要性	盲ろう者が安心して地域で生活を過ごし、社会参加の機会をつくるために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	研修会参加者数（人）	17	12	0	20	40	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止
	②	交流会参加者数（人）	26	26	0	30	30	令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続						
盲ろう者の地域生活の支援及び社会参加の促進を図る事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額		153	189	183	189	153	143	145	
決算額(3年度は見込み)		149	109	136	148	104	3	145	
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
事項名(3年度は見込み)									
研修会参加者数(人)		30	29	15	17	12	0	20	
交流会参加者数(人)		20	19	28	26	26	0	30	
予算・決算の内訳									
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)			
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	
報償費	講師等謝礼	85	報償費	講師等謝礼	0	報償費	講師等謝礼	118	
需用費	事務消耗品	19	需用費	事務消耗品	3	需用費	事務消耗品	27	

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,841	350	▲ 1,491	地方税等	0	0	0
	物件費	20	3	▲ 17	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	85	0	▲ 85	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	199	48	▲ 151	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,145	▲ 401	1,744
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,145	401	▲ 1,744	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,145	▲ 401	1,744
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,145	▲ 401	1,744	

備考 行政費用のうち補助費等は、盲ろう者研修会・交流会に係る報償費(講師及び通訳介助者謝礼)であるが、2年度は新型コロナウイルス感染防止のため接触の機会がある本事業を再検討したことにより、研修会・交流会を開催しなかったため、費用は生じなかった。

問題点・課題 ○区内の居宅介護事業所・通所介護事業所等を中心に参加者を募集しているが、参加人数は年々減少傾向にある。今後は研修対象者や研修形態を見直して参加者を増やし、盲ろう者の啓発につなげることが必要である。
○他区と比較しても先進事業である本事業は、受講済み参加者でも再度参加していただけるよう研修内容の見直しや、研修後のフォローなどの施策を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	対象者や研修会内容の見直しを行い、盲ろう者の啓発に貢献する。	新型コロナウイルスの影響により、研修会は中止とした。	新型コロナウイルス感染症対策を取り入れた形で研修会を開催できるように、対象者や研修内容を再度見直していく。
②	引き続き、交流会の開催に向け、積極的な案内を行う。	新型コロナウイルスの影響により、交流会を実施することはできなかった。	令和2年度は交流会を開催できなかったため、引き続き積極的な案内を行い、事業継続できるよう努力する。
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-33		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	福祉タクシー事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	屋田	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-08-01	福祉タクシー事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 56（1981）年度	根拠	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等	等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	【福祉タクシー券】日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。 【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。							
対象者等	【福祉タクシー券】区内在住で、愛の手帳1・2度、下肢・体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1・2級等の手帳所持者 ※施設等入所者は除く、所得制限あり 【リフト付タクシー】下肢又は体幹機能障がい1・2級の電動車椅子利用者等※令和2年度登録者数40人							
内容	【福祉タクシー券】申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,400円分の福祉タクシー券を交付。（12ヵ月決定者は、40,800円分）利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用する際は手帳を提示し、タクシー券により支払う。※乗車又は降車する区域は東京23区内、武蔵野市及び三鷹市区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。 【リフト付タクシー】あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。利用者は、区が委託契約を締結している事業者から利用する事業者を任意に選択し、直接予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。※乗車又は降車する区域は東京23区内、武蔵野市及び三鷹市区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。							
経過	平成10年 4月	タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入						
	平成11年 4月	タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする						
	平成14年 4月	偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化）						
	平成21年 4月	不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字						
	平成25年 4月	タクシー券表紙にカナ氏名、券面には交付番号印字のみに変更						
	平成28年 4月	タクシー券表紙へのカナ氏名印字をやめ、交付番号印字のみに変更						
	平成29年 4月	タクシー券の券種変更（500円・100円の組合せ→300円・100円の組合せ）						
	平成30年10月	タクシー券に「領収書を発行する場合は、「荒川区福祉タクシー利用券」で支払ったことを明記してください。」と記載						
	平成31年 4月	リフト付タクシーの要綱改正（助成方法を走行距離から実費負担へ変更）						
	令和3年 4月	タクシー券の要綱改正（乗車、降車区域等）						
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 【福祉タクシー券】 令和2年度委託先：東京都個人タクシー協同組合 他130社（3月時点） 【リフト付タクシー】 令和2年度委託先：福祉移送ピクニック 他2社（3月時点）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	福祉タクシー券 交付人数（人）	2,819	2,769	2,693	2,986	2,990	
	②	リフト付タクシー 実利用者数（人）	19	22	18	29	57	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続						
障がい者の生活圏の拡大及び社会参加の推進を図る事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		104,718	102,087	101,751	98,368	96,884	95,664	88,989
決算額(3年度は見込み)		98,793	98,018	94,850	92,210	85,772	76,752	88,989
実績の推移	事項名(3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	福祉タクシー券 交付人数(人)	2,907	2,900	2,866	2,819	2,769	2693	2986
	リフト付タクシー 実利用者数(人)	23	24	26	19	22	18	29
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	タクシー券印刷製本	2,697	需用費	タクシー券印刷製本	2,550	需用費	タクシー券印刷製本	3,023
役務費	郵送料	1,636	役務費	郵送料、点字入力	1,577	役務費	郵送料、点字入力	2,406
委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	81,438	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	72,626	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	83,560

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	4,653	4,205	▲ 448	地方税等	0	0	0
	物件費	85,772	76,752	▲ 9,020	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,163	563	▲ 600
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,163	563	▲ 600
	賞与・退職給与引当金繰入額	502	573	71	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 89,764	▲ 80,967	8,797
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	90,927	81,530	▲ 9,397	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 89,764	▲ 80,967	8,797
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 89,764	▲ 80,967	8,797

備考 行政費用のうち物件費の減は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外出控えによるタクシー券の利用者人数の減少により、タクシー会社への業務委託料が減ったことによる。
行政収入は、都支出金で障害者施策推進区市町村包括補助(リフト付タクシー分)を受入れている。

問題点・課題 令和3年3月末で契約しているタクシー会社は131社あり、契約事務や支払事務などが煩雑化しており、業務の効率化を図る必要がある。また、更新業務についても発送誤りのないよう、事務運営に注意する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	利用者の利便性について検討をする。	新型コロナウイルス感染症の影響で利用額が減少したが、利用者の利用状況を確認し今後の利用圏の拡大を検討した。	利用者のニーズに合わせ、乗降車区域を見直し、さらなる生活圏の拡大と利便性の向上を目指す。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	・墨田区 タクシーとガソリン給油の共通券 ・葛飾区 手当(外出支援分)として、月額2,500円を支給

議会議事録(要旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-34	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	屋田	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-08-02	コミュニティバス障害者利用負担軽減費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17（ 2005 ）年度	根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者						
内容	<p>【運賃免除方法】コミュニティバス乗車時に運転手に障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。</p> <p>【補助方法】コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃から民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】①身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用…5割免除 ②第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴…5割免除 ③精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用…5割免除</p> <p>精神障がい者の取扱経過 コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。</p>						
経過	平成17年 4月20日	コミュニティバスさくら・左回り（南千01系統）運行開始					
	平成20年10月	コミュニティバス専用バスの運用開始 精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がい者が運賃免除の対象となる					
	平成24年11月	汐入さくら（南千03系統）運行開始					
	平成26年11月	町屋さくら（町屋04系統）運行開始					
	平成27年 3月	町屋さくら一部往復運行開始（町屋05系統） さくら・右回り（南千02系統）運行開始					
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 【補助支払】 四半期毎実績払い						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 補助件数（延べ人数）（人）	92,411	83,591	61,260	75,754	85,843	
	② パス発行件数（件）	119	121	94	112	168	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	障がい者の交通手段を確保するために必要な事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		10,201	7,053	7,259	7,415	7,144	7,346	6,434
決算額(3年度は見込み)		6,817	6,844	7,258	7,380	6,647	4,845	6,434
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
補助件数(延べ人数)(人)		85,227	85,552	90,731	92,411	83,591	61,260	75,754
パス発行件数(件)		115	148	124	119	121	94	112
予算・決算の内訳		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	さくら・汐入・町屋さくら等	6,647	負担金補助等	さくら・汐入・町屋さくら等	4,845	負担金補助等	さくら・汐入・町屋さくら等	6,434

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	736	350	▲ 386	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	6,647	4,845	▲ 1,802	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	48	▲ 31	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 7,462	▲ 5,243	2,219
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	7,462	5,243	▲ 2,219	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 7,462	▲ 5,243	2,219
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 7,462	▲ 5,243	2,219

備考

行政費用(補助費等)については、その全額が荒川区コミュニティバス障がい者運賃補助である。

問題点・課題

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大によって緊急事態宣言などが発せられた関係から、外出などの機会が減少したことから利用人数が減少した。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ワーカーと連携し、周知を図る。	手帳取得時などに窓口、ホームページや障がい者のしおり等で案内し、周知を図った。	社会参加のための必要な事業であることから、引き続き窓口、ホームページや障がい者のしおり等で案内する。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
無料	千代田・墨田
障害者割引	大田・板橋・練馬・足立・葛飾
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-35	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	自動車燃料費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	大塚	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-08-03	自動車燃料費助成事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 3（1991）年度	根拠	荒川区心身障害者自動車燃料費助成要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成することにより、心身障がい者の社会参加、外出、通院等を容易にするとともに、経費の負担を軽減する。							
対象者等	区内に住所を有し、身体障害者手帳又は愛の手帳を交付されているなどの必要な要件を満たしている者で、本人又は家族が障がい者のために自己所有の自動車（営業用を除く）を運転している者。							
内容	<p>【事業内容】</p> <p>①助成申請書（自動車運転免許証等を添付）を受理後に所得状況を審査し、決定する。</p> <p>②助成の決定を受けた者は、領収書を添付して3ヶ月毎（4月、7月、10月、1月）に前3ヶ月分の助成金を請求する。</p> <p>【助成期間】</p> <p>助成決定通知に記載する支給開始日から受給資格の消滅した日まで</p> <p>【助成金額】</p> <p>3ヶ月あたり9,000円を限度とする。（年額36,000円）</p>							
経過	<p>平成 5年 4月 「月額3,000円」を「3ヶ月あたり9,000円」の助成方法に変更</p> <p>平成 6年 4月 対象者拡大（上肢機能障がい1級）</p> <p>平成 8年 4月 未支払助成金制度の新設</p> <p>平成10年 4月 助成対象者の所得制限導入。心身障害者福祉手当と同額とする。</p> <p>平成26年 4月 現況届提出の義務化（毎年度）</p>							
必要性	心身障がい者にとって、外出の手段として自動車は必要不可欠なものである。ガソリン購入費の一部を助成することにより、障がい者の外出を容易にすることができ、社会参加等の福祉の向上が図られるため、必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	助成対象者数（人）	254	268	266	280	280	各年度末助成決定者数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続 障がい者及び家族の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		11,351	9,881	8,584	8,354	8,449	8,434	8,224
決算額(3年度は見込み)		8,691	8,281	8,325	8,334	7,888	7,914	8,224
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
助成対象者数(人)		295	266	259	254	268	266	280
予算・決算の内訳		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
役務費	郵便料	47	役務費	郵便料	54	役務費	郵便料	55
扶助費	ガソリン助成	7,841	扶助費	ガソリン助成	7,859	扶助費	ガソリン助成	8,169

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	736	350	▲ 386	地方税等	0	0	0
	物件費	46	54	8	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	7,841	7,859	18	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	48	▲ 31	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,702	▲ 8,311	391
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	8,702	8,311	▲ 391	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,702	▲ 8,311	391
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,702	▲ 8,311	391

備考

行政費用(物件費)の増は、コロナ禍において郵送手続きが増加したことに伴う郵便料の増加による。

問題点・課題

多くの利用者があることにより、提出書類に不備があるものも一定数ある。書類不備による訂正等の件数の低減を図るため、案内文等の内容を見直し、改善を図り、利用者の利便性の向上を図る。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	記入漏れがないように分かりやすい記入例を添付する。	記入例と付箋をつけ、一定数の書類不備件数が低減された。	引き続き案内文等の内容を見直し、改善を図り、利用者の利便性の向上を図る。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
況(要旨)	未実施：なし ※一部の区では心身障害者福祉手当と合わせて支給したり、タクシーと共通で支払えるサービス利用券を支給している。

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-36		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	心身障害者福祉手当		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉	
			担当者名	轟山	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-09-01	心身障害者福祉手当支給事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 49（1974）年度	根拠	荒川区心身障害者福祉手当条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	同条例施行規則				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	心身に障がいや難病を有する者及び難病患者に対し手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、脳性麻痺者、進行性筋萎縮症者、区指定難病患者 【対象外】新規65歳以上（H12.8～）、施設入所者、児童育成手当（障害手当）受給者 【所得制限】特別障害者手当等（国制度）に準拠 ※令和3年4月1日現在受給者数 3,671名						
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査・決定を行う。 【支給期間】申請をした月から手当の資格を喪失した月まで支給。 【支給方法】4月、8月、12月（年3回）、支払月の前月分まで（通常4ヵ月分）を本人指定口座へ振込 【都基準手当月額】身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症者…15,500円 【区独自基準手当月額】 身体障害者手帳3級、愛の手帳4度…9,500円 区指定難病患者…15,500円 ※区指定難病とは、国指定（333種）、都対象（12種）計345種（令和元年7月1日現在） 【財源】都基準及び難病手当については、都区財政調整措置がなされている						
経過	平成12年 8月	新規65歳以上を対象外とする（65歳未満の既受給資格者は老人福祉手当から移行可）					
	平成14年 8月	所得制限額の改正（扶養家族0人の場合3,549,000円→3,604,000円）					
	平成14年10月	慢性肝炎、肝硬変・ハートムが都難病医療費助成から除かれたことに伴い、区指定難病から除外。但し、住民税非課税世帯で都医療助成経過措置者のみ平成17年9月まで手当継続。（対象外移行者417人）					
	平成14年12月	20歳未満の障がい児及び難病患者については、扶養義務者の所得に基づき所得制限の判定を行う条例改正施行（対象外移行者11人）					
	平成27年1・7月	難病医療費助成制度の改正（マル都医療券対象疾病の変更）により支給対象疾病の拡大。					
	令和元年7月	難病の患者に対する医療費等に関する法律に基づく厚生労働大臣が指定する指定難病及び病状の程度の一部告示により対象疾病が333疾病に増加した。					
必要性	心身に障がいや難病を有する者及び難病患者に対して福祉の増進を図るため必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 手当受給者数(人)	3,604	3,633	3,671	3,706	3,850	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	心身障がい者及び難病患者の福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		662,909	636,882	636,472	635,024	636,360	623,853	623,498
決算額(3年度は見込み)		633,176	634,050	636,466	615,943	617,705	620,985	623,498
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
都基準対象者(人)		1,973	1,946	1,921	1,895	1,894	1,844	1,794
区独自基準対象者(3級・4度)(人)		860	840	867	848	849	851	850
区独自基準対象者(難病)(人)		861	914	858	861	890	976	1062
合計(人)		3,694	3,700	3,646	3,604	3,633	3,671	3,706
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
需用費	窓あき封筒	45	需用費	窓あき封筒	52	需用費	窓あき封筒	53
委託料	支払通知封入委託	31	委託料	支払通知封入委託	32	委託料	支払通知封入委託	34
扶助費	心身障害者福祉手当	617,629	扶助費	心身障害者福祉手当	620,902	扶助費	心身障害者福祉手当	623,411

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,209	2,102	▲ 107	地方税等	0	0	0	
	物件費	76	84	8	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	617,629	620,902	3,273	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	47	357	310	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	47	357	310	
	賞与・退職給与引当金繰入額	238	287	49	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 620,105	▲ 623,018	▲ 2,913	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	620,152	623,375	3,223	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 620,105	▲ 623,018	▲ 2,913	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 620,105	▲ 623,018	▲ 2,913		

備考

行政収入のうち扶助費の増は、手当受給者数(実績)が増加したことによる。
行政収入は、その他で心身障害者福祉手当返還金を受入れている。

問題点・課題

施設入所等により受給資格が消滅したことに伴い、過払いとなる受給者が一定数いることが課題となる。これに伴い、受給資格について十分な周知を行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適切な業務処理を行うため、日々の業務の見直し、受給者への周知を行っていく。	変化に対応した業務マニュアルの更新及び追記を行い業務効率の向上を図り、円滑な事業運営を行った。	受給資格の周知の実施と確認作業を定期的に行い、適切な業務処理を行うとともに円滑な事業運営を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議決(要旨)	平成29年度6月会議 「精神障がい者への福祉手当の支給について」		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-37	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	太田	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-09-02	特別障害者手当支給事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 39（ 1964 ）年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	児童扶養手当等の支給に関する法律施行令					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。							
対象者等	特別障害者手当：20歳以上で重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者 障害児福祉手当：20歳未満で重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする者 経過的福祉手当：従来の福祉手当受給者で特別障害者手当等も支給されない者（新規なし）							
内容	上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う（所得制限あり） 【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。 【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。 【手当月額】 特別障害者手当 27,350円（令和2年4月改定） 障害児福祉手当 14,880円（令和2年4月改定） 経過的福祉手当 14,880円（令和2年4月改定）							
経過	昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。 なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過的福祉手当を支給している。（経過的福祉手当の新規申請はできない） 平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。 平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）							
必要性	国制度の実施							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	特別障害者手当受給者数（人）	229	227	234	236	235	
	②	障害児福祉手当受給者数（人）	61	64	60	61	63	
③	経過的福祉手当受給者数（人）	5	4	3	3	5		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続	継続	法定事務事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		75,826	78,802	82,879	81,787	84,917	85,708	87,003
決算額(3年度は見込み)		75,427	78,736	79,879	81,458	84,234	83,122	87,003
実績の推移	事項名(3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	特別障害者手当受給者数(人)	211	221	227	229	227	234	236
	障害児福祉手当受給者数(人)	58	57	57	61	64	60	61
	経過的福祉手当受給者数(人)	7	6	5	5	4	3	3
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	判定医謝礼	182	報償費	判定医謝礼	137	報償費	判定医謝礼	208
需用費	印刷製本費	5	需用費	印刷製本費	6	需用費	印刷製本費	6
役務費	郵送料	55	役務費	郵送料	50	役務費	郵送料	55
扶助費	特別障害者手当	83,992	扶助費	特別障害者手当	82,929	扶助費	特別障害者手当	86,734

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	736	1,051	315	地方税等	0	0	0
	物件費	59	56	▲3	国庫支出金	62,644	61,859	▲785
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	83,993	82,929	▲1,064	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	182	137	▲45	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	27	27
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	62,644	61,886	▲758
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	143	64	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲22,405	▲22,430	▲25
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	85,049	84,316	▲733	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲22,405	▲22,430	▲25
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲22,405	▲22,430	▲25

備考

行政収入は、国庫支出金で特別障害者手当負担金を受入れている。

問題点・課題

手当に該当する可能性がある方に対しての制度周知を、引き続き行う。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	手当に該当する可能性がある方に対し、窓口及び事業者を通して制度の更なる周知徹底を図り、円滑な事業運営に努める。	手帳未所持者(要介護4～5程度の方)向けの周知として、介護事業者向けに制度の案内を行った。	引き続き、広報の活用や介護事業者等と連携等により該当する方へ向けた周知を行う。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議決(要旨)	平成30年度2月会議 「特別障害者手当の周知徹底について」		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-38		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者福祉給付金事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	太田	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-09-03	障がい者福祉給付金支給事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区障害者福祉給付金支給要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。							
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者							
内容	【月額単価】	重度33,000円 中度26,000円						
	【給付対象】	以下の要件すべてに該当する無年金障がい者						
		①昭和37年1月1日以前に生まれた者						
		②20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者						
		③昭和57年1月1日前に障がい者となった者						
	【実施の流れ】	申請 → 審査（給付要件や障がい程度等） → 決定 → 支給（4ヶ月に1回支給）						
	【参考】	特別障害給付金 ※同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。 平成17年度施行。 単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）						
経過	昭和57年 1月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。						
	平成17年 4月	特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。						
	平成19年 4月	事業開始						
必要性	外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、生活が困窮している。また、障がいの状態が同じであっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置が必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。							
実施方法	（1直営）		（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）					
	（窓口）障害者福祉課		申請受理・審査・決定・支払					
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	支給対象者数(人)	2	2	2	2	2	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続	継続	障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない心身障がい者の福祉の向上を図る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		1,500	1,188	792	792	792	792	792
決算額 (3年度は見込み)		1,266	1,056	792	792	792	792	792
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	重度支給対象者数 (人)	3	2	2	2	2	2	2
	中度支給対象者数 (人)	1	0	0	0	0	0	0
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	給付金	792	扶助費	給付金	792	扶助費	給付金	792

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	736	701	▲ 35	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	792	792	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	96	17	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,607	▲ 1,589	18
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,607	1,589	▲ 18	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,607	▲ 1,589	18
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,607	▲ 1,589	18

備考

行政費用のうち扶助費は、支給対象者数が横ばいのため変わらず横ばいである。

問題点・課題

支給対象者の異動情報等の把握に努め、本給付金を受給できる可能性がある方には、制度や要件の説明を行う。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、円滑かつ適切な業務運営に努める。	円滑かつ適切な業務運営を行うことができた。	引き続き、円滑かつ適切な業務運営を行っていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区、中央区、港区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区、文京区、北区、目黒区、杉並区、葛飾区
況(要旨)	議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-39	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	太田	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 48（ 1973 ）年度	根拠	東京都重度心身障害者手当条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	都内に住所を有する者で、心身に重度の障がい有し、日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く）※対象外：新規65歳以上・施設入所者・3ヶ月を超える入院者・所得制限あり（20歳以上の者は本人所得、20歳未満の者は配偶者及び扶養義務者所得）						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。 ・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。 ・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。 ・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。 <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受領し、東京都に進達する。 ・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。 ・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：施設入所、入院状況等確認（平成13年より実施） <p>【手当月額】 60,000円</p>						
経過	<p>平成12年 8月 年齢及び所得制限導入、3ヶ月を超える入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）</p> <p>平成13年11月 所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,481,000円→3,549,000円）</p> <p>平成14年11月 所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,549,000円→3,604,000円）</p> <p>平成15年 3月 所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）</p>						
必要性	都制度の実施						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 受給者数（人）	147	144	140	144	155	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	心身に重度の障がい有し常時複雑な介護を必要とする者の福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		0	0	-	-	-	-	-
決算額 (3年度は見込み)		0	0	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	受給者数 (人)	144	146	149	147	144	140	144
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	行政収入	勘定科目		元年度	2年度	差額
	給与関係費		736	350	▲ 386		地方税等				
物件費						国庫支出金					
維持補修費						都支出金					
扶助費						分担金及び負担金					
補助費等						使用料及び手数料					
減価償却費						その他					
不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計 (a)	0	0	0		
賞与・退職給与引当金繰入額		79	48	▲ 31	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 815	▲ 398	417			
その他行政費用						金融収支差額 (d)					
行政費用合計 (b)		815	398	▲ 417	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 815	▲ 398	417			
特別費用 (g)						特別収入 (f)					
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 815	▲ 398	417			

備考

行政費用については、都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題

○受給者の異動状況や施設入所・入院の状況を適宜確認し、過払い防止のため都に迅速な情報提供に努める。
○コロナの影響により都の判定枠が限られているため、申請から認定までの期間が長くなっている。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	手当に該当する可能性がある方への周知を更に徹底するとともに、実施主体である都に異動情報等を迅速に提供する。	手当に該当する可能性がある方へ制度について周知を図り、都との情報連携を行った。	申請から認定までの期間が長くなっているため申請者にはその旨案内する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	東京都の経由事務
議会議事録(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-40	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	太田	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。						
対象者等	次の①～③の保護者（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる）①知的障がい者 ②身体障がい者（1～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方						
内容	<p>【掛金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される</p> <p>【年金額】1口当たり20,000円／月</p> <p>※年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった後の月から掛金免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 ・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 <p>平成19年2月末に扶養年金制度が廃止となり、既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払い、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。</p> <p>※旧制度の扶養年金受給者は1口あたり30,000円／月（特約分は別に10,000円／月を付加）</p>						
経過	<p>昭和44年 4月 東京都心身障害者扶養年金制度発足</p> <p>平成18年10月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定）</p> <p>平成19年 2月末 扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う）</p> <p>平成19年 5月 区として説明会を実施</p> <p>平成20年 4月 東京都心身障害者扶養共済制度発足</p>						
必要性	都制度の実施						
実施方法	<input type="radio"/> 直営 <input checked="" type="radio"/> 都の経由事務 （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 扶養共済区加入者数（人）	13	14	14	15	20	
	② 扶養共済区受給者数（人）	1	1	1	1	1	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
継続		継続					
心身障がい者の生活の安定と福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。							

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		—	—	—	—	—	—	—
決算額 (3年度は見込み)		—	—	—	—	—	—	—
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	扶養共済区加入者数 (人)	12	13	14	13	14	14	15
	扶養共済区受給者数 (人)	0	0	0	1	1	1	1
	扶養年金区受給者数 (人)	132	127	125	121	121	112	109

予算・決算の内訳

令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額
行政費用	給与関係費	368	350	▲ 18	地方税等		
	物件費				国庫支出金		
	維持補修費				都支出金		
	扶助費				分担金及び負担金		
	補助費等				使用料及び手数料		
	減価償却費				その他		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計 (a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	40	48	8	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 408	▲ 398
	その他行政費用				金融収支差額 (d)		
	行政費用合計 (b)	408	398	▲ 10	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 408	▲ 398
特別費用 (g)				特別収入 (f)			
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 408	▲ 398	

備考 行政費用については、都の事業であるため、給与関係費、賞与・退職給与引当金繰入額以外の区の予算措置はない。

問題点・課題 加入希望者が他制度に比べ少ない傾向にある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	窓口等で、制度の更なる周知に努めるとともに、実施主体である都との円滑な情報共有を図る。	加入希望者に対し、窓口等で制度の周知を行った。	引き続き、制度の周知をホームページや障害者のしおり等で行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-41	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	原爆被爆者援護事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	太田	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-01	原爆被爆者援護事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 2（1990）年度	根拠	荒川区原爆被爆者に対する見舞金給付要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	荒川区原爆被爆者団体運営費補助金交付要綱					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に住所を有する原爆被爆者に対して、年1回見舞金（1万円）を給付することにより、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図る。 ・区内に所在する原爆被爆者団体に対し、その自主的な活動に要する経費の一部を補助することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図る。（現在活動休止中） 							
対象者等	<p>【見舞金】 原爆被爆者健康手帳所持者（基準日8月1日）</p> <p>【団体補助金】 区が認めた原爆被爆者団体（平成8年より活動休止中）</p>							
内容	<p>【見舞金】</p> <p>毎年8月に対象者からの申請を受理し見舞金額10,000円を本人口座に振込。 （実施案内を 区報7月21号に掲載）</p> <p>申請方法：昨年申請した人 …… 申請書を郵送し、返送してもらう。 新規申請する人 …… 被爆者健康手帳を持参し窓口で申請する。</p> <p>【団体運営補助金】</p> <p>原爆被爆者団体（荒友会）は、年間事業計画書等を添付して補助金の申請をし、区はこれに対し補助金を交付する。対象となる経費は、会議費、通信費、消耗品費等、運営経費とする。 平成8年度より、活動休止中のため、補助金の交付は行っていない。 （平成7年度まで、年50,000円を交付していた。）</p>							
経過	<p>平成2年度 事業開始</p> <p>平成8年度 荒友会が活動を休止</p>							
必要性	原爆被爆者に対して、被爆者の苦労をねぎらい、その福祉の向上を図るために必要である。							
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	支給者数（人数）	21	22	19	18	22	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続						
区内に住所を有する原爆被爆者の福祉の向上を図る事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額	290	260	260	240	220	220	210	
決算額 (3年度は見込み)	260	260	240	210	220	190	210	
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	見舞金支給者 (人)	26	26	24	21	22	19	18

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
扶助費	見舞金	210	扶助費	見舞金	190	扶助費	見舞金	210

行政コスト計算書	勘定科目	元年度	2年度	差額	勘定科目	元年度	2年度	差額
	給与関係費	1,031	981	▲ 50	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	220	190	▲ 30	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	111	134	23	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 1,362	▲ 1,305	57
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	1,362	1,305	▲ 57	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 1,362	▲ 1,305	57
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 1,362	▲ 1,305	57

備考 行政費用のうち扶助費は、被爆者への見舞金となっており、対象者の増減に伴い変動する。

問題点・課題 広報等の活用により、本給付金が必要としている人に対し届くよう、区報やホームページを活用した周知を行う。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	円滑に事務処理を行う。	円滑に事務処理を行うことができた。	広報等の活用により制度を周知し、一人でも多く申請につなげる。
②			
③			

他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
	実施区：千代田・中央・港・新宿・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川 未実施：墨田・江東・文京

況 (要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-42	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	霧山	内線	2691			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-11-01	自立支援医療（更生医療）支給事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 24（1949）年度	根拠	障害者総合支援法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。							
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）							
内容	<p>【主な治療内容】心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法等</p> <p>【医療費給付内容】</p> <p>①指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度として給付 ②入院の場合の食事療養費 ③移送費、施術費、治療材料費等</p> <p>【医療費の審査及び支払】社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託</p> <p>【事務処理】</p> <p>利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部の障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者へ決定通知を交付。治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払う。</p>							
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p> <p>平成25年4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）となる。</p> <p>令和 2年4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）施行規則」の一部を改正</p>							
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業である。							
実施方法	<p>（<input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>【決定】直営</p> <p>【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	入院（レセプト件数）（件）	223	306	363	433	570	
	②	通院件数（レセプト件数）（件）	2,353	2,278	2,199	2,300	3,500	
③	訪問看護（レセプト件数）（件）	0	0	11	12	24		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続						
法定事務事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		558,474	535,480	589,464	545,569	547,937	564,011	558,505
決算額(3年度は見込み)		551,363	531,329	541,970	533,277	544,797	559,861	558,505
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
入院(レセプト件数)(件)		222	228	232	223	306	363	433
通院(レセプト件数)(件)		2,204	2,264	2,305	2,353	2,278	2,199	2,300
訪問看護(レセプト件数)(件)		1	0	0	0	0	11	12
入院利用者数(給付決定件数)(件)		17	14	20	20	29	64	70

予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	544,797	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	559,861	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	558,505

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	736	3,504	2,768	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	273,971	225,843	▲ 48,128
	維持補修費	0	0	0	都支出金	47,053	143,602	96,549
	扶助費	544,797	559,861	15,064	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	17	2	▲ 15
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	321,041	369,447	48,406
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	478	399	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 224,571	▲ 194,396	30,175
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	545,612	563,843	18,231	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 224,571	▲ 194,396	30,175
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 224,571	▲ 194,396	30,175

備考
行政費用のうち扶助費の増加については、元年度と比較して入院の件数が増加したことに伴い公費負担額が増えたことによるものである。
行政収入は、各支出金で障害者医療費負担金(国・都)を受入れている。

問題点・課題
○新型コロナウイルス感染防止の観点から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行規則」の一部改正により、対象となる受給者の受給者証の有効期間を1年間延長する対応を昨年度行った。
令和3年度は通常取り扱いとなり、昨年度の対応とは異なることから、混乱を防ぐためにも対象者や医療機関に向けて荒川区としての受給者証等の取扱いについてを十分な周知を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	有効期間の延長に伴う受給者証等の取扱いについて、対象となる受給者や医療機関に向けた十分な周知を図っていく。	診断書等の取得のみを目的とした受診を回避するため、受給者証の有効期間の延長を行うなど、国及び都の通知に基づいた対応を行った。	令和3年3月1日以降に受給者証等の有効期間が満了となる受給者に係る支給認定等については、国及び都の通知等に基づき対応する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	法定事業

況(要旨) 議会質問状

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-43	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	心身障害者医療助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	對馬	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-11-02	心身障害者医療助成事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 49（ 1974 ）年度	根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、心身障害者医療費助成要綱等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	東京都の事業である心身障害者医療助成制度（マル障）は、心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図るものである。						
対象者等	【障がい要件】①知的障がい者1～2度②身体障がい者1～3級※3級は内部障がい③精神手帳1級 【所得制限】年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わることにより38万円加算 【年齢制限】新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満※65歳以前に受給者証を有していた者は対象						
内容	【医療券発行】 ○医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで ※精神障がい者は、手帳の有効期限まで（手帳の期限が翌年8月末日以降なら8月末日まで） 【医療助成概要】 ○受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） ※入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 ○助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 【更新】 ○所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設6月下旬、転入・未申告者は7月中旬に発送） ○保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（6月下旬） ○受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）						
経過	昭和49年 7月	心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下					
	昭和59年 9月	障がい程度に内部障がい3級を追加					
	10月	社会保険被保険者を対象化					
	平成 6～14年	健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等）					
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化					
	平成20年 4月	後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管					
	平成30年 8月	高確法改正に伴う制度調整（住民税課税者の一部負担金上限額引き上げ）					
	平成31年 1月	障がい要件に精神保健福祉手帳1級所持者を追加					
	令和元年 8月	高確法改正に伴う制度調整（住民税課税者の一部負担金上限額引き上げ）					
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 医療費助成対象者数（人）	1,737	1,728	1,718	1,728	1,785	各年度末の受給者証交付人数
	② 医療費助成支給件数（件）	1,426	1,568	1,435	1,477	1,680	現金給付医療費助成件数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	心身障がい者の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		254	254	260	260	300	305	306
決算額（3年度は見込み）		247	247	229	242	269	262	306
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	医療費助成対象者（人）	1,748	1,755	1,693	1,737	1,728	1,718	1,728
	支給件数（延べ数）	1,750	1,826	1,795	1,426	1,568	1,435	1,477
	都外医療機関助成金額（円）	11,987,785	10,992,444	14,069,346	9,302,748	9,323,293	8,054,501	8,750,000
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品、窓あき封筒等	13	需用費	消耗品、窓あき封筒等	19	需用費	消耗品、窓あき封筒等	20
役務費	受給者証等郵送料	219	役務費	受給者証等郵送料	213	役務費	受給者証等郵送料	245
委託料	封入作業委託料	37	委託料	封入作業委託料	31	委託料	封入作業委託料	41

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,504	3,084	580	地方税等	0	0	0
	物件費	269	262	▲7	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	270	420	150	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,043	▲3,766	▲723
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,043	3,766	723	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲3,043	▲3,766	▲723
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲3,043	▲3,766	▲723	

備考

行政費用の物件費は、助成対象者が減ったことなどから、郵送等に係る費用等が減少したことによる。

問題点・課題

○平成31年1月に精神手帳1級の方もマル障の対象となり、対象者拡大に伴い資格審査等も複雑になったため、より円滑な事務運営を図り、適正な資格審査業務を行う。また、受給者の加入する国民健康保険や健康保険の担当者とも連携をとり、適正な還付処理を行う。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	今後も、円滑な事務運営を図るため、申請窓口職員や都や健康保険組合と情報共有などを行い、連携を深めていく。	資格審査や還付処理等の事務について、窓口職員や東京都や健康保険組合と都度確認をとりながら事務運営に努めた。	制度の理解を深め、適正な事務を行っていく。また、関係各所と連携をとり、事務を行っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-44	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事																		
事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉																			
		担当者名	萩原	内線	2691																			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-12-01	障害者団体補助																						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業																			
開始年度	昭和 58（ 1983 ）年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等																						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画																				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市																					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実																					
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																							
対象者等	荒川区手をつなぐ親の会、荒川区身障児父母の会、荒川のぞみの会、荒川区聴覚障害者協会、荒川区視力障害者福祉協会、荒川区心身障害児者福祉連合会（以上の5団体で構成） ※荒川区身体障害者更生会は28年3月、荒川腎友会は30年5月にそれぞれ解散により連合会脱退																							
内容	<p>【補助金算定基準】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体会員数</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> <td style="text-align: center;">団体会員数</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> <td style="text-align: center;">団体会員数</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30～50人</td> <td style="text-align: center;">6万円</td> <td style="text-align: center;">51～100人</td> <td style="text-align: center;">12万円</td> <td style="text-align: center;">101～200人</td> <td style="text-align: center;">15万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201～300人</td> <td style="text-align: center;">18万円</td> <td style="text-align: center;">301～400人</td> <td style="text-align: center;">21万円</td> <td style="text-align: center;">401人以上</td> <td style="text-align: center;">24万円</td> </tr> </table> <p>【補助金額】 手をつなぐ親の会（2年度会員数141人）15万円、父母の会（51人）12万円、のぞみの会（51人）12万円、聴覚協会（101人）15万円、視力協会（61人）⇒12万円 ※福祉連合会補助金額は当該年度の予算の範囲内で別に定める。（13～2年度 各年度10万円） 【対象経費】会議費、研修費、連絡通信費、交通費、消耗品費、印刷製本費等、障害者団体を運営していく上で必要な経費。</p>						団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	30～50人	6万円	51～100人	12万円	101～200人	15万円	201～300人	18万円	301～400人	21万円	401人以上	24万円
団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額	団体会員数	補助金額																			
30～50人	6万円	51～100人	12万円	101～200人	15万円																			
201～300人	18万円	301～400人	21万円	401人以上	24万円																			
経過	昭和58年 事業開始 平成元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成2～4年 補助算定基準改定 平成5年 荒川腎友会を対象団体に追加 平成28年3月 荒川区身体障害者更生会解散により連合会脱退 平成30年5月 荒川腎友会解散により連合会脱退																							
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）																							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明																	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)																
	①	補助団体数(団体)	6	6	6	6	6																	
	②	会員数	417	419	405	410	430	各団体会員数の合計																
③																								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等																						
3年度		4年度																						
継続		継続 障がい者団体の自主的な活動を援助・支援し、活発な活動や福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。																						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		970	970	970	970	760	760	760
決算額（3年度は見込み）		970	850	790	760	760	760	760
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	団体数(団体)	8	7	7	6	6	6	6
	会員数(人)	472	426	416	417	419	405	410
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
負担金補助等	団体補助	760	負担金補助等	団体補助	760	負担金補助等	団体補助	760

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
	給与関係費	677	70	▲ 607	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	760	760	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	73	10	▲ 63	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,510	▲ 840	670	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	1,510	840	▲ 670	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,510	▲ 840	670	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,510	▲ 840	670	

備考

行政費用（補助費等）については、障害者団体補助が占めており、団体人数に変更がなければ、例年同額となっている。

問題点・課題

- ・ 団体構成員の高齢化及び会員数の減少による組織運営の硬直化が問題となっている。
- ・ 運営資金の減少が課題となっている。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、支援の在り方を検討する。	財政支援から人的支援へのシフトを検討した。また、運営資金である自販機手数料の料率アップの交渉を行った。	支援のあり方について、引き続き検討を行う。また、自販機手数料率アップを引き続き交渉する。
②			
③			

他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
	未実施：江東区、渋谷区（連合会に対してのみ実施）、江戸川
議会（要旨）	平成11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡充について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-45	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	萩原	内線	2691			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-12-02	障害者運動会補助						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 56（1981）年度	根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱					
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援し、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。							
対象者等	【補助対象事業】 荒川区心身障害児者福祉連合会が開催する荒川区障害者運動会							
内容	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会</p> <p>【実施日】 5月の日曜日予定（元年度までは9月最終日曜日、2年度中止）</p> <p>【場 所】 荒川総合スポーツセンター（元年度までは第一中学校、2年度中止）</p> <p>【参加者】 区内障がい児者、家族、関係者及び一般区民 令和元年度参加者約700人</p> <p>【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会</p> <p>【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p>※一中生徒、民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p> <p>【補助対象経費】 荒川区障害者運動会に要する経費とし、補助金の交付額は区の予算額を上限とする。</p> <p>【補助金】 元年度補助金 52万円</p>							
経過	<p>平成10年 4月 補助金額を10%削減</p> <p>平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円）</p> <p>平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結</p> <p>平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定</p> <p>令和2年 5月 会場を第一中学校からスポーツセンターに移し、ハートの運動会と合同で実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止</p>							
必要性	障がい者団体の自主的な活動を支援するものであり、区としても後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	参加人数（人）	700	700	0	700	700	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続						
障がい者団体の自主的な活動を支援する事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		520	520	520	520	520	520	520
決算額 (3年度は見込み)		520	520	520	520	520	0	520
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	参加人数(人)	680	700	700	700	700	0	700
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	0	負担金補助等	運動会補助	520

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額
	給与関係費	1,641	0	▲ 1,641	地方税等	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	520	0	▲ 520	使用料及び手数料	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	177	0	▲ 177	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,338	0
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	2,338	0	▲ 2,338	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,338	0
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,338	0

備考

行政費用（補助費等）については、運動会開催費用補助費となるが、令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としたことにより、予算の執行はなかった。

問題点・課題

○実施会場が第一中学校からスポーツセンターに変更されるとともに、ハートの運動会（区主催）と合同で実施することから、混乱を回避するため、福祉連合会との綿密な調整等の準備が必要となる。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	混乱回避のため、連合会、作業所等関係団体と十分な打ち合わせを行う。	連合会等と調整をした結果、新型コロナウイルス感染症防止のため、運動会は中止とした。	開催の有無も含め、連合会・作業所等関係団体と十分な打ち合わせを行う。
②			
③			

他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区)
	実施：渋谷区（福祉団体に対する補助の実施は1区。直営で運動会を実施している区は中野、板橋、練馬、江戸川区の4区。ほかは各種目の教室等を実施）
議会議決要旨	

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		80,415	88,186	94,041	97,449	102,483	106,842	113,200
決算額（3年度は見込み）		79,990	83,242	93,956	92,879	95,742	104,735	113,200
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	補助対象施設数（運営費）（施設）	12	12	12	14	14	14	14
	補助対象施設数（施設借上げ費）（施設）	5	5	9	9	9	9	9
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	95,742	負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	104,735	負担金補助等	運営費補助、施設借上補助	113,200

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
	給与関係費	1,473	1,051	▲ 422	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	86,457	94,224	7,767	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	95,742	104,735	8,993	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	86,457	94,224	7,767	
	賞与・退職給与引当金繰入額	159	143	▲ 16	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,917	▲ 11,705	▲ 788	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	97,374	105,929	8,555	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,917	▲ 11,705	▲ 788	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,917	▲ 11,705	▲ 788	

備考 行政費用のうち補助費等は、運営費と借上げ費の補助であり、提供サービスの変更等で定員が増加したことにより運営費が増額となった。行政収入は、運営費補助分について障害者施策推進区市町村包括補助を受入れている。

問題点・課題 補助金交付にあたって、提出書類が複数に分かれていることから、事業者にとってわかりにくい箇所が多くある。書類作成時には、事業者からの問い合わせに対して的確に回答し、事業者の負担軽減を図るようにする。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支援を継続し、施設の安定した運営をサポートしていく。施設との関係性をより高めていく。	施設と連携を密にすることで、安定した運営をサポートできた。施設からの疑問点を解消することができた。	施設の実態を理解し、安定した運営のためにサポートしていく。
②	日中活動施設の開設を予定する法人に対して、補助金制度の内容について、丁寧な説明を行う。	区市町村包括補助の観点から、補助金の制度について理解を含め、書類の審査を行った。	補助金交付申請にあたり、提出書類について、事業者にとってわかりやすい周知を心掛ける。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-47	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	グループホーム消防設備整備補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	根岸	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-13-02	グループホーム消防設備整備補助事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業 (<input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度)		<input type="radio"/> 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 25 (2013) 年度	根拠	消防法、障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 ● <input checked="" type="radio"/> 無 () 年度	法令等					
実施基準	<input type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	グループホームの火災発生時における消防対策を促進することで、グループホーム利用者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。						
対象者等	障害者総合支援法に基づき東京都から指定を受けた区内のグループホーム及び開設予定のグループホームの事業者。						
内容	<p>【補助対象設備】</p> <p>①自動火災報知設備 ②消防機関へ通報する火災報知設備 ③スプリンクラー設備</p> <p>(ただし、①グループホームが一つの建物で他の事業所等と併設している場合において、グループホーム以外の目的により消防設備を設置する経費、②消防用設備の維持管理費（消耗品含む）及び点検費用は対象外)</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>事業に要する経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額とする。</p> <p>①ユニット定員5人以下…2,300,000円 ②ユニット定員6人～10人以下…2,900,000円</p>						
経過	<p>平成25年 12月 消防法施行令の一部を改正する政令、消防法施行規則の一部を改正する省令、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令が公布</p> <p>障害者グループホーム消防用設備整備促進事業補助金交付要綱制定</p> <p>平成27年 4月 消防法の一部改正</p> <p>消防用設備等の設置対象の拡大、消防法上の用途の見直し</p> <p>平成27年 7月 要綱改正（新規開設事業者も対象とする）</p> <p>平成29年 3月 要綱改正（附則に定めていた要綱の効力期日を廃止し、本補助事業を継続することとした）</p>						
必要性	利用者の生命、身体、及び財産を守るため必要不可欠である。						
実施方法	<p>(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員)</p> <p>【補助対象設備の設置】事業者</p> <p>【補助対象設備の設置における補助金の支出】直営</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	①	消防設備設置ユニット（件）	0	2	0	1	5
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
継続		継続					
グループホームにおける消防対策を促進する事業であるため、継続して実施する。							

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-48	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者相談支援事務費（障害者相談員）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	鈴木	内線	2686			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-14-03	障がい者相談支援事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 43（ 1968 ）年度	根拠	身体障害者福祉法及び知的障害福祉法、身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。							
対象者等	【相談員定員】 身体障害者相談員：11名（2名欠員） 知的障害者相談員：6名							
内容	【相談員】 身体障害者福祉法及び知的障害福祉法に基づき、区長が選任した相談員に2年間業務を委託する。 相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。							
経過	平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満） 平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例） 平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管 令和2年4月 現行の相談員へ2年間の業務委託（次回の委託は令和4年4月）							
必要性	相談員の存在は、当事者及びその家族にとっても支えてなっている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	身体相談（件）	304	370	137	270	380	身体障害者相談員による相談件数
	②	知的相談（件）	38	40	40	40	80	知的障害者相談員による相談件数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続 身体・知的障がい児者に対する各種相談や日常生活の援助等を行う事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		30,618	29,901	16,013	7,887	7,860	9,065	8,911
決算額(3年度は見込み)		27,962	28,354	14,844	7,190	7,377	7,399	8,911
実績の推移	事項名(3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	身体相談(件)	258	556	258	304	370	137	270
	知的相談(件)	66	79	46	38	40	40	40
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	相談員活動費	648	報償費	相談員活動費	571	報償費	相談員活動費	689
需用費	相談員活動費	0	需用費	相談員活動費	0	需用費	相談員活動費	15
	その他事務費	6,729		その他事務費	6,828		その他事務費	8,207

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,580	6,741	3,161	地方税等	0	0	0	
	物件費	3,662	1,133	▲2,529	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	26	0	▲26	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	655	577	▲78	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	26	0	▲26	
	賞与・退職給与引当金繰入額	56	281	225	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲7,927	▲8,732	▲805	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	7,953	8,732	779	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲7,927	▲8,732	▲805	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲7,927	▲8,732	▲805	

備考 新型コロナウイルス拡大予防のため、訪問によらない相談方法で対応した件数が増えたため、物件費(旅費)が大きく減少した。行政収入は、都支出金で障害者相談員研修会費負担金を受け入れている。

問題点・課題 ○令和元年度末での委託期間満了に伴い、改めて現行相談員に継続を依頼したが、身体障害者相談員1名の辞退があった。前年度からの欠員と合わせて2名が欠員となっている。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き身体障害者相談員2名の欠員について、関係機関等に推薦などを呼びかけていく。	身体障害者相談員の欠員2名について、関係機関等に推薦の呼びかけを行っているが補充には至っていない。	令和3年度末が更新時期となるため、現行相談員の継続及び欠員の補充について、関係機関等に推薦などを呼びかけていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	未実施区：千代田区
議会議決(要旨)	平成27年度9月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-49	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者支援調整事務費（障害支援区分認定）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	島崎	内線				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-14-04	障がい者支援調整事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等	の支給に関する審査会条例					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害支援区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。							
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者							
内容	<p>[障がい認定の流れ]</p> <p>介護給付の申請→認定調査→一次判定→審査会（二次判定）→障害支援区分の認定</p> <p>訓練等給付の申請→認定調査のみ</p> <p>※障害支援区分……介護給付の必要度を表す7段階の区分（区分1～6及び非該当、区分6が最重度）</p> <p>[審査会開催回数]</p> <p>3合議体、月3回開催</p> <p>開催回数・・・年間36回（予定）</p> <p>[審査会委員構成]</p> <p>任期2年</p> <p>医師会医師6名、大学教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名</p> <p>福祉施設職員3名、当事者1名</p>							
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法施行</p> <p>平成18年5月 認定調査開始</p> <p>平成18年6月 審査会開始</p> <p>平成25年4月 障害者自立支援法改正 障害者総合支援法になり、難病患者が対象となる</p> <p>平成26年4月 障害程度区分から障害支援区分へ移行</p> <p>平成27年1月 障害者総合支援法の対象難病数が130から151に拡大</p> <p>平成27年7月 障害者総合支援法の対象難病数が151から332に拡大</p> <p>平成29年4月 障害者総合支援法の対象難病数が332から358に拡大</p> <p>平成30年4月 障害者総合支援法の対象難病数が358から359に拡大</p> <p>令和元年7月 障害者総合支援法の対象難病数が359から361に拡大</p>							
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	申請件数（人）	558	519	546	597	643	
	②	障害支援区分認定件数（人）	429	360	399	462	538	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続						
法定事務事業であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		15,853	15,525	16,440	17,916	17,442	19,336	19,325
決算額(3年度は見込み)		14,332	13,876	14,423	15,269	15,415	16,854	19,325
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
審査会開催回数(回)		34	30	29	34	33	34	36
障害支援区分認定件数(人)		389	323	370	429	360	399	462
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,770	報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,516	報酬	審査会委員・非常勤報酬	11,154
共済費	社会保険料(非常勤)	1,142	職員手当等	期末手当(非常勤)	1,439	職員手当等	期末手当(非常勤)	1,582
旅費	調査旅費等	617	共済費	社会保険料(非常勤)	1,348	共済費	社会保険料(非常勤)	1,370
需用費	消耗品費等	538	旅費	調査旅費等	521	旅費	調査旅費等	1,514
役務費	意見書作成手数料等	2,343	需用費	消耗品費等	567	需用費	消耗品費等	627
委託料	受給者証点字カバー作成	5	役務費	意見書作成手数料等	2,463	役務費	意見書作成手数料等	3,078

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	22,369	23,465	1,096	地方税等	0	0	0	0
物件費		3,503	3,551	48	国庫支出金	0	0	0	0	
維持補修費		0	0	0	都支出金	0	0	0	0	
扶助費		0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	0	
補助費等		0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	0	
減価償却費		0	0	0	その他	0	0	0	0	
不納欠損・貸倒引当金繰入額		0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		1,129	1,626	497	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 27,001	▲ 28,642	▲ 1,641		
その他行政費用		0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	0	
行政費用合計(b)		27,001	28,642	1,641	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 27,001	▲ 28,642	▲ 1,641		
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 27,001	▲ 28,642	▲ 1,641			

備考

行政費用については、認定調査員による障害区分認定を行うため、行政費用のうち給与関係費(非常勤職員人件費)が多くを占めている。

問題点・課題

増加する認定件数に対応するため、ノウハウを持つ認定調査員を継続して配置すると共に、調査スキルの標準化を図り、迅速な区分認定を行っていく必要がある。
新規に委嘱する審査会委員に対しては研修の受講を依頼し、また必要な情報提供を行い、適切な審査会運営を維持していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	サービス利用者増に伴う調査件数の増大に対応できるよう、引き続き調査に習熟した同一の調査員を配置する。	引き続き同一の調査員を継続配置し、調査内容の相互確認を行うことにより、調査員間の判断基準の統一化を図った。	令和3年度報酬改定の加算対象者拡大に関し、認定調査項目が判断要件となるため、より正確に調査を行うよう努める。
②	引き続き3部会構成で審査会を実施し、改正等があった場合には、各委員へ必要な情報を随時提供する。	3部会構成で安定した審査会運営を行った。コロナ禍の特例的取扱い等について、各部会に随時情報提供及び必要な意見聴取を行った。	引き続き3部会構成で審査会を運営していく。委員交代に伴う新任委員への案内、制度改正等の情報提供を随時行っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)状況	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-50	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	森安・根岸・安原	内線	2683・2682			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-14-05	聴覚障害者相談事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 54（1979）年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談支援事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	聴覚障がい者等の相談窓口を設置することにより、聴覚障がい者等の自立と社会生活の健全化を促進し、もって障がい者福祉の増進を図ることを目的とする。							
対象者等	区内に住所を有する身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者等							
内容	<p>【窓口相談】 障害者福祉課に手話通訳者を配置することにより、相談窓口を設置する。令和2年度実績 85件 相談日：毎週火曜日午後1時～4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）</p> <p>【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談については、公益社団東京聴覚障害者総合支援機構が運営する東京聴覚障害者自立支援センターの相談支援事業（同行支援も可）を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。平成28年度以降実績なし</p> <p>【電話代行サービス及び遠隔手話等通訳サービス】 区役所・病院等へ連絡が必要な場合に、区の委託事業者が代理で電話する電話代行サービス 区役所窓口タブレットを活用した遠隔手話等通訳サービス及びタブレットが配備されていない区施設窓口で二次元コードをスマートフォンで読み込むことによる遠隔手話通訳サービス</p>							
経過	<p>手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業では障害者福祉課関連の相談だけではなく、他課に関する相談や専門性の高い相談も行っており、必要である。</p> <p>【遠隔手話等通訳サービスにおけるタブレットの設置場所】 平成30年度 障害者福祉課に2台設置 平成31年度 たんぽぽセンター1台増設、アクロスあらかわに配置のタブレットに同サービス導入 令和2年度 荒川区社会福祉協議会窓口配置のタブレットに同サービス導入</p>							
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業では障害者福祉課関連の相談だけではなく、他課に関する相談や専門性の高い相談も行っており、必要である。							
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>専門相談は公益社団法人東京聴覚障害者総合支援機構に委託して実施。 遠隔手話通訳サービスについては、株式会社プラスヴォイスに委託して実施。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	窓口相談（件）	94	104	85	95	110	
	②	専門相談（時間）	0	0	0	2	5	
③	遠隔手話等通訳サービス利用件数	1,051	1,144	1,540	1,540	1,600	電話代行サービス利用件数+遠隔手話等通訳サービス利用件数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進	重点的に推進	ICTを活用した遠隔手話等通訳サービスを導入し、区役所窓口や自宅等で手話等によるコミュニケーションを可能にするなど、聴覚障がい者の総合的なコミュニケーション支援を重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		249	258	263	6,117	5,430	5,459	5,472
決算額（3年度は見込み）		226	225	230	6,083	5,387	5,426	5,472
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	窓口相談（件）	95	96	95	94	104	85	95
	専門相談（時間）	2	0	0	0	0	0	2
	遠隔手話等通訳サービス利用件数				1,051	1,144	1,540	1,540
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	手話通訳謝礼	220	報償費	手話通訳謝礼	212	報償費	手話通訳謝礼	225
委託料	専門相談	0	委託料	専門相談	0	委託料	専門相談	33
委託料	遠隔手話等通訳サービス	5,167	委託料	遠隔手話等通訳サービス	5,214	委託料	遠隔手話等通訳サービス	5,214

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,774	1,402	▲ 372	地方税等	0	0	0	
	物件費	5,167	5,214	47	国庫支出金	1,470	1,600	130	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	735	730	▲ 5	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	221	212	▲ 9	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,205	2,330	125	
	賞与・退職給与引当金繰入額	192	191	▲ 1	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,149	▲ 4,689	460	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	7,354	7,019	▲ 335	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 5,149	▲ 4,689	460	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 5,149	▲ 4,689	460		

備考

行政費用のうち物件費の増は、遠隔手話等通訳サービス委託料の消費税増による。
行政収入としては、地域生活支援事業補助金（国・都）を受入れている。

問題点・課題

・平成27年度以降、専門相談の実績がないため、手話通訳者との連携を図りながら引き続き当該事業の周知を行う必要がある。
・遠隔手話等通訳サービス及び電話代行サービスの利用回数は、高い水準かつ安定した利用がある。引き続き、サービスの周知を図っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、広く情報提供を行っていく。	手話通訳者の協力を得て、一般相談利用時に状況に応じて専門相談を紹介するなどPRに努めることができた。	継続してPRを行う。
②	令和2年4月より、荒川区社会福祉協議会窓口に配置しているタブレットにも遠隔手話等通訳サービスを導入する。	タブレットを活用し、適切な窓口対応を行うことができた。電話代行サービスについては毎月約100件の利用があった。	引き続き、より便利なサービス提供のため、サービス内容の追加や見直しを適宜行う。
③			

他区の実況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	未実施：千代田区
議会(要旨)質問状	平成27年度9月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」 平成29年度2月会議 「手話言語条例の制定について」 平成29年度11月会議 「手話言語条例の制定について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-51		戦略プラン	●協働 ○業務 ○財務 ○人事				
事務事業名	障がい者向け健康体操事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	渡辺	内線	2685		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-14-06	障害者向け健康体操事業費						
事務事業の種類	○新規事業（○3年度 ○2年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	(2007)	年度	根拠				
終期設定	○有 ●無	()	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画	●非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	体操を通して障がい者の健康づくりを促進するために「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。							
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）							
内容	<p>【概要】体操名称：荒川ばん座位体操／〔意味〕一人でも多くの方（ばんにん）が椅子に座った姿勢（座位）のできる体操。</p> <p>体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒にすることができる。</p> <p>【各種講座】荒川ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。</p> <p>①リーダー育成研修…体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成</p> <p>②介護者向け講座…ヘルパーや介護者向け、介助方法等を学ぶ</p> <p>③体操教室…区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的を実施</p> <p>④ステップアップ研修…リーダーを対象に、体操教室の運営方法やレクリエーション技術を学ぶ</p> <p>【広報活動】①ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布 ②解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。③ケーブルテレビ放映・広報誌で周知する。</p>							
経過	平成17年 2月	首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼						
	平成19年12月	アクロスまつりでの公开发表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施						
	平成20年 1月	「ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成						
	平成20年 7月	区立施設での体操教室を開始（たんぼぼセンター：水曜、アトみあらかわ：火・金曜）						
	平成20年12月	東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表						
	平成22年 4月	西日暮里6丁目施設及び義肢装具サポートセンターを拠点に追加						
	平成22年10月	西日暮里6丁目施設から粋・活サロンに会場を移し、特養さくら館を拠点に追加						
	平成24年 4月	西尾久ふれあい館を拠点に追加						
	平成25年度	参加者の事故に備えて、傷害保険・賠償責任保険に加入。						
	平成28年 4月	町屋ふれあい館を拠点に追加						
	平成29年 9月	荒川ばん座位体操10周年記念誌 発行						
必要性	<p>①障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。</p> <p>②障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。</p> <p>③体操を通じて障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。</p>							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤職員 ○会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移			指標に関する説明		
			30年度	元年度	2年度		3年度見込み	目標値(8年度)
	①	リーダー人数（人）	111	117	117	119	130	令和2年度は、リーダー研修未実施のため、元年度実績と同数
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
推進	推進	障がい者の健康管理・健康維持を支援するために必要な事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		1,010	996	1,300	748	762	763	760
決算額 (3年度は見込み)		921	922	1,157	730	435	213	760
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	リーダー人数(人)	90	97	108	111	117	117	119
	ステップアップ研修参加者数(人)	54	49	30	30	30	—	40
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	講演会等謝礼	262	報償費	講演会等謝礼	26	報償費	講演会謝礼	579
需用費	消耗品費	42	需用費	消耗品費	57	需用費	消耗品等	50
役務費	保険料	131	役務費	保険料	131	役務費	保険料	131

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	4,050	2,803	▲ 1,247	地方税等	0	0	0
	物件費	43	56	13	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	381	277	▲ 104
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	392	157	▲ 235	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	5	5	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	381	277	▲ 104
	賞与・退職給与引当金繰入額	437	382	▲ 55	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,546	▲ 3,126	1,420
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	4,927	3,403	▲ 1,524	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,546	▲ 3,126	1,420
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,546	▲ 3,126	1,420	

備考

行政費用のうち補助費等の減は、新型コロナウイルスの影響で、研修等が開催できなかったことに伴う講師謝礼の減による。行政収入は、障害者施策推進区市町村包括補助（都）を受入れている。

問題点・課題

○平成19年から開始した本事業は、現在までに体操リーダー約100名を育成し、活動拠点も増加したことから習熟されてきた。
 ○今後は新規参加者の増加だけでなく、現在のリーダーに対するフォローアップなどの環境整備を行いリーダーの質の向上を検討していく必要がある。
 ○他区と比較しても先進事業である本事業は、これまで以上に区内外への情報発信が必要であり、その方法を検討していく必要がある。コロナ禍での実施についても様々な方法を検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、いきいきボランティアポイント制度の登録を目指していく。	いきいきボランティアポイント制度は準備が整わなかったことから、導入ができなかった。	リーダーの参加意欲向上を目指すと共に、いきいきボランティアポイント制度を含めた参加の動機付けについて検討する。
②	開催時間は好評であったため内容を再度検討し、各会場のリーダーも多数巻き込みイベントの内容を見直していく。	新型コロナウイルス感染防止の為会場は全て閉鎖としていた。10月以降、1か所のみリーダーを対象に再開に向けた演習を行った。	新型コロナウイルスの感染防止対策を行いながら、各会場での再開に向けて内容や時間等を検討する。
③			

他区の実況	(実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区)
	同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操 (健康推進課)
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-52	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	尾久生活実習所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	安原	内線	2682			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-15-01	尾久生活実習所運営費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 59（1984）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	18歳以上の知的障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域での自立の促進を図ることを目的とした施設。							
対象者等	荒川区内に住所を有する18歳以上の障がい者で、一般就労及び授産活動が困難な方で受給者証の交付を受けた者							
内容	延床面積：本所＝2224.64㎡、分場＝440.48㎡ ◇主要設備：本所＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場＝（実習室、食堂、医務室） ◇事業内容：生活介護（定員 本所58名、分場19名）…生活指導、生活援助、創作活動等 1グループあたり利用者6～12名（本所7グループ、分場2グループ） 職員は各グループ4～5名体制 ◇利用者負担：総合支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。 ただし、平成18年度からは定率負担は3%。 非課税世帯は減免あり。 食費は半額に減額（課税650円→325円、非課税230円→115円） 平成22年4月より、低所得者の障害福祉サービス等に係る利用者負担が無料となった。							
経過	昭和59年：「あらかわ希望の家」設立（運営主体は荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与） 昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として） 平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。 平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名。その後、定数増を行い、最終19名。 平成19年：定員変更 本所39名、分場19名 平成21年 4月：障害者自立支援法の法内施設として、生活介護施設に移行した。 平成29年 4月：定員変更 本所39名→44名 平成31年 4月：定員変更 本所44名→45名 令和2年 4月：定員変更 本所45名→48名（併設の西尾久西部SC廃止により本所の面積へ算入） 令和3年 4月：定員変更 本所48名→58名（実習室拡張による）							
必要性	荒川区では、特別支援学校卒業後は重度障がい者であっても在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置・運営を行っている。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 指定管理者：荒川区社会福祉協議会（平成18年4月～） 指定期間：平成31年4月～令和6年3月（現在、第4期）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用者定員（人）	63	64	67	77	97	3年度：本所58、分場19
	②	利用者数（人）	61	63	65	74	97	3年度：本所55、分場19
③	利用率（%）	96.8	98.4	97.0	96.1	100	利用者数/利用者定員	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
推進		推進						
区立の通所施設であり、円滑な事業運営に取り組むとともに、通所希望者の状況に合わせて定員拡大を行っていく。								

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		243,514	246,281	266,864	278,205	304,401	346,877	362,245
決算額(3年度は見込み)		231,719	237,188	258,942	263,782	286,744	330,467	362,245
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
施設定数(人)		58	60	63	63	64	67	77
通所者数(年度末)(人)		57	60	61	61	63	65	74
利用率(通所者数/定数)(%)		98.3	100	98.4	96.8	98.4	97.0	96.1
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	人件費、管理費、事業費等	285,083	委託料	人件費、管理費、事業費等	328,041	委託料	人件費、管理費、事業費等	362,208
使用料	通所バスリース料	1,661	委託料	工業用水から上水への切替支援費	1,708	賃借料	AEDリース料	37
			賃借料	通所バスリース料	681			
			賃借料	AEDリース料	37			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	2,430	4,205	1,775	地方税等	0	0	0	
	物件費	286,744	328,759	42,015	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	1,709	1,709	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	5	0	▲5	
	減価償却費	22,008	43,106	21,098	その他	132,288	183,586	51,298	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	132,293	183,586	51,293	
	賞与・退職給与引当金繰入額	262	573	311	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲179,151	▲194,766	▲15,615	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	▲40	▲37	3	
	行政費用合計(b)	311,444	378,352	66,908	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲179,191	▲194,803	▲15,612	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲179,191	▲194,803	▲15,612		

備考 行政費用(物件費)の増は、併設の西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター廃止に伴う管理運営費の増、利用者数増に伴う職員人件費増により指定管理料が増えたことによる。行政収入のうち、使用料及び手数料は本所地下ホール使用料であり、その他は介護給付費(生活介護)及び給食費を受入れている。

問題点・課題 ○令和2年度より併設の高齢者施設(西尾久西部在宅高齢者通所サービスセンター)の閉鎖に伴う拡大のため、全館を生活実習所として使用可能になっている。卒業者の進路先の確保のため、人員配置等を考慮した上で今後も定員の拡大を検討していく。
○建物の管理においては、今後も中長期計画に基づき、修繕・改修を継続していく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	作業療法士等のプログラムの充実させ、利用者の身体機能の維持・強化を図る。	これまでの作業療法士によるプログラム内容を活用したマット体操や近隣での散歩を行い、継続し身体機能強化に努めた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、実施方法・内容を工夫しながら、利用者の身体機能強化や自立促進を図る。
②	防災活動やイベントの実施、近隣飲食店等との絵画交換等を通して、地域社会との交流を促進する。	区役所本庁舎やゆいの森に施設紹介及び利用者作品を展示し、より多くの区民に施設や利用者への理解を深めることができた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、実施方法・内容を工夫しながら、地域社会との交流機会を増やしていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	平成29年度2月会議 「生活介護施設の増設と、尾久生活実習所分場の改修について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-53		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所		部課名	福祉部障害者福祉課		課長名	小泉	
	運営事業		担当者名	宅野		内線	2681	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-15-02		荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者通所支援施設条例、同施行規則			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画	<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者が、日中に創作・作業・レクリエーション活動等を通じて地域での自立の促進を図ることを目的とした施設。 【荒川福祉作業所】一般就労が困難な心身障がい者が、継続的な作業活動及び生活能力向上等の支援を通じて、地域での自立の促進を図ることを目的とした施設。							
対象者等	【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であり、一般就労及び授産活動が困難な方 【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であり、作業能力を有するか又は期待できる方（原則単独通所が可能な方）※いずれも施設受給者証の交付を受けた方							
内容	【施設概要】 1F荒川生活実習所 2F荒川福祉作業所 所在地：荒川1-53-9 延床面積：1,853.4㎡ 主要設備：相談室、集会室、作業室、利用者更衣室、ライフトワー、車椅子専用トイレ他 【荒川生活実習所】 事業内容：生活介護（定員47名）…生活指導、生活援助、創作活動等 1クラスあたり利用者6～10名で5クラス（職員は各クラス3～4名体制） 利用者負担：定率負担は3%、食費は半額。低所得者層の利用者負担額は免除。 【荒川福祉作業所】 事業内容：就労移行支援（定員7名）、就労継続支援B型（定員48名）…作業援助、就労支援等 一般企業との契約により、箱折り等の簡易作業を実施、代金を工賃として支給する。 利用者負担：荒川生活実習所と同様							
経過	昭和48年 6月 荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設 昭和55年 4月 荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管 平成16年 9月 荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行（給食実施） 平成18年 4月 両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託（指定管理者制度の移行準備） 平成19年 4月 荒川区社会福祉協議会が指定管理者として両施設の管理運営開始 平成21年 4月 障害者自立支援法に基づく通所施設に移行、定員拡大（荒生27→40名/福作48→55名） 平成29年 4月 荒生定員拡大（40→42名） 平成30年 4月 荒生定員拡大（42→45名） 平成31年 4月 荒生定員拡大（45→47名）							
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 指定管理者：荒川区社会福祉協議会（平成19年4月～） 指定期間：平成29年4月～令和4年3月（現在、第3期）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	荒川生活実習所利用者出席率(%)	79.6	87	79.4	87	90.0	出席日数／(平日×利用者数)
	②	荒川福祉作業所利用者出席率(%)	87.3	84	86.4	87	90.0	出席日数／(平日×利用者数)
③	荒川福祉作業所利用者工賃(平均月額)(円)	12,880	13,056	11,795	12,000	12,400		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続	継続	障がい者の地域での自立の促進を図ることを目的とした区立の通所施設を運営する事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		219,051	234,231	251,210	271,139	300,588	318,699	319,160
決算額(3年度は見込み)		209,158	218,872	239,518	257,331	276,729	291,201	319,160
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
①荒川生活実習所利用者在籍者数(人)		37	40	42	45	47	47	47
②荒川福祉作業所利用者在籍者数(人)		41	43	42	43	42	43	45
予算・決算の内訳		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	人件費、運営費、事業費等	273,211	委託料	人件費、管理費、事業費、排煙設備改修費	287,679	委託料	人件費、運営費、事業費等	315,636
賃借料	不動産賃借料	3,504	賃借料	不動産賃借料	3,504	賃借料	不動産賃借料	3,505
賃借料	AEDリース料	14	賃借料	AEDリース料	18	賃借料	AEDリース料	19

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	3,535	4,205	670	地方税等	0	0	0
	物件費	276,729	291,201	14,472	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	1,177	2,547	1,370	その他	140,860	158,863	18,003
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	140,860	158,863	18,003
	賞与・退職給与引当金繰入額	382	573	191	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲140,963	▲139,663	1,300
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	281,823	298,526	16,703	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲140,963	▲139,663	1,300
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲140,963	▲139,663	1,300	

備考 行政費用(物件費)の増は、施設利用者が増えたことに伴い、施設職員人件費などの指定管理委託料が増えたことによる。行政収入は、その他で介護給付費及び訓練等給付費と給食費を受入れている。

問題点・課題
【荒川生活実習所】
 ○卒業者の進路先の確保のため、定員の拡大を計画的に実施してきたが、上限の47名に達したため、今後他の施設とも、受入枠について調整していく必要がある。
【荒川福祉作業所】
 ○新型コロナウイルスの影響による受注量が減少しており、課に配属している会計年度の障害者就労推進員により、自主製品販売先や受注機会の拡大に向けてコーディネートを行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい者への理解促進のため、地域交流の機会創出に努める。手紙や物の交換など非接触型での交流も検討する。	障がい者への理解促進のため、区庁舎やゆいの森などを利用して、自主製品等の展示を通じた非接触型地域交流を行った。	引き続き、障がい者への理解促進のため、地域交流の機会創出に努める。非接触型の展示等による交流を検討する。
②	利用者の身体状況に合わせたプログラムの多様化を行い、健康的に長期間通うことが可能な体制を整備する。	コロナ対策を行いつつ、ホールや園庭を中心に体を動かすプログラムの充実を行い、健康的に長期間通所可能な体制をとった。	引き続きコロナ対策を行いつつ、敷地内や室内でのプログラムの充実させ、健康的に長期間通所可能な体制を整備する。
③	自主製品の開発等に取り組み、地域への広報・啓発活動を行っていき、受注の拡大につなげる。	販売活動が制限される中、自主製品について、社協のネットワークを利用し、区内の団体等への販売を行い、新規受注につなげた。	引き続き、質の高い自主製品の開発に取り組むとともに、他事業所とも連携し、販売機会の拡大を目指す。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議決(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-54	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障害者福祉会館運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	谷本	内線	2681			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-15-03	障害者福祉会館運営費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 9（1997）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立障害者福祉会館条例、同施行規則					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	障がい者の自主的活動及び福祉サービスの利用を支援するとともに、社会参加を促進することにより、障害者福祉の増進を図る。							
対象者等	障がい者及び区民全般							
内容	<p>【貸館業務】多目的ホール、会議室等の貸出（障害者福祉推進団体は使用料免除）</p> <p>【文化・教養講座事業】障がい者向け料理教室、リズム体操教室</p> <p>【情報提供事業】点字教室、インターネットスポットの提供、新聞・雑誌・図書等の閲覧、各種展示</p> <p>【ふれあい交流事業】スポーツ交流会、ステージ発表会、バリアフリー講座、親子ボランティア講座</p> <p>【各種事業】IT講習会、アクロスまつり、障害者週間関連事業、防災・避難訓練</p> <p>【特定相談支援事業】障がい者の抱える課題解決や適切なサービスの利用に向けた利用計画の作成</p> <p>【施設概要】荒川区荒川2-57-8</p> <ul style="list-style-type: none"> ●主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室 ●開館時間：9：00～22：00 ●構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 ●敷地面積：771.64㎡ ●延床面積：1,482.08㎡ ●休館日：毎月第3火曜・年末年始(12/29～1/3) <p>【障害者福祉推進団体】73団体（令和2年12月31日現在）</p>							
経過	<p>平成 9年 8月 開設</p> <p>平成12年 アクロスあらかわIT講習会開始</p> <p>平成13年 1月 条例改正(使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大)</p> <p>平成14年 8月 インターネットスポット開設</p> <p>平成17年度 聴覚障がい者用情報受信装置（手話放送用）設置</p> <p>平成18年 4月 指定管理者制度に移行</p> <p>平成21年 4月 情報バリアフリー化推進事業を統合</p> <p>平成26年 3月 福祉避難所として指定</p> <p>平成26年 4月 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始</p>							
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。							
実施方法	<p>（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>指定管理者：荒川区社会福祉協議会、期間：H31.4-R6.3[第4期]。職員：常勤3[事務・相談支援専門員兼務2, 相談支援専門員専任1]非常勤6[うち相談支援専門員専任2]臨時1</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	多目的ホール・会議室利用率(%)	67.4	62.4	38.4	50.0	70.0	利用件数/貸出可能コマ数
	②	障害者福祉推進団体登録数(団体)	77	78	70	72	85	
③	計画相談支援事業(件)	846	699	892	900	930		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続	継続	障害者福祉の増進を図る区立施設を運営する事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		48,423	60,149	61,214	61,931	80,409	82,730	77,614
決算額 (3年度は見込み)		44,200	59,198	59,969	60,515	71,914	73,847	77,614
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名 (3年度は見込み)								
会議室等利用 (件)		3,839	3,302	3,420	3,507	3,257	1,704	2,500
会議室等利用者総数 (人)		51,521	45,187	47,618	48,878	47,707	9,678	14,000
会議室等利用率 (%)		61.6	63.4	65.7	67.4	62.4	38.4	50.0
施設利用者総数 (人)		65,945	61,199	64,332	63,955	62,138	11,082	21,705
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	AED関係消耗品	86	委託料	人件費、管理費、事業費等	73,847	需用費	AED関係消耗品	22
需用費	非常用発電機修繕	2,787				委託料	人件費、管理費、事業費等	77,592
需用費	多機能トイレ自動ドア修繕	1,890						
需用費	消防用誘導灯修繕	825						
委託料	人件費、管理費、事業費等	66,326						

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,062	4,205	2,143	地方税等	0	0	0	
	物件費	66,413	73,847	7,434	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	5,501	0	▲ 5,501	都支出金	970	1,121	151	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	174	135	▲ 39	
	減価償却費	24,340	24,340	0	その他	11,624	14,132	2,508	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	12,768	15,388	2,620	
	賞与・退職給付引当金繰入額	223	573	350	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 85,771	▲ 87,577	▲ 1,806	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	98,539	102,965	4,426	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 85,771	▲ 87,577	▲ 1,806	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 85,771	▲ 87,577	▲ 1,806	

備考 行政費用(物件費)の増は、フラットループアンプ(備品)購入等に伴う指定管理委託料の増による。行政収入のうち、使用料及び手数料は会議室及び多目的ホール使用料であり、その他については、特定相談支援事業に係る法定給付費や団体貸付による光熱水費等となっている。

問題点・課題 ○コロナ禍における貸館業務やイベントの運営方法について検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	防災の勉強会を継続して開催するとともに、各施設のMCA無線機を定期的に活用することで、災害時の情報共有につなげる。	元年度実施した合同勉強会を活用し、避難行動計画を策定した。	策定した避難行動計画に基づく避難訓練等を行うとともに、MCA無線による通信を実施する。
②	引き続き登録団体の活動内容と実際の予約内容の確認に努める。	コロナ対策による施設運営の見直しを図った。	コロナ禍にあっても効果的なイベント運営等ができるよう、オンライン等の活用を実施する。
③			

他区の実況	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	※運営団体、規模は各区によって異なる。 貸館業務実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

況(要旨)	議(要旨)
平成26年度9月会議 平成27年度6月会議	「福祉避難所の支援体制」 「障害者支援について(相談窓口の充実)」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-55	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	精神障がい者地域生活支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	一色	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-15-04	精神障害者地域生活支援センター運営費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 14（ 2002 ）年度	根拠	障害者総合支援法・荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例・同施行規則等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談（夜間・休日）を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動、訪問活動等、地域生活支援事業の拠点とする。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等						
内容	<p>【日常生活支援】夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー</p> <p>【相談活動】当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩み、福祉サービス利用についての相談</p> <p>【「憩いの場」の提供】夜間や休日にも利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供</p> <p>【地域交流活動】展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援</p> <p>【特定相談支援事業・障害児相談支援事業】利用者のアセスメントに基づくサービス等利用計画の作成</p> <p>※開館日・時間※ 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日 午前9時～午後7時（電話相談は午後9時）</p>						
経過	<p>平成12年 保健所に検討会を設け、先行施設の調査を開始し、事業内容、必要施設案を策定</p> <p>平成13年 候補地をあげ、建設費（施設改修工事、備品等）の予算案を決定。</p> <p>平成15年 1月 精神障害者地域生活支援センターアゼリア開設</p> <p>平成17年 4月 開館時間を午前9時～午後9時から午前9時～午後7時に変更、精神保健福祉ボランティア講座の委託開始</p> <p>平成18年 4月 デイケア事業の一部を委託</p> <p>平成18年10月 障害者自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センターⅠ型」へ移行</p> <p>平成20年 4月 福祉サービス事業開始</p> <p>平成24年 4月 デイケア事業を見直し、登録制の社会復帰プログラムのグループ活動として事業を変更</p> <p>平成25年 4月 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業を開始</p> <p>平成29年 7月 宮の前ひろば館2階をアゼリアに拡張・利用開始</p>						
必要性	精神障がい者数は年々増加している。回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。						
実施方法	<p>（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>指定管理者：社会福祉法人トラムあらかわ</p> <p>指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日（現在、第4期）</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 来館者数（人）	7,519	7,726	4,344	4,778	8,260	
	② 支援プログラム参加者数（人）	4,044	3,394	1,357	2,000	5,200	
③ 相談件数（人）	25,371	26,605	24,789	25,745	25,745	面接相談＋電話相談＋訪問・同行	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
重点的に推進	推進	多様化する相談に対し、きめ細かな相談対応及びプログラムを充実させるため、必要な体制の整備を推進する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		40,620	42,197	54,385	56,066	60,401	65,748	68,617
決算額 (3年度は見込み)		40,032	41,904	53,374	54,906	60,368	65,657	68,617
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名 (3年度は見込み)								
1日平均来館者数 (人)		23	23	22	23	23	13	15
1回平均支援プログラム延べ参加者数 (人)		7	8	8	8	7	6	7
1日平均相談件数(面接・電話計) (件)		68	72	70	73	74	70	77
新規登録者数 (人)		220	125	125	108	119	53	59

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	水道代	152	需用費	水道代	134	需用費	水道代	161
需用費	家屋等修繕	700	委託料	人件費、管理費、事業費等	65,505	委託料	人件費、管理費、事業費等	68,437
委託料	人件費、管理費、事業費等	59,502	賃借料	AEDリース料	18	賃借料	AEDリース料	19
賃借料	AEDリース料	14						

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,166	2,453	▲ 713	地方税等	0	0	0	
	物件費	59,669	65,657	5,988	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	700	0	▲ 700	都支出金	1,622	1,622	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	5,291	5,882	591	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,913	7,504	591	
	賞与・退職給与引当金繰入額	342	334	▲ 8	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 56,964	▲ 60,940	▲ 3,976	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	63,877	68,444	4,567	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 56,964	▲ 60,940	▲ 3,976	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 56,964	▲ 60,940	▲ 3,976	

備考 行政収入「その他」は特定相談事業による給付費と喫茶コーナーの電気料金の受入れである。特定相談の件数が増えたことに伴う法定給付費の増から、収入額が前年度より増加した。

問題点・課題 当センターの特長であるプログラムを主体とした利用者支援については、利用者の病状や特性に合わせた支援を行うために、実施体制を確保していく必要がある。相談件数が増加傾向にあり、より多くの要支援者に対し、きめ細やかな支援を行える体制を整備するため、28年度に電話相談の実施方法を見直す等の対策を講じた。今後も他の精神障害者相談支援事業所等と相互に連携を図る等の対応が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	アンケートや利用者同士のミーティング等を通じ利用者の要望を把握し満足度の向上を図る。	アンケートや利用者のミーティング及び第三者評価受審を通じて、利用者の需要に応えることで、満足度の向上を図った。	新型コロナウイルス感染症防止を徹底するとともに利用者目線で、実施内容を適宜修正し事業の継続性を保つ。
②	利用者の症状や特性、生活習慣等の傾向及びニーズの把握に努め、参加しやすいプログラムの充実を図る。	新型コロナウイルスの緊急事態宣言下であっても、ZOOM等を活用した講演会を行うなど、状況に応じて参加しやすい体制をとった。	利用者の精神的な不安感に対応するため、利用者のニーズを把握し、リモート型など参加しやすいプログラム充実を図る。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨)質問状	平成27年度2月会議 「アゼリア相談支援の充足、新たな地域活動支援センターの進捗状況について」 平成27年度6月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」 平成27年予特 「精神障がい者の相談体制の充実・施設の拡充について」 平成28年度9月会議 「精神障害者地域生活支援センターの早期増設について」 平成29年度6月会議 「精神障害者地域生活支援センターの増設について」
-----------	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-56		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者グループホーム等施設整備事業費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	西谷	内線	2681		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）			<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 29	（ 2017 ）	年度	根拠	障害者グループホーム等施設整備費等補助金交付要綱・要領			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準			計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	親なき後支援の一環の取り組みとして、事業者が区有地を活用して実施する障害者グループホーム等の施設整備等に要する経費の一部を、荒川区（以下「区」という。）が補助し、障害者グループホーム等の円滑な設置及び運営に寄与することにより、区内に居住する障害者の地域生活を支援し、もって障害者の福祉の向上を図る。							
対象者等	区有地を活用し、障がい者グループホーム等を新たに建設する民間事業者（平成29年度及び30年度については、公募により選定された東日暮里二丁目障害者グループホームの整備・運営事業者を対象とした）							
内容	<p>障がい者グループホーム等の施設の新設に当たっては、土地の取得や建築費等、多額の費用を要するが、施設整備に係る国及び都の補助制度は十分とは言えず、事業者が区内で新たなグループホーム等を建設するのは難しい状況にある。</p> <p>この状況を打開するため、下記のとおり区有地を活用したグループホーム等の新設に係る区独自の補助金を創設し、施設の円滑な設置及び運営の安定を図り、障がい者の生活の場を確保する。</p> <p><補助制度の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象経費：障がい者グループホーム等を新たに建設する民間事業者が負担する、施設整備費用及び設備整備費用（法人自主事業に係る部分は除く） ○補助単価：321,000円/㎡ ○補助率：共同生活援助部分 7/8 ※国・都補助額控除後の残額を対象とする 区委託事業部分 10/10 							
経過	平成27年度	区から国・都に対し、建設費の補助上限額を引き上げることを要望 区議会から厚生労働大臣に補助金拡充の要望書提出						
	平成28年度	再度、区から国・都に対し、建設費の補助上限額引き上げを要望するとともに、区の独自補助制度について検討 東日暮里二丁目障がい者グループホームの整備事業者公募に際し、選定委員会委員からも補助金の創設を検討すべきとの意見があり、区として29年度からの補助実施を行うこととした。						
	平成29年度	東日暮里二丁目障がい者グループホーム整備事業者選定						
	平成30年度	東日暮里二丁目障がい者グループホーム用地貸付、補助要綱制定、整備開始 補助執行し、グループホームは12月に開所した（名称：グループホームひぐらし）						
必要性	民間事業者による障がい者グループホーム等の建設を促進し、障がい者の生活の場を確保するとともに、施設の安定した運営を図るため、必要な事業である。							
実施方法	<input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 【補助】施設の整備について、事業者に対し区の補助制度を適用する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	-						
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
休止・完了		休止・完了		グループホームひぐらしの整備後は、利用者ニーズ及び適地確保等が整うまで、本事業は休止とする。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		—	—	43,409	76,540	—	—	—
決算額 (3年度は見込み)		—	—	0	76,540	—	—	—
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	整備進捗率 (東日暮里二丁目GH)				100%	—	—	—
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	行政収入	勘定科目		元年度	2年度	差額
	給与関係費		0	0	0		地方税等				
物件費					国庫支出金						
維持補修費					都支出金						
扶助費					分担金及び負担金						
補助費等					使用料及び手数料						
減価償却費					その他						
不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計 (a)		0	0	0	0	
賞与・退職給与引当金繰入額		0	0	0	行政収支差額 (a)-(b)=(c)		0	0	0	0	
その他行政費用					金融収支差額 (d)						
行政費用合計 (b)		0	0	0	通常収支差額 (c)+(d)=(e)		0	0	0	0	
特別費用 (g)					特別収入 (f)						
特別収支差額 (f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)		0	0	0	0	

備考

問題点・課題

グループホームひぐらしの整備が完了したため、利用者ニーズ及び適地確保等が整うまでの間、本事業は休止とする。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	適地の検討等を継続して実施する。	適地の検討等を継続した。	適地の検討等を継続して実施する。
②			
③			

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
議会議決要旨	平成28年度 9月会議 「グループホームの整備について」 平成28年度11月会議 「障がい者施設に関する支援について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-57	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	スクラムあらかわ運営等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	太田	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-16-01	スクラムあらかわ運営等事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	協定書、荒川区障害者地域生活支援事業実施要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障害者地域生活支援施設を整備させることにより、障がい者の福祉の向上を図る。							
対象者等	社会福祉法人 すかい							
内容	1 施設概要	○所在地 町屋6丁目28番13号 ○面積 敷地：743.84㎡ 延床：2,321.53㎡						
	2 事業内容	○構造 鉄筋コンクリート造6階建 ○開設 平成24年4月 (1) 運営費補助（補助事業） 看護師等人件費：年額25,000,000円、生活支援補助員人件費：年額13,200,000円 短期入所用居室経費：年額4,500,000円（1居室分）※2居室分が上限 (2) 地域生活支援事業（委託事業） 地域活動支援センター 提供日：平日10時～16時 定員：15人 日中一時支援 提供日：平日16時～20時 定員：15人 施設入浴（登録者の予約制） 提供日：平日10時～16時 定員：4～6名、 相談支援 提供日：平日 9時～18時（電話は24時間体制） 移動支援（車両移送型）※施設利用者が対象、登録者の予約制						
経過	平成20年度	用地取得						
	平成21年度	事業者公募・選定・決定、協定締結						
	平成22年度	施設設計、計画通知、各種調整、建設工事						
	平成23年度	建設工事・竣工						
	平成24年度	開設						
	平成26年度	グループホーム利用予定者審査会実施						
	平成27年度	グループホーム利用者の入替え						
	平成29年度	ピアホーム西日暮里が平成28年度末で廃止となることに伴い、後継となるグループホームが開設されるまでの間、代替して緊急一時保護事業を実施する。						
	平成30年度	グループホームひぐらしが開設したため、10月で緊急一時保護事業を終了した。						
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進するために重要である。							
実施方法	（3委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 施設の建設・運営について、事業者に対して区の補助金制度を適用する。 地域生活支援の事業については、事業者に業務委託する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	短期入所利用率（%）	75.3	80.8	50.9	69.0	80.0	利用回数／（365日×12床）
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
推進	推進	障がい者の地域生活の拠点として、安定した施設運営を推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		129,119	132,471	137,107	133,410	135,566	134,703	135,182
決算額(3年度は見込み)		120,919	120,135	123,713	121,032	131,508	134,131	135,182
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
共同生活援助事業在籍者数(人)		18	18	18	15	16	17	16
短期入所事業利用回数(回)		3,046	3,996	3,485	3,299	3,542	2,228	3,023
地域活動支援センター事業実施回数(回)		450	363	311	426	605	674	568
日中一時支援事業実施回数(回)		1,569	1,603	1,956	2,395	2,637	1,525	2,185
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	地域生活支援委託	87,362	委託料	地域生活支援委託	87,500	委託料	地域生活支援委託	87,982
負担金補助等	運営費補助	44,146	負担金補助等	運営費補助	46,631	負担金補助等	運営費補助	47,200

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	736	1,051	315	地方税等	0	0	0	
	物件費	87,362	87,500	138	国庫支出金	15,350	17,000	1,650	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	7,675	7,500	▲175	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	44,146	46,631	2,485	使用料及び手数料	38	38	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	23,063	24,538	1,475	
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	143	64	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲109,260	▲110,787	▲1,527	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	132,323	135,325	3,002	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲109,260	▲110,787	▲1,527	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲109,260	▲110,787	▲1,527	

備考 委託料の中の日中一時支援事業及び移動支援事業が増額となったため、元年度より2年度の物件費が増額となっている。行政収入は、各支出金で地域生活支援事業費補助金(国・都)、使用料及び手数料で土地賃貸借量(電柱)を受入れている。

問題点・課題
 ○グループホームは3年間の通過型であるため、3年経過後の新たな生活の場を確保していく必要がある。また、グループホームの空床を減らすため、事業者と連携を図る必要がある。
 ○地域活動支援センター事業の利用者増加に向け、継続的に周知を行う必要がある。
 ○新型コロナウイルス感染症対策の一環として短期入所の受け入れ数を制限していることで、利用回数(利用率)が大幅に減っている。利用回数(利用率)の低下は、事業者の給付費収入に直接影響があることから、事業所の経営状況について注視する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	グループホームの空床を減らすため、事業者と連携を図り、周知を行っていく。	入居審査の簡略化したことで、徐々に入居者が増加している。退所後の行き先については、事業者と連携を図って進めている。	グループホーム退所後の行き先については、引き続き事業者と連携を図るよう努めていく。
②	地域生活支援センター事業の利用者が増加傾向にあるため、継続して周知を図っていく。	前年度までの継続的な周知により、利用者は増加した。	引き続き、地域生活支援センター事業の利用者増加に向けて、周知等について事業者と連携を図る。
③			

他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)
	他区の施設整備状況 台東区、千代田区、目黒区、文京、新宿(精神障がい者対象の複合施設)
議会(要旨)質問状	平成21年決特 「ケアホームの入居期間について(3年で退居しなければならないのか)」 平成27年予特 「入居後3年が経過し、退去することとなる者について、退去後の動向は？」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-58	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者相談支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	渡邊	内線	2691			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-16-02	障がい者相談支援事業運営費						
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27（2015）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者相談支援事業実施要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	精神障害者相談支援事業所（委託）において、近年増加傾向にある精神障がい者からの相談に応じるとともに、区及び関係機関と連携の上、専門的な相談支援を要する支援困難者への対応を行う。区及び区立精神障害者地域生活支援センターを含めた精神障害者相談支援体制を確立することにより、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行っていく。							
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者及びその家族等							
内容	<p>(1) 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④権利擁護のために必要な援助 ⑤障がい者のニーズや状況に応じた専門機関の紹介 ⑥その他、地域生活において障がい者が必要とする相談支援に関すること <p>(2) 区及び関係機関と連携し、訪問相談を含めたきめ細かいサービスの提供を行うとともに、専門的な相談支援を要する困難ケース等にも対応する。</p>							
経過	平成27年 事業者選定委員会を設置し、公募型プロポーザルにより事業者を選定。 平成28年2月 荒川区精神障がい者相談支援事業所「コンパス」開設。							
必要性	年々増加している精神障がい者のこころの安定・回復及び社会生活の支援のため、必要な事業である。							
実施方法	（3委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 委託先 一般社団法人ソラティオ							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	利用総延べ件数（件）	2,130	2,569	2,124	2,759	3,075	
	②	利用実人数（人）	208	223	181	250	395	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進	推進	年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進するために、今後も関係機関と連携し、中心的な役割を担っていく。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		19,591	24,631	24,933	25,021	24,404	25,618	24,628
決算額(3年度は見込み)		6,448	24,631	24,752	24,340	24,223	24,843	24,628
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
利用総延べ件数(件)		121	1,830	2,530	2,130	2,569	2,124	2,759
利用実人数(人)		58	285	256	208	223	181	250
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	診断謝礼	40	報償費	診断謝礼	40	報償費	診断謝礼	40
需用費	食糧費	0	需用費	食糧費	0	委託料	運営費	24,588
委託料	運営費	24,183	委託料	運営費	24,803			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	2,577	701	▲ 1,876	地方税等	0	0	0
	物件費	24,184	24,804	620	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	40	40	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	278	96	▲ 182	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 27,079	▲ 25,641	1,438
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	27,079	25,641	▲ 1,438	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 27,079	▲ 25,641	1,438
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 27,079	▲ 25,641	1,438

備考

行政費用のうち物件費は、法人への運営費(委託料)が占めている。

問題点・課題

○区及び区立精神障害者地域生活支援センター(アゼリア)や地域の関係機関と連携の上、精神障がい者の相談支援体制を確立し、連携強化を図っていく必要がある。
○ウィズコロナ・アフターコロナにおける利用者への望ましい支援の在り方を検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	関係機関や事業所と協力することで、相談支援体制の整備や連携を図っていく。	関係機関や事業所と協力し、緊急時にも対応可能な相談支援体制の整備や連携を図った。	引き続き関係機関や事業所と連携し、利用者が必要とされる相談支援体制の整備に努める。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成27年度2月会議 「アゼリアでの相談支援の充足、新たな地域活動支援センターの進捗状況について」 平成27年度6月会議 「障害者支援について(相談窓口の充実)」 平成27年予特 「精神障がい者相談施設の充実等対応について」 平成29年度6月会議 「区民の精神障がいへの理解促進及び、相談窓口の拡充について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-59		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障害者緊急一時保護事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	小林	内線	2694		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-16-03	障害者緊急一時保護事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 29	（ 2017 ）	年度	根拠	荒川区障害者緊急一時保護事業実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	心身障がい者が、介護者又は家族の事情により一時的に家庭で介護を受けることが困難となった場合に、施設において介護者に代わる者が介護を行うことにより、心身障害者及びその家族の福祉の増進を図る。							
対象者等	在宅で就学年齢以上の、身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳の所持者							
内容	<p>在宅の障がい者（児）の介護者が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に、介護者に代わり介護を行う。利用には事前登録が必要。（学校・障がい者団体行事等については利用可、個人的活動は不可）</p> <p>【事業実施施設】</p> <p>○スクラムあらかわ（荒川区町屋6-28-13）（事業は終了）</p> <p>※グループホームひぐらし開設前まで。日帰り利用のみ（宿泊は短期入所）</p> <p>定員：1人 利用日数：制限なし（ただし、レスパイトの場合は同一年度内3日以内）</p> <p>利用料：食費のみ実費負担（料金は施設の規定による）</p> <p>○グループホームひぐらし（荒川区東日暮里2-45-12）</p> <p>※平成30年12月より開始。日帰り利用・宿泊とも受入</p> <p>定員：1人 利用期間：1回につき3日以内（レスパイト等での利用の場合は年度内2回の制限あり）</p> <p>利用料：無料（食費は自己負担：朝300円、昼400円、夜600円）</p>							
経過	平成29年4月	指定管理の一環として緊急一時保護事業を行っていた荒川区立障害者グループホームの廃止に伴い、後継となるグループホームひぐらし開設までの間、スクラムあらかわにて緊急一時保護事業を開始						
	平成30年12月	グループホームひぐらしが開設したため、スクラムあらかわで実施していた緊急一時保護事業をグループホームひぐらしにて開始						
必要性	緊急時の受入れ機能は、地域生活支援拠点が備えるべき機能の1つであり、在宅の障がい者が地域での生活を継続していくために必要不可欠である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 社会福祉法人すかい ※平成29年4月～グループホームひぐらし開設まで 一般社団法人オフィスサプライ ※グループホームひぐらし開設後							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	緊急一時保護延べ利用者数（人）	1	7	0	4	50	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		心身障がい者及び家族の福祉の増進を図る事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		—	—	—	2,903	4,600	4,600	4,600
決算額 (3年度は見込み)		—	—	—	2,524	4,600	4,600	4,600
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	緊急一時保護登録者数 (人)	—	—	0	1	11	9	10
	緊急一時保護延べ利用者数 (人)	—	—	0	1	7	0	4
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
委託料	緊急一時保護委託	4,600	委託料	緊急一時保護委託	4,600	委託料	緊急一時保護委託	4,600

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	1,841	1,402	▲ 439	地方税等	0	0	0
	物件費	4,600	4,600	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	199	191	▲ 8	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 6,640	▲ 6,193	447
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0
	行政費用合計 (b)	6,640	6,193	▲ 447	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 6,640	▲ 6,193	447
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 6,640	▲ 6,193	447

備考

行政費用のうち物件費は、業務委託料が占めている。行政収入はない。

問題点・課題

スクラムあらかわでは日帰りのみの実施であったが、グループホームひぐらしでは、緊急一時保護事業として日帰り・宿泊とも受入れを行い利用形態が広がるため、対象者に対して改めて制度の周知を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	登録者や利用者が増えるよう、周知等を行う。	登録者へ更新案内を行い制度の利用促進を図った。	利用者及び関係事業者に対し、引き続き制度の周知を行い、登録者及び利用者の増加を図る。
②			
③			
他区の実況	(実施 17 区)	未実施 5 区	不明 0 区)
議会議事録(要旨)			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-60	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事			
事務事業名	精神保健福祉事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉				
		担当者名	曲田	内線	2688				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-17-01	精神保健福祉事業費							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 41（ 1966 ）年度	根拠	精神保健福祉法、地域保健法						
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等							
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画					
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市						
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成						
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実						
目的	地域精神保健福祉活動の一貫として、関係機関・施設との連携のもとに、精神障がい者の社会復帰と援助するために障がい福祉サービス等の相談、訪問等を行う。								
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数5,000人）その家族、関係者。								
内容	<p>1 予防と健康の保持増進 相 談 障がい福祉サービス等について 保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時）</p> <p>2 保 護 警察官通報（精神保健福祉法第23条）、区长同意（医療保護入院）</p> <p>3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援 精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施</p> <p>4 精神施設利用者交流 スポーツ交流会（年1回）</p>								
経過	<p>平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催</p> <p>平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託</p> <p>平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管</p> <p>平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れた</p> <p>平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報→23条通報 精神保健福祉法一部改正に伴う医療保護入院 保護者制度の廃止→家族等の同意</p> <p>平成28年度 精神保健福祉事業の普及啓発・相談事業については、荒川区保健所健康推進課へ移管</p> <p>令和 2年度 ホームヘルプ講座の中止 令和3年度以降廃止</p>								
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。								
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）								
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明		
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)	
	①	保健師による相談者（延べ人数） （人）＜訪問・面接・電話相談＞		1,804	1,677	1,620	1,600	2,000	
	②								
③									
事務事業の分類		分類についての説明・意見等							
3年度		4年度							
継続		継続		法定事務事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額	2,498	371	9,777	9,920	9,881	11,694	11,732
決算額 (3年度は見込み)	2,395	340	9,725	9,678	9,675	11,221	11,732
実績の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名 (3年度は見込み)							
区長同意・解除 (人)	20	28	28	36	24	15	14
警察官23条通報 (件)	55	58	43	37	44	42	41
ホームヘルプ講座参加者 (延べ人数) (人)	53	97	46	27	22	—	—

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	非常勤職員報酬	8,050	報酬・職員手当等	会計年度任用職員報酬・期末手当	9,157	報酬・職員手当等	会計年度任用職員報酬・期末手当	9,478
共済費・旅費	社会保険料・旅費 (非常勤)	1,215	共済費・旅費	社会保険料・旅費 (非常勤)	1,779	共済費・旅費	社会保険料・旅費 (非常勤)	1,828
報償費	講演会講師等謝礼	84	報償費	講演会講師等謝礼	0	報償費	講演会講師等謝礼	42
需用費	消耗品等	144	需用費	消耗品等	140	需用費	消耗品等	193
役務費	保険料・電話料	35	役務費	保険料・電話料	25	役務費	保険料・電話料	46
使用料等	スポーツ交流・講演会会場	27	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	0	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	25
負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	11,686	13,164	1,478	地方税等	0	0	0	
	物件費	213	530	317	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	5,360	3,066	▲ 2,294	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	213	120	▲ 93	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	5,360	3,066	▲ 2,294	
	賞与・退職給与引当金繰入額	263	600	337	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 7,015	▲ 11,348	▲ 4,333	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	12,375	14,414	2,039	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 7,015	▲ 11,348	▲ 4,333	
特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0		
特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 7,015	▲ 11,348	▲ 4,333		

備考 行政収入は、都支出金が障害者施策推進区市町村包括補助、難病医療費助成に係る事務費交付金、小児精神病棟医療費助成に係る事務費交付金等を受入れている。令和2年度は、自立支援医療費 (精神通院) 等事務処理件数の減により、都支出金が減っている。

問題点・課題 ○事務移管により区民からの相談窓口が健康推進課となりわかり易くなったが、障害者福祉サービスについては新規と更新で相談の担当課が分かれており、継続して調整していく必要がある。
○健康推進課で対応している精神障がい者の個別対応から把握される問題や地域課題を、企画・政策に反映できるように連携を図っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ホームヘルプ講座の開催方法を検討する。	年々、受講者が減少している。令和2年度はコロナ感染拡大予防のため中止とした。	ホームヘルプ講座を事業廃止とする。
②			福祉サービスについて、速やかに対応できるよう、関係部署や事業所等と連携していく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨	平成27年度11月会議 「引きこもり対策について (実態調査の実施・総合支援)」 平成29年度 6月会議 「精神障がい者に対する理解の促進について」
------	---

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-61	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	曲田	内線	2688			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-17-02	精神保健福祉連絡協議会運営費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 5（1993）年度	根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。							
対象者等	協議会は、福祉部長・健康部長・精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・社会復帰施設などで委員を構成し、精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者に参加を依頼。							
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 (1) 精神保健福祉活動の推進に関すること (2) 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること (3) 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること (4) 自助グループ、協力団体等の育成に関すること (5) その他、協議会会長が必要と認める事項 2 精神保健福祉ネットワーク会議は、関係機関相互の「顔の見えるネットワーク」を生かし、令和2年度より精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の協議の場として、地域課題の理解と学習、対応策についての意見交換、実施の場とした。							
経過	平成8年度 酒害相談を開始し、酒害相談関係機関連絡会を開始。 平成10年度 精神保健福祉連絡協議会を設置 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会（11年度発足）と酒害相談関係機関連絡会を統合。 平成17年度 薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化し、精神保健福祉ネットワーク会議として位置付けて実施。また、精神保健福祉連絡協議会の委員の見直しに伴い、要綱・要領を改正し、支援センターアゼリアの代表を加えた。 平成29年度 精神保健福祉連絡協議会の運営要領を一部改正 令和元年度 自立支援協議会の地域移行部会の精神ワーキンググループを、精神保健福祉連絡協議会の部会として位置づけた。 令和2年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場として、精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉ネットワーク会議、精神保健福祉連絡協議会部会を位置付けた。							
必要性	精神保健福祉に関する、医療・保健・福祉・介護・当事者・司法等が精神保健福祉の最新情報の共有、学習会、施設紹介を通して、地域課題の共有と課題解決に向けた関係機関相互の連携を円滑に進めることができる。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 1連協の委員任期 平成30年3月～令和3年2月 年間1回の実施 次期委員の選任 2ネットワーク会議は年2～3回。区内外の医療機関、関係機関へ実務担当者の参加を呼びかけている。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	精神保健福祉ネットワーク会議参加者数（人）	223	242	68	70	100	会議の形式や回数を変更した。
	②	精神保健福祉ネットワーク会議参加団体数（団体）	64	68	44	45	50	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
継続	継続	地域精神保健福祉施策の推進を図る事業であるため、継続して実施する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		202	193	189	189	189	184	177
決算額（3年度は見込み）		106	108	151	151	147	99	177
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	連絡協議会開催(回)	1	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回)	4	4	4	4	4	2	2
	ネットワーク会議参加者(人)	173	226	230	223	242	68	70
	参加団体数(団体)	58	60	62	64	68	44	45
予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	外部委員・講師謝礼	141	報償費	外部委員・講師謝礼	95	報償費	外部委員・講師謝礼	165
需用費	食糧費・一般需用費	6	需用費	食糧費	0	需用費	食糧費	4
使用料等	会議室使用料	0	使用料等	会議室使用料	4	使用料等	会議室使用料	8

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	449	981	532	地方税等	0	0	0	
	物件費	6	4	▲2	国庫支出金	0	71	71	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	140	95	▲45	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	71	71	
	賞与・退職給与引当金繰入額	48	134	86	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲643	▲1,143	▲500	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	643	1,214	571	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲643	▲1,143	▲500	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲643	▲1,143	▲500	

備考 行政費用については、ネットワーク会議の一部変更やサブ担当者を配置したため給与関係費が増加した。また、令和2年度の会議では、講師依頼をしなかったため、補助費等が減少した。

問題点・課題 ○令和元年度策定の自殺対策計画の進行管理を行う場として、精神保健福祉連絡協議会を位置付けているため、その具体的な方法を検討する。
○ネットワーク会議で集約された地域課題等について引き続き検討していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	自殺対策計画を関係機関と連携した全庁的な取り組みとするため、ネットワーク会議を情報提供と現場からの意見交換の場とする。	実務担当者会議で実施したアンケートにより、コロナ禍での関係部署の状況を共有し、それを連絡協議会で書面報告し意見を集約した。	引き続き、実務担当者会議を開催するとともに、自殺対策に関して把握した情報を積極的に共有していく。
②	精神障害者が地域で生活をしていくために、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築について、実践的な検討を行う。	具体的な地域課題を把握するためにネットワーク会議の中で調整を行い、地域課題として共有を図った。	地域課題が共有された下で、課題に優先順位をつけ、具体的な取り組みについて、協議を行う。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議質問状(要旨)	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-62		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	自殺予防対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	田中	内線	2692		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-17-03	自殺予防事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	自殺対策基本法、精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	自殺予防事業として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれるおそれのある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、支えることができるよう、自殺予防のための全庁的な取り組みとする。							
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員							
内容	1 普及啓発活動 ①荒川区自殺予防事業手引き・こころと命のカード・bondカード・ポケットティッシュを配布 ②区民及び関係者向け講演会の開催 ③関係各課が実施するイベントやゆいの森・図書館・区民ギャラリー等で普及啓発活動を実施 2 人材養成 ゲートキーパー研修・ゲートキーパーフォローアップ研修・依頼によるゲートキーパー研修の実施 3 関係機関との連携は実務担当者連絡会・自殺未遂者支援連絡会の開催 4 自殺未遂者支援 日本医科大学・東京女子医大東医療センター・NPO法人等と連携し自殺未遂者の支援を実施 5 若年世代の自殺予防相談事業は関係機関と連携しながら実施							
経過	平成18年10月	自殺対策基本法成立						
	平成21年度	管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催						
	平成22年度	全管理職・区議会議員・職員を対象としたゲートキーパー研修を実施						
		日本医科大学・NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと連携し、自殺未遂者の支援を開始						
	平成23年度	自殺予防実務担当者連絡会と自殺未遂者支援連絡会を実施						
	平成24年度	自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表						
	平成26年度	東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者支援を開始						
	平成28年4月	若年世代の自殺予防相談事業を実施（委託事業 令和元年度まで）						
	令和元年11月	自殺対策基本法の改正により、自殺対策市区町村計画の策定の義務化 荒川区自殺対策計画を策定						
必要性	尊い命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	自殺関連相談（件）	100	72	52	50	130	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数
	②	自殺者（人・年統計）	31	39	37	35	28	厚生労働省による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照
③	ゲートキーパー研修受講者（人）	393	245	216	200	450	区及び関係機関職員・区民団体からの依頼による研修受講者数	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
推進	推進	令和元年11月に策定した荒川区自殺対策計画に基づき、「誰もが生きる喜びを実感できるまちあらかわ」を目指して、全庁的に自殺対策に取り組む。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		4,639	4,149	4,185	6,295	4,818	1,160	901
決算額(3年度は見込み)		3,978	4,016	4,070	5,684	4,409	486	901
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
ゲートキーパー研修会参加者(人)		494	399	512	393	245	216	200
自殺予防講演会参加者数(人)		76	47	78	53	77	0	80

予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	講師謝礼	601	報償費	講師謝礼	190	報償費	講師謝礼	572
需用費	印刷製本・消耗品	192	需用費	印刷製本・消耗品	232	需用費	印刷製本・消耗品	182
委託料	若年者の自殺予防対策等	3,616	委託料	印刷・封入作業委託料	57	委託料	印刷・封入作業委託料	85
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	7	使用料等	会場使用料	62

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,412	6,377	2,965	地方税等	0	0	0	
	物件費	3,808	296	▲3,512	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,784	244	▲2,540	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	601	190	▲411	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,784	244	▲2,540	
	賞与・退職給与引当金繰入額	368	870	502	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲5,405	▲7,489	▲2,084	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	8,189	7,733	▲456	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲5,405	▲7,489	▲2,084	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲5,405	▲7,489	▲2,084		

備考 新型コロナウイルス感染症の影響による研修会等の中止により、行政費用の物件費(委託料)及び補助費等(講師謝礼)は大きく減少した。行政収入は、都から地域自殺対策緊急強化基金を受入れている。

問題点・課題 ○全国の自殺者数は新型コロナウイルスの影響もあってか昨年まで続いていた減少傾向から増加に転じている(令和元年19,974人⇒令和2年20,907人)。区においては令和2年の自殺者数は令和元年の39人から37人に減少した。
○令和元年11月に荒川区自殺対策計画を策定し、自殺率を令和8年までに30%減少させることを目指している。自殺対策の関連性を反映した計画であり、状況把握に努める必要がある。
○教育委員会と連携し、児童生徒を対象とした「SOSの出し方教室」の実施が課題である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ゲートキーパー研修等の自殺対策を進めるには一般区民にも積極的に参加していただくよう周知に努める。	新型感染症の影響ため相談を受ける可能性の高い関係部署、事業所等を中心に実施した。参加者の自殺予防への熱意が感じられた。	新型感染症の状況を注視しながら、区民にも周知していく。
②	教育センターと連携し、児童生徒の命を守る為の教員対象のゲートキーパー研修及び「SOSの出し方教室」の実施に取り組む。	教員対象のゲートキーパー研修は実施できたが、「SOSの出し方教室」は新型感染症の影響があり検討・実施できなかった。	引き続き、状況を考慮しながら教育センターと相談・検討を行う。
③	計画の周知を図り、関係各課の進捗状況を把握しながら、全庁的な取り組みとなるよう進行管理を行う。	実務担当者会議を书面開催した。関係部署等にアンケートを実施し窓口での状況や取り組みを共有した。	実務担当者会議の開催や自殺対策に関する情報を各課担当者を介し広く共有していく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会(要旨) 平成22年予特 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」
平成22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」
平成28年度2月会議 「心のケア対策(大学病院と連携した自殺未遂者対策及び心の病に関する施策)について」
平成29年2月会議 「精神疾患の地域連携の推進と自殺予防対策の強化について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-63	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者就労支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	鈴木・荘	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-18-01	就労支援センター運営費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15（ 2003 ）年度	根拠	障害者就労支援事業実施要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生				
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。						
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し以下の要件に該当する満15歳以上の者。①一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児）②小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援内容 就労面：就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面：日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・ 令和2年度（3月末現在） 登録者数 623人（身体 82人、知的 313人、精神 226人、他 2人） 新規就労実績 25人（身体 2人、知的 16人、精神 7人） 継続就労者数 327人（身体 42人、知的 196人、精神 89人、他 0人） 						
経過	<p>平成15年 6月 先進自治体の調査を開始</p> <p>平成15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始</p> <p>平成15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始</p> <p>平成15年11月 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施</p> <p>平成15年12月 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始）</p> <p>平成19年度 都補助金が財調参入</p> <p>平成23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置</p> <p>平成25年12月 長期勤続者表彰制度開始（年1回実施）</p>						
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。						
実施方法	<p>（ 3委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤4名 ・ 荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置名称「荒川区障害者就労支援センター」（じょぶ・あらかわ） 						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 登録者数（人）	518	570	623	660	800	
	② 新規就職者数（人）	51	35	25	30	40	
③ 就労継続者数（人）	249	226	327	330	500		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	推進	障がい者の就労の維持・促進に向けて安定した施設運営を推進する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		22,970	23,600	24,087	26,177	26,632	32,772	34,260
決算額(3年度は見込み)		22,970	23,600	22,718	25,240	26,411	32,506	34,260
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
登録者(人)		417	465	479	518	570	623	660
新規就職者数(人)		28	35	46	51	35	25	30
予算・決算の内訳		令和元年度(決算)		令和2年度(決算)		令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
委託料	事業費・事務費	26,411	委託料	事業費・事務費	32,506	委託料	事業費・事務費	34,260

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
行政費用	給与関係費	1,105	701	▲404	地方税等	0	0	0
	物件費	26,411	32,506	6,095	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	965	964	▲1
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	965	964	▲1
	賞与・退職給与引当金繰入額	119	96	▲23	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲26,670	▲32,339	▲5,669
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	27,635	33,303	5,668	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲26,670	▲32,339	▲5,669
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲26,670	▲32,339	▲5,669	

備考 行政費用のうち物件費は、業務委託料が占めている。2年度は委託職員の常勤化やパソコンソフトの更新等により業務委託料が増加した。行政収入は、業務委託料のうち人件費の一部について、障害者施策推進包括補助を受入れている。

問題点・課題 ○登録者は増加傾向(特に精神障がい者や発達障がい者の登録が増加)にあり、登録者個々の状況や障がい特性などに合わせた専門知識や対応が必要である。
○コロナ禍における就労支援や職場定着支援について、登録者個々に必要な支援を継続して行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き就職後における定着率の向上や生活支援を行う。	就職後に就労における相談や生活支援を行ったことにより、就労の定着につながった。	引き続き、職場定着支援や生活支援等、登録者1人1人に沿った必要な支援を行う。
②	引き続き関係機関と連携しながら、就労を希望する方の支援を行う。	関係機関と連携しながら、就労希望される方の具体的な支援を行った結果、就労に結びついた。	引き続き、関係機関と連携し、障がい者の雇用の促進に努める。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について(就労支援の充実)」 平成29年度2月会議 「障がい者雇用に関するノウハウ等を事業者へ情報発信する取り組みを積極的に行っているのか」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-64		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	障がい者雇用支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	鈴木・荘	内線	2693		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-18-02	障害者雇用支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	障がい者就労促進事業実施要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。							
対象者等	①就労を希望する障がい者 ②障がい者を雇用している法人等 ③区内の特例子会社							
内容	①障がい者就労促進事業 【障がい者就労講習】清掃・施設受付・喫茶補助等訓練、パソコン講習、事務補助講習を実施。 【ジョブコーチ派遣】区が認めた障がい者を雇用する企業に、ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する。 ②特例子会社支援：クワップ・ハートフル㈱に西日暮里六丁目障がい者支援施設を貸付けるとともに、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。							
経過	平成18年 7月 障がい者雇用支援事業開始 平成21年 3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設 平成22年 4月 障がい者就労促進事業開始 平成23年 7月 事務補助訓練開始 平成24年12月 雇用支援補助の対象団体が事業を終了 平成25年 6月 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 2月 荒川区における障がい者就労施設等からの物品の調達方針策定 平成26年 4月 実地訓練としての事務補助訓練開始（以降毎年改定）							
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入を確保するために必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 【特例子会社支援】直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	訓練受講者数（人）	19	25	20	23	25	
	②	特例子会社数（社）	1	1	1	1	1	
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進 障がい者の就労支援・促進のために重要な事業であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		9,867	9,883	9,743	9,875	10,286	11,713	10,247
決算額 (3年度は見込み)		8,964	8,290	8,341	7,794	8,552	9,624	10,247
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	手話通訳者派遣 (回)	0	0	0	0	0	0	0
	補助対象事業者 (法人)	0	0	0	0	0	0	0
	訓練受講者数 (人)	35	30	31	19	25	20	22
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	消耗品	5	需用費	消耗品等	357	需用費	消耗品	32
役務費	インターネット使用料等	69	役務費	インターネット使用料等	69	役務費	インターネット使用料等	69
委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	8,478	委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	8,501	委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	10,146
			備品購入費	パソコン購入等	697			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
	給与関係費	1,105	701	▲ 404	地方税等	0	0	0	
	物件費	8,552	9,624	1,072	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	4,862	4,974	112	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	4,862	4,974	112	
	賞与・退職給与引当金繰入額	119	96	▲ 23	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 4,914	▲ 5,447	▲ 533	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	9,776	10,421	645	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 4,914	▲ 5,447	▲ 533	
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 4,914	▲ 5,447	▲ 533	

備考

行政費用のうち物件費は、事務補助訓練用のパソコンを買い替えたことにより増となった。
行政収入は、障害者施策推進包括補助を受入れている。

問題点・課題

○令和2年度に20名が障がい者就労講習を利用して訓練し、このうち2名が雇用に繋がった。今後も、利用者の就労や社会参加に繋がるよう、関係機関等と一層連携を行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き関係機関と連携し、対象者の障害特性を把握し、個々のニーズに合った就労支援を行うよう努める。	関係機関と連携し、対象者の障害特性を把握したことにより、個々のニーズに合った就労支援を行う事ができた。	対象者の障害特性を把握し、個々のニーズに合った支援を行い、就労や社会参加に繋げる。
②	引き続き関係機関と連携し、就労支援講習等の周知に努め、更なる障がい者の就労の促進を図る。	関係機関と連携し、就労支援講習等の周知に努めた結果、障がい者の就労の促進に繋がることができた。	関係機関と連携し、就労支援講習の周知に努め、就労希望の受講者の増加を促進する。
③			

他区の実況

(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)
実施：新宿区、墨田区、目黒区、大田区、渋谷区、板橋区、足立区、江戸川区

議会要旨

平成27年度6月会議 「障害者雇用と長期勤続表彰について(障害者の就労支援への区の見解・長期勤続表彰の事業継続)」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-65	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	鈴木	内線	2693			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-18-03	作業所等経営ネットワーク支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 21（ 2009 ）年度	根拠						
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	09	障がい者の就労支援・生きがいの創生					
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。							
対象者等	区内作業所 15カ所 内訳：A型（3カ所）身体・知的・精神2カ所、知的1カ所 B型（12カ所）身体・知的・精神2カ所、身体及び知的1カ所、知的及び精神1カ所、知的のみ2カ所、精神のみ6カ所							
内容	<p>【概要】 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加意欲の向上を図る。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所に仕事を発注する企業等の開拓 ・自主製品の開発及び販路の拡大 ・作業所経営ネットワーク支援会議の開催 ・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 ・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布 							
経過	<p>平成21年度 事業開始</p> <p>平成23年度 作業所コンサルタント業務委託開始（荒川ひまわり）</p> <p>平成24年度 作業所コンサルタント業務委託（町屋・小台橋あさがお）</p> <p>平成25年度 作業所コンサルタント業務委託（荒川ひまわり第2）※最終年度</p> <p>平成26年度より 就労支援施設経営研修実施</p> <p>平成30年度より 東京都共同受注体制への参加</p>							
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。							
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。</p>							
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)		
	①	区内作業所の平均月額工賃(円)	13,615	13,049	11,397	13,500	14,000	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度	4年度							
推進	推進	区内の作業所利用者の工賃向上を図る事業であるため、推進する。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		6,066	5,619	6,045	6,211	6,152	7,058	7,085
決算額 (3年度は見込み)		5,906	4,457	5,949	5,927	5,328	5,969	7,085
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	区内作業所の平均月額工賃 (円)	12,449	13,523	13,205	13,615	13,049	11,397	13,500

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報酬	非常勤2名	4,638	報酬	非常勤2名	4,115	報酬	非常勤2名	4,115
共済費	共済費	660	職員手当等	非常勤2名	796	職員手当等	非常勤2名	875
報償費	講師謝礼	0	共済費	共済費	551	共済費	共済費	783
旅費	発注企業開拓	22	旅費	発注企業開拓	473	報償費	講師謝礼	83
需用費	消耗品	8	需用費	消耗品費	9	旅費	発注企業開拓	497
委託料	ネットワークセミナー業務委託	0	役務費	雇用促進セミナー	26	需用費	消耗品	39
使用料	使用料	0	委託料	ネットワークセミナー業務委託	0	委託料	ネットワークセミナー業務委託	693

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
	給与関係費	6,771	6,162	▲ 609	地方税等	0	0	0	
	物件費	29	507	478	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	3,030	3,242	212	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	3,030	3,242	212	
	賞与・退職給与引当金繰入額	159	226	67	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,929	▲ 3,653	276	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	6,959	6,895	▲ 64	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,929	▲ 3,653	276	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,929	▲ 3,653	276	

備考 行政収入の都支出金は、非常勤職員人件費分について、障害者施策推進包括補助を受入れている。就労支援施設経営研修の委託料については、コロナウイルス感染拡大防止のため令和元年度に引き続き未実施となっている。給与関係費の減及び物件費の増は非常勤職員通勤費の予算科目の組み換えによる。

問題点・課題
 ○経済状況の変化により、作業工賃の上昇は難しい状況であるが、多量や短納期の作業にも各作業所が協力し、共同受注を行う体制を整え、作業工賃向上のため、今後は受注の幅を広げていくことが必要である。
 ○各作業所がこれまでの作業にこだわらず、受注可能な高い工賃の作業にシフトすること。
 ○紹介した仕事を作業所が積極的に受託し出来るよう、職員の作業工夫やほかの作業所等と協力するなどして仕事を受けられるようにし、工賃向上に繋げる。
 ○自主生産品について、消費者のニーズに合わせた商品の多様化を促していく必要がある。

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、福祉作業所の工賃向上に繋がる取り組みを行っていく。	東京都共同受注体制への参加や、優先調達の促進など、福祉作業所の工賃向上に努めた。	引き続き、区内作業所の工賃向上に繋がる取組を行う。作業所間の繋がりを深め共同受注の受注量増加を目指す。
②			
③			

他区の実況	(実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区)
	実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区

議会要旨
 平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について (就労支援の充実)」
 平成28年度9月会議 「就労につなげる障がい者アートについて」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-66	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事					
事務事業名	障がい者計画等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	西谷	内線	2681			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-19-01	障がい者計画策定事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 16（ 2004 ）年度	根拠	障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	障害者基本法に基づく障がい者プラン、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を策定し、計画に基づき関係機関・団体等で構成される協議会を設置して、障がい者等への支援体制の整備を図る。							
対象者等	・障がい者、障がい児、障がい児通所支援利用者、難病認定者等 ・相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等							
内容	≪計画策定≫ ①障がい者プラン（計画期間6年間）現行期間：平成30～令和5年度 障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画 ②障がい福祉計画（計画期間3年間）現行期間：令和3～令和5年度 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画 ③児童福祉法（計画期間3年間）現行期間：令和3～令和5年度 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画 ≪自立支援協議会≫平成23年度設置 地域での障害福祉の支援体制に関する課題検討・情報共有を行う関係者の協議の場。 ≪医療的ケア児等支援協議会≫令和2年度設置 医療的ケア児・重度心身障がい児（者）の支援・連携体制に関する検討・情報共有を行う関係者の協議の場。							
経過	≪計画策定≫※①～③の三計画は「障がい者総合プラン」として一体で策定。 ①平成12年3月に第1期障害者プラン（計画期間：平成12～17年度）策定。 以降6年ごとに策定し、平成30年3月策定の第4期が現行。 ②平成19年3月に第1期障がい福祉計画（計画期間：平成18～20年度）策定。 以降3年ごとに策定し、令和3年3月策定の第6期が現行。 ③平成29年3月に第1期障がい児福祉計画（計画期間：平成30～令和2年度）策定。 以降3年ごとに策定し、令和3年3月策定の第2期が現行。 ≪自立支援協議会≫平成20年度に上記②の計画策定委員会にて設置の提案があり、設置の検討を開始。 平成24年2月1日に設置し、同年3月16日に初回全体会を開催。 平成29年4月に専門部会（2部会）を発足、令和2年度は3部会4ワーキンググループで活動。 ≪医療的ケア児等支援協議会≫令和3年2月に設置							
必要性	≪計画策定≫区における障害福祉施策の方針となり、サービス提供体制の確保を図るために必要である。 ≪協議会≫関係機関等が障がい者等への支援体制に関する情報共有・連携し、体制整備を図るために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	-						
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進	重点的に推進		自立支援協議会で計画の進捗管理を行い、地域課題の解決に向けて情報や地域資源を把握・共有する。医療的ケア児等の支援については、関係機関等と協議・検討を行い、充実を図る。					

予算・決算額等の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額	825	825	8,777	1,258	1,209	2,059	1,283
決算額 (3年度は見込み)	679	739	8,403	708	561	840	1,283
実績の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名 (3年度は見込み)							
計画策定に係る実態調査対象者数	—	—	9,796	—	—	—	—
自立支援協議会 開催回数	4	4	4	4	3	3	4
医療的ケア児等支援協議会 開催回数	—	—	—	—	—	0	3

予算・決算の内訳							
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)	
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項
報償費	委員謝礼, 手話通訳派遣謝礼	360	報償費	委員謝礼, 手話通訳派遣謝礼	821	報償費	委員謝礼, 手話通訳派遣謝礼
需用費	食糧費	10	委託料	計画音声版作成委託	19	需用費	食糧費, 消耗品費
委託料	介助者委託等	191				委託料	介助者委託等
						使用料及び賃借料	会議会場使用料
							12

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	221	4,906	4,685	地方税等		0		
	物件費		19		国庫支出金		0		
	維持補修費		0		都支出金		0		
	扶助費		0		分担金及び負担金		0		
	補助費等		821		使用料及び手数料		0		
	減価償却費		0		その他		0		
	不納欠損・貸倒引当金繰入額		0		行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	24	669	645	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 245	▲ 6,415	▲ 5,330	
	その他行政費用		0		金融収支差額(d)		0		
	行政費用合計(b)	245	6,415	5,330	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 245	▲ 6,415	▲ 5,330	
特別費用(g)		0		特別収入(f)		0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 245	▲ 6,415	▲ 5,330		

備考 担当職員が計画に係る取組の実施状況について確認作業を行ったため主に給与関係費が占めている。補助費等は、委員等への謝礼であり、2年度は計画策定に係る委員への謝礼が増加した。補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題 <<計画策定>>計画の目標達成状況を把握・分析するとともに、情報収集やサービス利用の傾向分析等を行い、次期計画策定に係る実態調査を有効な内容とする検討が必要である。
 <<自立支援協議会>>コロナ禍においても有効的な協議の場が設定できるよう環境整備を行う必要がある。基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等との連携強化に関する検討を進めることが大切である。
 <<医療的ケア児等支援協議会>>関係部署・機関等において医療的ケア児等の支援に関する情報や課題の共有を図り、具体的な支援策や医療的ケア児等コーディネーター配置の検討が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	国が示す計画策定に係る基本指針に基づき、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定を行う。	障がい者団体、特別支援学校、当事者、相談支援事業者等の計画策定委員から意見・要望を伺い、現状やこれまでの傾向を踏まえ策定を行った。	自立支援協議会において、障がい者プラン等の進捗管理、推進のための体制整備を図る。
②	自立支援協議会部会等の活動を深め、課題検討の整理を行うとともに、基幹相談支援センターと連携してネットワーク構築に努める。	コロナ禍で開催方法を工夫しながら基幹相談支援センターが中心となり、各部会等での活動を進めて、課題整理・情報共有を行った。	障がいに関わる法令改正や報酬改定など、国や都の動向を注視しながら、部会等において具体的な支援策の検討を進める。
③	医療的ケア児等の支援に係る情報共有等を行い、必要な支援と連携体制の整備を図るため、関係機関等から成る協議の場を設置する。	関係部署と設置に向けた検討を重ね、保健医療、保育教育、障害福祉等の関係者で構成する荒川区医療的ケア児等支援協議会を設置した。	荒川区医療的ケア児等支援協議会において、医療的ケア児等とその家族が抱える課題やニーズを把握し、支援策の検討を進める。

他区の実況	(実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区)
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置16区 ※計画策定及び自立支援協議会は22区で実施

議会要旨 令和2年文教・子育て支援委員会「医療的ケア児への保育サービスの提供、在宅育児支援について」
 令和元年度2月会議、令和2年予算特別委員会「医療的ケア児への支援について」
 令和2年決算特別委員会「災害時の医療的ケア児に対する電源確保等の支援について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-67		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	重度障がい者グループホーム運営支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
			担当者名	根岸、小林	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-20-01	重度障がい者グループホーム補助事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等	交付要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	区内の重度障害者グループホームに対して、運営経費の一部を補助することにより、重度障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備することを目的とする。							
対象者等	東京都知事の指定を受け、区内で重度障害者グループホームを運営する事業者。							
内容	<p>障害支援区分5又は6の重度障がい者を受け入れる区内グループホーム事業者に対し、運営経費の一部を受入れ人数に応じて補助する。</p> <p>【補助対象者】東京都知事の指定を受け、区内で重度障害者グループホームを運営する、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人。</p> <p>【補助対象経費】重度障害者グループホームの適切な運営が行われるための人件費のうち、重度障がい者の介助等に必要な非常勤職員の報酬。</p> <p>【補助対象者（令和3年6月現在）】東日暮里ハイツ（NPO法人かがやき）、グループホームそれいゆ（（一社）ナースプラネット）</p>							
経過	平成15年 3月	補助金交付（施設整備費1,413千円 開設準備費77千円 運営費679千円）						
	平成18年10月	障害者自立支援法に基づく共同生活介護・共同生活援助事業に移行						
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が「0円」となる）						
	平成24年12月	実施主体が社会福祉法人東京都知的障害者育成会からNPO法人かがやきに変更						
	平成25年 4月	法改正（障害者自立支援法⇒障害者総合支援法）						
	平成26年 4月	障害者総合支援法完全施行によるケアホームのグループホームへの一元化						
	平成28年 4月	重度障がい者を受け入れることが可能なグループホームを増やすため、重度障がい者の受入れ人数に応じた補助制度に変更。「荒川区重度障害者グループホーム運営費補助金交付要綱」制定						
必要性	重度障がい者に対し、地域での日常生活及び社会生活を支援するために、事業者の運営を支援することが必要である。							
実施方法	（ 1直営 ）		（ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ）					
	障害支援区分5又は6の重度障がい者を受け入れる区内グループホーム事業者に対し、運営経費の一部を受入れ人数に応じて補助する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	延べ利用者数（人）	84	96	96	96	100	各月利用者数（重度障がい者）×12月
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
推進	推進		重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。					

予算・決算額等の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額	2,024	8,223	8,223	10,278	10,278	10,278	10,278	
決算額 (3年度は見込み)	2,023	8,222	8,222	10,278	10,278	10,278	10,278	
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	共同生活介護利用者数(人)	-	-	-	-	-	-	-
	共同生活援助利用者数(人)	7	8	8	7	8	8	8

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	運営費補助	10,278	負担金補助等	運営費補助	10,278	負担金補助等	運営費補助	10,278

行政コスト計算書	勘定科目	元年度	2年度	差額	勘定科目	元年度	2年度	差額
	給与関係費	736	701	▲ 35	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	10,278	10,278	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	96	17	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,093	▲ 11,075	18
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	11,093	11,075	▲ 18	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,093	▲ 11,075	18
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,093	▲ 11,075	18

備考 行政費用のうち補助費等については、グループホーム運営法人への運営費補助分となり、入居者及び補助対象者数が変わらないため横ばいとなっている。

問題点・課題 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、当該事業を継続しながら新たなグループホームを増やしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	重度障がい者の受け入れ先を増やすため引き続き補助事業を継続する。	対象施設に対する事業継続の他、グループホームの新規開設相談時に当該補助事業の周知を行った。	引き続き当該事業の周知を行うことで、住み慣れた地域における重度障がい者の居住の場の確保に繋げていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区)
	世田谷区・豊島区 (いずれも運営費補助)

議会要旨 平成27年度9月会議 「障害者支援について (グループホームの充実)」
平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について (グループホームの充実)」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-68	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	重度身体障がい者グループホーム	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
	運営支援事業	担当者名	根岸、小林	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-20-02	重度身体障害者グループホーム費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助要綱				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援				
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対し運営を支援する。						
対象者等	以下の要件に該当する者を入居者とする重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人障がい支援区分5又は区分6の者で①区内在住の者、②18歳以上の者、③入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、④常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者						
内容	<p>重度身体障がい者グループホームを運営する事業者に対し、運営経費の一部を補助する。</p> <p>【補助内容】グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。</p> <p>【補助方式】①1施設当りの年額を定めて補助する（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上）1施設あたり年額14,638千円運営費補助②居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額して利用者から徴収する） 5人×24,000円×12月＝1,440,000円（年額）</p> <p>【補助対象施設（令和3年3月31日現在）】おぐのあかり（NPO法人あふねっと）</p>						
経過	平成17年12月	施設予定地を決定					
	平成18年 1月	東京都へ建設事業補助金（20,000千円補助）交付申請					
	平成18年 4月	許可内示決定					
	平成18年 6月	建設着工（平成18年12月竣工）					
	平成19年 1月	事業開始					
必要性	重度身体障がい者の地域での日常生活及び社会生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。						
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する事業者に補助を行う。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 入居者延べ数(人)	60	60	60	60	60	各月の入居者数×実施月数
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	推進	重度障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援を推進する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
決算額 (3年度は見込み)		16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078	16,078
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	入居者数 (人)	5	5	5	5	5	5	5
	居室維持管理費補助対象者数 (人)	5	5	5	5	5	5	5
予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078	負担金補助等	事業運営費、居室維持管理費	16,078

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額			元年度	2年度	差額	
	給与関係費	736	701	▲ 35	地方税等	0	0	0	
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	16,078	16,078	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計 (a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	79	96	17	行政収支差額 (a)-(b)=(c)	▲ 16,893	▲ 16,875	18	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額 (d)	0	0	0	
	行政費用合計 (b)	16,893	16,875	▲ 18	通常収支差額 (c)+(d)=(e)	▲ 16,893	▲ 16,875	18	
	特別費用 (g)	0	0	0	特別収入 (f)	0	0	0	
	特別収支差額 (f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額 (e)+(h)	▲ 16,893	▲ 16,875	18	

備考

行政費用のうち補助費等については、グループホーム運営法人への運営費補助分となり、入居者及び補助対象者数が変わらないため横ばいとなっている。

問題点・課題

重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため事業継続の他、新たな受け入れ先を増やしていく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規開設相談者に対し事業の周知を行う。	新規開設相談者に対し、事業の周知を行った。	継続して事業を実施するとともに、新規開設相談者に対し事業の周知を行うことで新たな受け入れ先の確保に繋げていく。
②			
③			

他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区 不明 0 区)
	新宿区：2カ所 台東区：2カ所 目黒区：1カ所 世田谷区：1カ所 北区：1カ所
議会議決要旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-69	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	親なき後支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	萩原・根岸・清水	内線	2683			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-21-01	親なき後支援事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業				
開始年度	平成 24（ 2012 ）年度	根拠	障害者グループホーム設置促進事業補助金交付要綱等					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等						
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input checked="" type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	08	障がい者の住まい・日常生活に対する支援					
目的	世話人等による支援を受けながら暮らすことができるグループホーム（以下「GH」という。）を充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進及び個人別ライフプランの作成支援を行うことにより、障がい者が住み慣れた荒川区で安心して暮らし続けることができるようにする。							
対象者等	【GH設置促進補助】区内にGHを設置しようとする社会福祉法人等 【成年後見制度利用促進（区長申立による）】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人							
内容	【GH設置促進補助】新設・増設経費のうち、東京都補助金の対象外経費に対し区が補助を実施する。 基準額：定員1人当たり800千円 補助率：3/4（備品等購入費、工事期間中の家賃・光熱水費等） 【成年後見制度利用促進】 ①区長申し立て…本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する成年後見制度について、本人申し立てが困難な場合に区長が後見開始の申し立てを行う。 ②事務費及び後見料等助成…区長申し立てにより後見開始となった者のうち、生活保護受給者等の低所得者について後見等開始申立に係る事務費及び後見料を助成する。 ③後見人等報酬助成…報酬付与審判での決定額を成年後見人等に対し報酬として助成する。 ④財産管理…成年後見制度開始前に判断能力が低い障がい者の財産管理を代行する。 【個人別ライフプラン作成支援】障がい者の将来像を描き、現在の支援のあり方を見直す個人別ライフプランの作成を支援するためプランナーによる個別相談を実施する。							
経過	平成23年 6月 研究会立ち上げ 平成24年 4月 事業開始 平成25年 7月 成年後見制度における後見料助成事業開始 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 1月 成年後見制度パンフレットの作成 平成26年 3月 成年後見制度に係る講演会実施 平成26年 7月 荒川区自治総合研究所による「親なき後」に関する報告書の発行 平成27年12月 個人別ライフプラン作成支援事業開始 令和 3年 4月 成年後見制度開始前に判断能力が低い障がい者の財産管理を代行する業務を社会福祉協議会に委託開始							
必要性	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、食事等の日常生活における支援が必要不可欠であり、世話人による支援を受けながら暮らすことができるGHは必要不可欠である。また、障がい者本人だけでなく、家族等も親なき後について考える機会が必要になっている。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員 ） ライフプランの作成支援を派遣職員が行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	GH誘致数（床）	20	3	0	4	20	
	②	区長申立て件数（件）	1	1	4	1	3	
③	ライフプラン相談件数（件）	210	96	5	110	260		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を多角的に実施する。特にグループホームを必要とされている方々が、地域のグループホームに入居できるよう、さらに誘致を進めていく。						

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		15,839	4,652	10,752	12,805	7,708	4,771	7,593
決算額 (3年度は見込み)		7,065	1,793	2,793	9,670	2,215	1,365	7,593
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名 (3年度は見込み)								
GH誘致数 (床)		16	3	7	20	3	0	4
区長申立て件数		0	3	1	1	1	4	1
ライフプラン相談件数 (件)		52	239	257	210	96	5	110

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	財産保全申立弁護人報酬	0	報償費	財産保全申立弁護人報酬	1,351	報償費	財産保全申立弁護人報酬	220
需用費	消耗品	7	需用費	消耗品	0	需用費	消耗品	10
役務費	診断書料等	1,430	役務費	診断書料等	240	役務費	診断書料等	1,946
負担金補助等	GH設置補助	538	負担金補助等	GH設置補助	17	委託料	財産管理業務委託	1,690
扶助費	後見人等報酬助成	240	扶助費	後見人等報酬助成	0	負担金補助等	GH設置補助	3,000
公課費	印紙代	0	公課費	印紙代	0	扶助費	後見人等報酬助成	720
						公課費	印紙代	7

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	1,841	2,453	612	地方税等	0	0	0	
	物件費	1,437	1,351	▲ 86	国庫支出金	415	400	▲ 15	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	206	170	▲ 36	
	扶助費	240	0	▲ 240	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	538	14	▲ 524	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	7	7	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	621	577	▲ 44	
	賞与・退職給与引当金繰入額	199	334	135	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,634	▲ 3,575	59	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,255	4,152	▲ 103	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,634	▲ 3,575	59	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,634	▲ 3,575	59	

備考 行政費用のうち補助費等の減については、令和2年度にグループホーム設置補助の執行がなかったことによる。行政収入は、各支出金が地域生活支援事業補助金(国・都)、その他が成年後見区長申立てに係る費用求償分(自己負担分)を受入れている。

問題点・課題 ・ライフプランの作成支援について、障がい者やその家族、事業者に対してさらに周知する必要がある。
・グループホームの新規開設及び増設に当たっては入居者が安心して暮らし続けることができるよう、開設以降の安定的な運営の確保を見据え、開設相談者に対して区内グループホームの利用状況等の情報提供を適宜行うとともに、事業計画が区のニーズに即した内容であるか確認する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	特別支援学校の福祉制度説明会の利用や事業所への案内依頼で、ライフプラン事業を引き続き周知する	相談件数の少ない土日の開設を廃止して、すべて平日開設とした。	連絡会を通じて区内事業者との連携を深めながら、区内におけるニーズの把握を行うとともに、実施方法の見直しを検討する。
②	引き続き社会福祉協議会と連携し成年後見制度についての周知や案内を行っていく。	社会福祉協議会と連携し遠方の施設入所者以外のニーズを把握することに努め実績増につながった。	引き続き社会福祉協議会等と連携し成年後見制度についての周知や案内を行っていく。
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
況	国の「地域生活支援事業実施要綱」を根拠とする成年後見制度申立て及び成年後見人等の報酬助成を実施している。(直営か委託かは区ごとに異なる。) ライフプランの作成支援については、他区での実施は無。
議(要旨)	平成27年度6月会議 「地域福祉事業への支援について(グループホーム建設に対する区補助金の拡大)」 平成28年度2月会議 「障がい者の自立への支援について(グループホームの充実)」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-70		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	障がい者虐待防止・差別解消事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉	
			担当者名	靄山	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-22-01	障がい者虐待防止・差別解消事業費					
事務事業の種類	<input checked="" type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業	<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律		
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内		<input type="radio"/> 都基準内	<input type="radio"/> 区独自基準	計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	11	バリアフリーの推進				
目的	<p>【虐待防止】 障がい者虐待の防止等の施策を推進し、障がい者の権利利益の擁護に資する。</p> <p>【差別解消】 障がいの有無によって分け隔てられることのない社会の実現につなげる。</p>						
対象者等	虐待・差別を受けた又は受けたと思われる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、民間事業者、区役所職員、虐待の通報・差別の相談の担い手としての区民						
内容	<p>【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】 ①通報・届出・相談→②区による事実確認→③対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言）→④必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施（成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト（自己放任）対応含む）</p> <p>【差別解消相談受理・事実確認等の体制整備】 ①相談→②区による事実確認→③関係部署及び関係事業者への助言・指導→④必要に応じて自立支援協議会にかけ、改善策等を諮る。</p> <p>【関係職員の資質向上】 資質向上のための研修等</p> <p>【広報・普及啓発】 区民や関係者等に対して広報・啓発を実施する。</p>						
経過	平成24年10月	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行 荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置					
	平成25年12月	休日・夜間障がい者虐待通報受付（コールセンター）委託開始					
	平成28年 3月	荒川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制定					
	平成28年 4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行 差別解消相談窓口を障害者福祉課に設置					
	令和3年4月	休日・夜間障がい者差別解消相談受付（コールセンター）委託開始 講演会の実施を基幹相談支援センターに委託開始 ※委託料は「基幹相談支援センター事業費」に計上					
必要性	障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止及び差別の解消は極めて重要である。						
実施方法	（ <input checked="" type="radio"/> 一部委託）（直営の場合 <input type="radio"/> 常勤職員 <input type="radio"/> 会計年度任用職員） 休日・夜間の障がい者虐待通報受付及び障がい者差別解消相談受付（コールセンター業務）は民間事業者 に委託						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	
	①	虐待通報受理件数（件）	4	10	14	6	0
	②	差別通報受理件数（件）	0	0	0	0	0
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
推進		推進 基幹相談支援センターと連携して、一般企業向けのパンフレット作成や講演会の実施など普及啓発を推進していく。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		1,701	1,871	2,209	1,971	2,185	1,648	1,425
決算額(3年度は見込み)		415	1,068	1,185	857	876	659	1,425
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
虐待通報受理件数(件)		3	4	5	4	10	14	6
差別通報受理件数(件)		-	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報償費	講演会謝礼	26	報償費	講演会謝礼	0	需用費	差別解消啓発用品等	397
需用費	差別解消啓発用品等	440	需用費	差別解消啓発用品等	248	役務費	弁護士等専門家相談料	275
役務費	弁護士等専門家相談料	13	役務費	弁護士等専門家相談料	0	委託料	コールセンター委託料他	753
委託料	コールセンター委託料他	397	委託料	コールセンター委託料他	417			
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0			

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	2,577	1,542	▲ 1,035	地方税等	0	0	0
	物件費	850	659	▲ 191	国庫支出金	623	350	▲ 273
	維持補修費	0	0	0	都支出金	311	175	▲ 136
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	26	0	▲ 26	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	934	525	▲ 409
	賞与・退職給与引当金繰入額	278	210	▲ 68	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,797	▲ 1,886	911
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	3,731	2,411	▲ 1,320	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,797	▲ 1,886	911
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,797	▲ 1,886	911

備考 行政費用のうち補助費の減は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、集合形式での講演会が実施できず、基幹相談支援センターによるオンラインでの開催であったことに伴う講師謝礼の減による。行政収入は、各支出金で虐待防止分に係る地域生活支援事業補助金(国・都)を受入れている。

問題点・課題
 ○引き続き障がい者虐待の通報義務・救済制度等について、広く区民・関係者に周知を継続していく。
 ○関係事業所等に対しては、基幹相談支援センターと連携して虐待防止のための研修等を行い、日々の処遇の質の向上を推進していく。
 ○今後も差別解消法について、区民及び事業者、関係者等に普及啓発を図り理解を深めていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、障がい者差別解消法及び障がい者虐待防止法について普及啓発を推進していく。	障害者差別解消法について、リーフレットの作成等を行った。虐待防止研修を基幹相談支援センター主催で実施した。	障がい者差別解消法及び障がい者虐待防止法について更なる普及啓発を推進していく。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
法定事業	
議会(要旨)質問状	平成29年度2月会議 「障害福祉サービス内容について周知徹底するとともに、障がい者への差別と偏見の解消について必要な手立てを講じること。」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-71	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	廣田	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-01	相談事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 48（ 1973 ）年度	根拠	身体障害者福祉法、荒川区立心身障害者福祉センター条例等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	区内在住の障がい児者等が、福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する問題解決を図れるように援助するとともに、地域での社会参加を支援する。また、地域の人たちが、障がい者に対する理解を深められるように、啓発活動を行う。						
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者						
内容	<p>【相談】①一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ、適切な問題解決を図れるように援助する。②健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。③心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。④障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区特別支援児保育事業実施要綱第8条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。</p> <p>【地域啓発事業】施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>						
経過	<p>昭和48年 6月 事業開始</p> <p>平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。</p> <p>平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。</p> <p>平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。</p> <p>平成22年 4月 相談事業を拡大するため、心理職2名を配置した。</p>						
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。						
実施方法	<p>（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ）</p> <p>・相談は、心理職、福祉職、看護師が受ける。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 一般相談及び医学相談（件）	260	238	723	750	800	
	② 心理相談（件）	450	353	271	300	450	
③ 各自主活動回数（回）	100	61	0	50	100		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	推進	障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		4,341	6,534	6,631	6,503	6,503	7,382	7,467
決算額（3年度は見込み）		4,303	6,269	6,597	6,468	3,996	5,189	7,467
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	一般相談及び医学相談（件）	359	386	277	260	238	723	750
	心理相談（件）	431	394	372	450	353	271	300
	各自主活動実施状況（回）	84	67	98	100	61	0	50

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	2,982	報酬	非常勤報酬	4,327	報酬	非常勤報酬	5,600
共済費	非常勤保険料	135	共済費	非常勤期末手当	172	共済費	非常勤期末手当	756
賃金	賃金	664	共済費	非常勤保険料	313	共済費	非常勤保険料	689
旅費	特別旅費	5	旅費	特別旅費	104	旅費	特別旅費	189
需用費	食糧費	7	需用費	食糧費	0	需用費	食糧費	7
需用費	消耗品費	200	需用費	消耗品費	272	需用費	消耗品費	223
役務費	保険料	3	役務費	保険料	0	役務費	保険料	3

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,721	25,276	21,555	地方税等	0	0	0	
	物件費	876	376	▲ 500	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	3	0	▲ 3	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	65	2,847	2,782	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,665	▲ 28,499	▲ 23,834	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	4,665	28,499	23,834	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,665	▲ 28,499	▲ 23,834	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,665	▲ 28,499	▲ 23,834		

備考

行政費用については、相談業務であるため、給与関係費（非常勤職員人件費、嘱託医報酬）が多くかかっている。給与関係費は非常勤職員が年度途中に採用となったため、増加している。

問題点・課題

より多くの相談に応じるために、他機関との連携を引き続き強化していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、他機関との連携を継続し、個別の相談に丁寧に対応した。	病院や他機関との連携を密にとり、きめ細やかに相談に応じられた。	病院や関係機関との連携を継続し、きめ細やかに相談に対応する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	平成27年度6月会議 「障害者支援について（相談窓口の充実）」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-72		戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	機能訓練事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉	
			担当者名	廣田	内線	414	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-02	機能訓練事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 48（ 1973 ）年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立心身障害者福祉センター条例				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画		<input type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターⅡ型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・リハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。 						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く） 						
内容	<p>【地域活動支援センターⅡ型事業】</p> <p>肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を実施（定員8人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由：不定期 ・言語：月・水 午後 2コース/週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週 <p>中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後 						
経過	<p>昭和48年 心身障害者福祉センター開所。指導訓練部門として発足。</p> <p>平成15年 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成17年 若年中途障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成18年 身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>平成20年 老人保健法→健康増進法。送迎用リフト付き車両による送迎開始。</p> <p>平成23年 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。</p> <p>平成27年 言語訓練グループ利用者が自主グループで活動を開始し一部利用者が移行した。</p>						
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員）</p> <p>各訓練毎に、専門職がチームを組み支援を行っている。</p>						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 訓練在籍実人数（人）	91	105	74	80	130	
	② 高次脳機能障がい者在籍実人数（人）	20	13	11	13	25	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	障がい者の日々の生活の充実及び生活力の向上を図る事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		14,281	14,614	14,597	14,484	14,775	15,263	19,616
決算額(3年度は見込み)		12,616	12,797	13,053	9,698	11,911	12,895	19,616
実績の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
事項名(3年度は見込み)								
延べ利用人数(人)		2,498	2,610	2,600	1,588	1,621	1,294	1,400
訓練在籍実人数(人)		103	106	113	91	105	74	80

予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤報酬	8,240	報酬	非常勤報酬	7,638	報酬	非常勤報酬	11,396
共済費	非常勤保険料	1,220	職員手当・共済費	非常勤期末手当・保険料	2,877	職員手当・共済費	非常勤期末手当・保険料	4,526
報償費	講師謝礼	542	報償費・役務費	講師謝礼	360	報償費	講師謝礼	380
旅費	特別旅費	68	旅費	特別旅費	322	旅費	特別旅費	480
需用費	消耗品費	147	需用費	消耗品費	171	需用費	消耗品費	169
備品購入費	備品購入費	759	備品購入費	備品購入費	63	備品購入費	備品購入費	0
扶助費	送迎車両雇上	935	扶助費	送迎車両雇上	1,464	扶助費	送迎車両雇上	2,665

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額	元年度		2年度	差額		
行政費用	給与関係費	10,419	22,709	12,290	地方税等	0	0	0	
	物件費	1,100	736	▲364	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0	
	扶助費	935	1,464	529	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	362	180	▲182	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	98	1,910	1,812	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲12,914	▲26,999	▲14,085	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	12,914	26,999	14,085	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲12,914	▲26,999	▲14,085	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲12,914	▲26,999	▲14,085		

備考

行政費用のうち扶助費については、送迎用車の利用者が増加に伴い、送迎車両雇上料が増加した。物件費及び補助費等の減は、新型コロナウイルスの影響により講演会等を中止したことによる。

問題点・課題

高次脳機能障がい者特化したグループ訓練を行っていることや病院でのリハビリ期間の制約などにより、地域でのリハビリの需要が存在する。こうした需要に応えていくため、人的な確保と場所の確保が課題となっている。
また、訓練後の地域生活での受け皿をさらに充実させていく必要がある。高次脳機能障がい者の方の障がい特性に対応する必要性が継続的にある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	一人ひとりにあった個別のプログラムを提供できた。	一人ひとりに合った個別のプログラムを実施する事ができた。	引き続き、一人ひとりにあった個別のプログラムを実施する。
②			
③			

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会(要旨)質問状	平成21年決特 平成21年四定 「高次脳機能障がい者に対する支援について」 「高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-73	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	児童発達支援等事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉		
		担当者名	宮田	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-03	児童発達支援等事業費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 48（ 1973 ）年度	根拠	児童福祉法第6条の2第2項の2、荒川区立心身障害者福祉センター条例等				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	10	障がいのある子どもの健全育成				
目的	障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その障がい状況ならびに養育環境に応じて適切なサービスを提供する。そのことにより、当該乳幼児の心身の発達を促し、日常生活能力や集団生活への適応力の向上及び、当該乳幼児の家族が適切な養育ができるよう家族支援を行い、就学後も相談を継続することにより、障がいのある児童が地域で適応した生活を営めるよう支援する。						
対象者等	原則、荒川区内に住む、心身の発達になんらかの不安のある児童 ・相談事業および児童発達支援（個別訓練）：0才～学齢児 ・児童発達支援：0才～就学前						
内容	児童発達支援 定員 午前：15名 午後：15名 <input type="radio"/> 親子療育： 発達に課題のある2才児に対して早期療育と家族支援を行う。 <input type="radio"/> 親子分離療育： 発達に課題のある3～5才児に対して発達段階に応じ小集団の中で生活動作、個別指導を含めた支援を行う。 <input type="radio"/> 課題中心の療育： 発達に課題のある3～5才児に対して、課題中心の小集団での支援を行う。 <input type="radio"/> 訓練療育： 身体機能訓練・言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 <input type="radio"/> セラピープログラム：情緒面や行動面、対人関係などに課題のある乳幼児に対し、講師による専門的な療法を行う。 <input type="radio"/> 学齢児セラピープログラム：学齢児に対し、講師による専門的な療法を行う。 <input type="radio"/> 家族支援： 家族に対して、交流会や学習会を企画・実施する。						
経過	昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年 4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。（利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年 4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。（利用者負担額を3%に軽減） 平成19年 4月 利用者負担額を無料とする。 平成22年 4月 コーディネーター（臨床発達心理士）を配置し、学齢児の相談事業を充実。 平成23年 4月 非常勤（言語聴覚士）を雇用。新たに特別支援学校在籍児への機能訓練事業を実施。 平成24年 4月 法改正により、児童福祉法に基づく児童発達支援事業として実施。						
必要性	障がい児に対して、療育や訓練などの専門的関わりをすることによって、障がいの軽減を図ることができる。特に早期（乳幼児期）からの関わりは療育（訓練）効果が高い。また、保護者へのさまざまなサポートも必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員） 個別プログラムに基づき療育活動を実施している。						
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 年間延べ利用者数（人）	5,807	5,925	4,695	5,500	6,000	
	② 実利用人数	212	212	195	213	250	※在籍者数
③ 特別支援校在籍児への訓練延べ利用児数（人）	20	33	22	30	40		
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
重点的に推進	重点的に推進	0～18歳までの相談や就学前までの療育枠の充実について検討を進め、より一層の療育環境の整備を図る必要があるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額	5,374	2,207	2,214	2,214	2,261	2,541	2,514	
決算額 (3年度は見込み)	2,080	2,074	2,002	1,821	1,893	1,877	2,514	
実績の推移	事項名 (3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	年間延べ利用者数(人)	4,347	5,735	5,532	5,807	5,925	4,695	5,500
	在籍者数(人)	177	203	219	212	212	195	213

予算・決算の内訳								
令和元年度 (決算)			令和2年度 (決算)			令和3年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
報償費	療育支援講師	1,203	報償費	療育支援講師	922	報償費	療育支援講師	1,575
需用費	賄費等	398	需用費	消耗品費	418	需用費	消耗品費	450
役務費	ピアノ調律等	230	役務費	郵送料等	354	役務費	郵送料等	338
委託料	腸内細菌検査委託料	62	委託料	腸内細菌検査委託料等	72	委託料	腸内細菌検査委託料等	151
			備品購入費	テーブル	111			

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	13,336	61,814	48,478	地方税等	0	0	0
	物件費	690	955	265	国庫支出金	105	35	▲ 70
	維持補修費	0	0	0	都支出金	52	906	854
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	1,203	922	▲ 281	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	34,471	27,750	▲ 6,721
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	34,628	28,691	▲ 5,937
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,440	8,429	6,989	行政収支差額(a)-(b)=(c)	17,959	▲ 43,429	▲ 61,388
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	16,669	72,120	55,451	通常収支差額(c)+(d)=(e)	17,959	▲ 43,429	▲ 61,388
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	17,959	▲ 43,429	▲ 61,388

備考 行政費用のうち補助費等の減は、コロナによる緊急事態宣言期間中、講座等の開催を見合わせたことに伴う講師謝礼の減による。行政収入は、国庫支出金等によりペアレントトレーニングの費用を補助金等として受け入れており、その他で介護給付費(児童発達支援)を受け入れている。

問題点・課題
 ○家族支援のため体制を整備していく必要がある。
 ○利用者は年々増加傾向にあるが、2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、通所自粛等で療育回数減ったため利用者数は減少となった。
 ○新型コロナウイルス感染予防対策を引き続きしっかり行っていく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む具体的な改善内容	令和2年度に実施した改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き、月1回の相談会を実施していく。	月1回の相談会は、新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら実施した。参加人数は相談数減や通所自粛の影響もあり減少した。	月1回の相談会については、新型コロナウイルス感染症予防対策を行いながら、引き続き実施していく。
②	安心して療育を受けていただけるよう、消毒などの感染予防対策を行っていく。	療育終了後に毎回消毒を実施するとともに、必要に応じて都度消毒を行い感染予防対策を行った。	安心して療育を受けていただけるよう、感染症予防対策を行い、引き続き実施する。
③			家族支援のため東京都ペアレントメンター事業を活用、実施していく。

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
-------	--------------------------

議会要旨
 平成28年度11月会議 「児童の発達に対する支援強化について」
 平成29年度 6月会議 「発達障がい早期発見のための5歳児検診の導入について」
 平成29年度 6月会議 「ペアレントトレーニング実施の環境整備について」
 令和元年度 6月会議 「発達障がい特性のある子どもの養育者への支援策」
 「障がい児のきょうだいへの支援策」

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	08-05-74	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	障がい者地域自立生活支援センター事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小泉			
		担当者名	廣田	内線	414			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-04	障害者地域自立生活支援センター事業費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 3年度 <input type="radio"/> 2年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13（ 2001 ）年度	根拠	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱					
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	（ ）年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	07	障がい者の相談・支援体制の充実					
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。							
対象者等	区内で生活支援を必要とする心身障がい者							
内容	①資源を活用するための支援 ②社会生活力を高めるための支援：自立生活支援セミナー、高次脳機能障がい講演会を実施する。 ③ピアカウンセリング：障がい者自身がピアカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する相談や、個別的援助・支援に関する相談を実施する。 ④専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、就労移行支援事業所、ハローワーク、医療機関ならびに保健所等の機関を紹介する。							
経過	「障害者地域自立生活支援センター事業」は東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年から開始した事業である。 平成13年 2月 ピアカウンセリング事業実施 平成13年 4月 実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備 平成18年10月 障害者自立支援法施行に伴い、地域生活支援事業の相談支援事業に包括 平成25年 4月 法改正（障害者自立支援法⇒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 通称名：障害者総合支援法）							
必要性	障害者総合支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的を達成するための不可欠な事業であり、今後更なる事業の拡大が求められるものである。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤職員 <input checked="" type="radio"/> 会計年度任用職員 ） 当該事業は、相談事業、当事者相談、生活支援セミナーの開催を含む。職員1人と専用相談室を設ける。相談は直接来所または電話、FAXにて受け付ける。							
指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)		
	①	ピアカウンセリング件数（件）	34	20	18	20	30	
	②	自立支援セミナー開催回数（回）	7	2	5	5	5	
③	自立支援セミナー延べ参加者数（人）	179	122	49	60	100	2年度はコロナ感染症対策で会場収容人数制限があり参加者減	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
推進	継続	地域で生活する障がい者に必要な支援を推進していく。						

予算・決算額等の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
予算額	3,747	3,886	3,865	3,919	3,802	4,314	4,294	
決算額(3年度は見込み)	3,516	3,713	3,470	3,403	3,472	3,931	4,294	
実績の推移	事項名(3年度は見込み)	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	ピアカウンセリング件数(件)	25	20	23	34	20	18	20
	自立支援セミナー開催回数(回)	15	15	7	7	2	5	5
	セミナー延べ参加人数(人)	255	255	217	179	122	49	60

予算・決算の内訳								
令和元年度(決算)			令和2年度(決算)			令和3年度(予算)		
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)
報酬	非常勤報酬	2,783	報酬	非常勤報酬	2,570	報酬	非常勤報酬	2,743
共済費	非常勤保険料	359	職員手当等	非常勤期末手当	431	職員手当等	非常勤期末手当	477
報償費	講師謝礼	200	共済費	非常勤保険料	424	共済費	非常勤保険料	431
旅費	特別旅費	6	報償費	講師謝礼	65	報償費	講師謝礼	263
需用費	消耗品・印刷製本	106	旅費	特別旅費	173	旅費	特別旅費	191
役務費	セミナー講師謝礼	18	需用費	消耗品・印刷製本	119	需用費	消耗品・印刷製本	134
			役務費	セミナー講師謝礼	149	役務費	セミナー講師謝礼	55

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	元年度	2年度	差額		元年度	2年度	差額	
	給与関係費	97,991	12,464	▲ 85,527	地方税等	0	0	0
	物件費	130	441	311	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	2,308	2,649	341
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	200	65	▲ 135	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,308	2,649	341
	賞与・退職給与引当金繰入額	10,239	1,304	▲ 8,935	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 106,252	▲ 11,625	94,627
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	108,560	14,274	▲ 94,286	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 106,252	▲ 11,625	94,627
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 106,252	▲ 11,625	94,627

備考 行政費用は、給与関係費が主となっている。物件費の増及び補助費等の減は、講師謝礼を報償費(補助費等)から役務費(物件費)に変更して支払ったことによるものである。行政収入は、高次脳機能障害者支援促進事業補助金を受入れている。

問題点・課題 セミナーの内容の質の向上に務め、社会資源の活用や自立した地域社会での生活力を高め、生活の質の向上のための支援につなげていく。

問題点・課題の改善策									
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容			令和2年度に実施した改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	障がい者スポーツの紹介として、車椅子空手の紹介を行った。			車椅子空手の紹介を行い、多数のセミナー参加者があり、好評であった。			引き続き、障がい者スポーツやICTに関するセミナーを実施する。		
②	高次脳機能障がい講演会を実施し、より多くの方に、障がいの理解を深めていただく機会とした。			高次脳機能障がい講演会を実施し、コロナ禍ではあるが、可能な範囲の参加者があり、障がいの理解の機会とすることができた。			高次脳機能障がい講演会を実施し、障がい理解と当事者、家族や支援者の交流の機会とする。		
③									
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議会議事録(要旨)									